

# 事業概要

令和6年度版



な～や



ひとに、ひたむきに。  
社会福祉法人  
名古屋市社会福祉協議会

## 目次

|                                                     |    |
|-----------------------------------------------------|----|
| 社会福祉協議会とは.....                                      | 2  |
| 沿革・年表.....                                          | 2  |
| 令和6年度 事業の基本方針.....                                  | 5  |
| 事業および実績.....                                        | 11 |
| 1 区社会福祉協議会の活動支援.....                                | 11 |
| 2 社会福祉の調査、啓発.....                                   | 11 |
| 3 社会福祉の連絡調整と助成.....                                 | 11 |
| 4 地域福祉活動の推進.....                                    | 11 |
| 5 ボランティア活動の振興.....                                  | 23 |
| 6 仕事・暮らし自立サポートセンターの運営【委託事業 平成26年度から実施】              | 27 |
| 7 居住支援に関する業務.....                                   | 28 |
| 8 いきいき支援センターの運営【委託事業 [平成18年4月から実施]】 .....           | 29 |
| 9 認知症相談支援センター運営事業【委託事業 [平成25年10月から実施]】 ....         | 30 |
| 10 福祉基金（地域福祉推進・子育て支援基金）の運営【昭和56年10月から実施】            | 32 |
| 11 介護保険事業等の取り組み【介護保険事業 [平成12年4月から実施]】 .....         | 33 |
| 12 障害者・認知症高齢者権利擁護事業の実施【補助事業 [平成11年4月から実施]】<br>..... | 36 |
| 13 高齢者虐待相談センター事業の実施【委託事業 [平成17年7月から実施]】 ...         | 36 |
| 14 障害者虐待相談センター事業の実施【委託事業 [平成24年10月から実施]】 ..         | 37 |
| 15 障害者差別相談センター事業の実施【委託事業 [平成28年8月から実施]】 ...         | 37 |
| 16 成年後見あんしんセンター事業の実施【委託事業 [平成22年10月から実施]】           | 38 |
| 17 法人後見センター事業の実施【独自事業[平成25年7月から実施]】 .....           | 40 |
| 18 障害者雇用支援センター事業の実施 [平成24年4月から実施] .....             | 42 |
| 19 指定管理施設の管理・経営.....                                | 44 |
| 20 福祉サービス苦情相談事業の実施【独自事業 [平成13年6月から実施]】 .....        | 46 |
| 21 その他事業.....                                       | 47 |
| 22 名古屋市共同募金委員会との連携 [平成9年4月から事務局受託] .....            | 48 |
| 23 シルバー人材センター事業への協力.....                            | 48 |
| 24 老人クラブ事業への協力.....                                 | 48 |
| 会員制度.....                                           | 49 |
| 主な分掌事務.....                                         | 50 |
| 財務状況.....                                           | 52 |
| 事務局等各部別主要事業一覧.....                                  | 56 |
| 事務局.....                                            | 56 |
| 総務部.....                                            | 56 |
| 経理企画部.....                                          | 56 |
| 地域福祉推進部（ボランティアセンター事業含む） .....                       | 56 |
| 権利擁護推進部.....                                        | 58 |
| 在宅福祉事業本部.....                                       | 60 |
| 在宅福祉部.....                                          | 60 |
| 地域包括事業部.....                                        | 60 |
| 組織図（令和6年4月1日現在） .....                               | 61 |
| 事業所一覧.....                                          | 62 |

## 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法（第 109・110 条）に設置根拠を持ち全国、都道府県・指定都市、市区町村に設置された団体です。

その目的は「地域福祉の推進を図ること」であり、地域福祉を進める中核的団体です。

名古屋市社会福祉協議会は、住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設などと協力して、様々な福祉課題の解決を通して、「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋」を目指し、大人も、子どもも、高齢者も、障がいがある人も、ない人も、誰もが地域の中で役割を持ち、お互いに尊重し、支え合える人間関係豊かなまちづくりを進めています。

## 沿革・年表

- （１）昭和 26 年 7 月、名古屋市各区社会福祉協議会、名古屋市公共福祉事業団、名古屋市民生委員連盟など福祉団体の連絡調整団体として、名古屋市社会福祉協議会を設立。
- （２）昭和 38 年 11 月、名古屋市各区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉関係公務員、社会福祉関係団体などの参加を得て組織を変更し、厚生大臣（当時）の認可を経て、社会福祉法人となる。
- （３）昭和 57 年 11 月、名古屋市総合社会福祉会館が開館。その管理を名古屋市から受託し、会館内に事務局を移転。

| 年 月                                        | あ ゆ み                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 26 年 7 月                                | 名古屋市社会福祉協議会設立                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 昭和 38 年 11 月                               | 社会福祉法人格取得                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 昭和 51 年 4 月                                | 老人配食（給食）サービス事業開始                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 昭和 56 年 6 月<br>10 月                        | 休養温泉ホーム松ヶ島受託 ※平成 18 年 3 月受託終了<br>福祉基金創設                                                                                                                                                                                                                            |
| 昭和 57 年 4 月<br>11 月                        | 地域福祉推進協議会づくり開始 【平成 14 年度に組織率 100%達成】<br>市総合社会福祉会館受託 ※会館内に事務局移転、ボランティアセンター開設 17 年度から指定管理                                                                                                                                                                            |
| 昭和 58 年 4 月                                | 区社協職員 2 名体制（4 年計画）                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 昭和 61 年 4 月                                | 高年大学鯉城学園開学 ※平成 18 年度から指定管理                                                                                                                                                                                                                                         |
| 平成 2 年 4 月<br>8 月                          | 全区社協に「地域福祉主査」を配置<br>なごやかヘルプ事業開始                                                                                                                                                                                                                                    |
| 平成 6 年 4 月<br>10 月                         | 16 区すべての区社協で社会福祉法人格取得、区社協専任事務局長配置開始<br>地域福祉推進計画策定（6 年度～12 年度）                                                                                                                                                                                                      |
| 平成 8 年 4 月<br>7 月                          | 子ども会キャンプセンター受託 ※平成 23 年 3 月受託終了<br>とだがわこどもランド受託 ※18 年度から指定管理                                                                                                                                                                                                       |
| 平成 11 年 4 月<br><br><br><br><br><br><br>8 月 | 障害者・高齢者権利擁護センター開設<br>守山区・千種区在宅サービスセンター開設<br>平成 12 年：南区・瑞穂区・中村区 平成 13 年：中区・昭和区・港区・熱田区<br>平成 19 年：東区 平成 21 年：天白区<br>平成 22 年：西区・中川区 平成 23 年：北区<br>平成 24 年：名東区 平成 31 年：緑区<br>ふれあいネットワーク活動開始<br>在宅介護支援センター（千種区・守山区）受託〔地域包括支援センターに事業変更 18 年 4 月〕<br>14 区在宅介護支援センター受託〔同上〕 |

|                                          |                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 12 年 2 月<br>3 月<br>4 月<br>9 月<br>11 月 | 南区在宅サービスセンター開設<br>瑞穂区在宅サービスセンター開設<br>〈介護保険法施行〉 居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業開始<br>巡回型高齢者自立支援生きがい通所事業開始〔はつらつ長寿推進事業に事業変更 18 年 10 月〕<br>東海豪雨災害ボランティアセンター開設守山区在宅サービスセンター開設<br>中村区在宅サービスセンター開設 |
| 平成 13 年 6 月<br>8 月<br>9 月<br>10 月        | 福祉サービス苦情相談センター開設<br>中区・昭和区在宅サービスセンター開設<br>港区在宅サービスセンター開設<br>新・地域福祉推進計画策定（13 年度～17 年度）<br>熱田区在宅サービスセンター開設                                                                           |
| 平成 15 年 3 月<br>4 月                       | 経営改善計画策定（15 年度～17 年度）<br>児童館 6 館、福祉会館 5 館受託<br>ふれあい・いきいきサロン推進事業開始                                                                                                                  |
| 平成 16 年 4 月                              | 児童館 16 館、福祉会館 15 館の指定管理開始<br>障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所開設                                                                                                                                |
| 平成 17 年 4 月<br>7 月<br>10 月               | 総合社会福祉会館の指定管理開始<br>高齢者虐待相談センター開設・受託<br>地域福祉リーディングモデル事業開始                                                                                                                           |
| 平成 18 年 4 月<br>9 月<br>10 月               | 17 地域包括支援センター（いきいき支援センター）受託<br>第 3 次地域福祉推進計画策定（18 年度～22 年度）<br>介護保険事業 持続可能な組織への変革 ～3 カ年改革プラン～策定（18 年度～20 年度）                                                                       |
| 平成 19 年 3 月<br>4 月                       | 第 2 次経営改善計画策定（18 年度～22 年度）<br>東区在宅サービスセンター開設<br>シルバーパワーを活用した地域力再生事業受託（～25 年度）                                                                                                      |
| 平成 20 年 4 月                              | 児童館（13 館・コンソシアム館 1 館）、福祉会館（11 館・コンソシアム館 2 館）の指定管理開始                                                                                                                                |
| 平成 21 年 3 月                              | 天白区在宅サービスセンター開設                                                                                                                                                                    |
| 平成 21 年 4 月                              | 介護保険事業 第 2 次 3 カ年プランーなごやか『あかり』プラン策定（21 年度～23 年度）                                                                                                                                   |
| 平成 22 年 1 月                              | 西区在宅サービスセンター開設                                                                                                                                                                     |
| 平成 22 年 4 月                              | 中川区在宅サービスセンター開設                                                                                                                                                                    |
| 平成 22 年 10 月                             | 成年後見あんしんセンター開所・受託                                                                                                                                                                  |
| 平成 23 年 3 月                              | 北区在宅サービスセンター開設<br>第 4 次地域福祉推進計画策定（23 年度～26 年度）・経営戦略計画策定（23 年度～26 年度）<br>東日本大震災への職員派遣                                                                                               |
| 平成 23 年 4 月                              | 地域の子ども応援事業開始<br>東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや開設                                                                                                                                         |
| 平成 23 年 6 月                              | 代表権を持つ在宅福祉担当理事の設置、在宅福祉事業本部制の導入                                                                                                                                                     |
| 平成 23 年 7 月                              | 本会設立 60 周年記念事業の実施                                                                                                                                                                  |
| 平成 24 年 1 月                              | 名東区在宅サービスセンター開設                                                                                                                                                                    |
| 平成 24 年 3 月                              | 介護保険等在宅福祉事業 第 3 次 3 カ年プランーなごやか『さんさんプラン』策定<br>（24 年度～26 年度）                                                                                                                         |

|              |                                                                                                                                                                                                |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 24 年 4 月  | 名古屋市障害者雇用支援センター事業開始<br>名古屋市東部認定調査センター受託<br>市社協による児童館、福祉会館の指定管理期間満了<br>各区社協が指定管理者となり、児童館（14 館・コンソシアム館 1 館）、福祉会館（12 館・コンソシアム館 3 館）の運営開始<br>認知症相談・連携体制強化事業を受託、千種区西部いきいき支援センターにて実施<br>はばたきサポート事業開始 |
| 平成 24 年 5 月  | 障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所開設                                                                                                                                                                         |
| 平成 24 年 6 月  | 大規模団地等における孤立防止推進事業実施                                                                                                                                                                           |
| 平成 24 年 10 月 | 障害者虐待相談センター開設・受託                                                                                                                                                                               |
| 平成 25 年 1 月  | 地域密着型サービス定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業実施                                                                                                                                                                  |
| 平成 25 年 4 月  | 高齢者見守り支援事業及び見守り電話事業実施<br>社会福祉研修センターを組織改編                                                                                                                                                       |
| 平成 25 年 7 月  | 北区東部いきいき支援センター受託<br>法人後見センター「なごやかぽーと」事業開始                                                                                                                                                      |
| 平成 25 年 10 月 | 本会法人化 50 周年記念事業の実施                                                                                                                                                                             |
| 平成 26 年 4 月  | 地域力の再生による生活支援推進事業受託                                                                                                                                                                            |
| 平成 26 年 6 月  | 第 2 期 大規模団地等における孤立防止推進事業実施                                                                                                                                                                     |
| 平成 26 年 7 月  | 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター（名駅）開設・受託                                                                                                                                                                  |
| 平成 27 年 3 月  | 第 2 次経営戦略計画策定（27 年度～31 年度）<br>第 5 次地域福祉推進計画策定「なごやか地域福祉 2015」（27 年度～31 年度）<br>*第 2 期名古屋市地域福祉計画と一体策定<br>介護保険等在宅福祉事業 第 4 次 3 ヶ年プランーなごやか『しあわせサンプラン』策定（27 年度～29 年度）                                 |
| 平成 27 年 4 月  | 高齢者サロンの整備等生活支援推進事業受託<br>認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員配置開始<br>認知症相談支援センター開設・受託                                                                                                                        |
| 平成 27 年 8 月  | 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター（金山）開設・受託                                                                                                                                                                  |
| 平成 27 年 10 月 | なごや・よりどころサポート事業開始                                                                                                                                                                              |
| 平成 28 年 8 月  | 名古屋市障害者差別相談センター開設・受託                                                                                                                                                                           |
| 平成 29 年 3 月  | 名古屋市東部認定調査センター受託終了<br>地域密着型サービス定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業終了                                                                                                                                            |
| 平成 29 年 4 月  | 子ども食堂推進事業開始                                                                                                                                                                                    |
| 平成 29 年 6 月  | 会計監査人の設置、内部管理体制の基本方針の制定                                                                                                                                                                        |
| 平成 30 年 3 月  | 介護保険等在宅福祉事業 第 5 次プラン策定（30 年度～35 年度）                                                                                                                                                            |
| 平成 31 年 3 月  | 緑区在宅サービスセンター開設                                                                                                                                                                                 |
| 令和 元年 12 月   | 愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受け、業務開始                                                                                                                                                                   |
| 令和 2 年 3 月   | 第 3 次経営戦略計画策定（2 年度～6 年度）<br>第 6 次地域福祉推進計画策定「なごやか地域福祉 2020」（令和 2 年度～6 年度）                                                                                                                       |
| 令和 2 年 10 月  | 地域の支え手応援事業開始                                                                                                                                                                                   |
| 令和 2 年 12 月  | 住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネートモデル事業）開設・受託                                                                                                                                                          |
| 令和 3 年 2 月   | なごやかエンディングサポート事業開始                                                                                                                                                                             |
| 令和 3 年 7 月   | 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」支給にかかる業務受託<br>本会設立 70 周年記念職員向けオンライン式典の実施                                                                                                                               |
| 令和 3 年 10 月  | 「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業」（4 区）受託・モデル事業開始                                                                                                                                                      |
| 令和 4 年 4 月   | 名古屋市介護予防に資する通いの場の充実事業受託                                                                                                                                                                        |
| 令和 4 年 10 月  | 「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業」（4 区）受託・モデル事業開始<br>住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネート事業）受託                                                                                                                   |

|             |                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 4 年 10 月 | 名古屋市あんしんエンディングサポート事業受託                                                                      |
| 令和 5 年 3 月  | 北区東部いきいき支援センター受託終了                                                                          |
| 令和 5 年 4 月  | いきいき支援センター運営事業と認知症相談支援センター運営事業の所管を事務局から在宅福祉事業本部へ移管し、「地域包括事業部」として再編<br>名古屋市子ども食堂等コーディネート事業受託 |
| 令和 5 年 10 月 | 「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業」(8 区) 受託・準備事業開始                                                   |
| 令和 6 年 3 月  | 障害者・高齢者権利擁護センター西部事務所開設                                                                      |

## 令和 6 年度 事業の基本方針

### ①【地域の福祉課題の解決に向けた事業展開】

- 「名古屋市地域支えあい事業」では、地域住民による身近な相談窓口の設置や多様な主体の参加を得た見守り、支えあいの活動を市内 116 学区において実施することを目指し、実施学区拡大に向けた計画的な支援を行います。また、既実施学区については、実施状況の把握に努め、着実に活動が継続されるよう支援を行います。
- 「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」では、各区に設置した生活支援に関する協議体である「生活支援連絡会」において、生活支援活動等の把握や支援、担い手の養成など地域の特性に応じた具体的な取り組みが実施されるように支援し、日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加を一体的に進めます。
- 「ふれあい・いきいきサロン活動」への支援については、高齢者・共生型サロンに留まらず、障がい者や子育てサロンも対象とする「ふれあい・いきいきサロン推進事業」を実施し、引き続き開設・運営助成を行いながら、サロンのもつ役割や生きがいづくりなど居場所としての効果の発揮や、見守り・支えあい活動への発展などサロン活動の充実に向けた支援を行います。  
また、通いの場の充実を図るため、介護予防の取り組みに関する情報提供や担い手の発掘・養成などに取り組みます。
- 「名古屋市子ども食堂推進事業」では、区社協の「サロン何でも相談所」を通じて、引き続き「子ども食堂」への開設助成を実施するとともに、子ども食堂の広報、啓発等を目的としたフォーラムを実施します。  
また、「名古屋市子ども食堂コーディネート事業」では、子ども食堂等の立上げや運営に関する総合相談や、支援機関や地域とのネットワークづくり等に取り組むことで、子ども食堂の円滑な運営やさらなる活動の充実に向けた支援を行います。
- 「重層的支援体制整備事業」では、令和 6 年度からの本格実施に向け、16 区社協等とともに、包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくり支援の 3 つの支援を一体的に行いながら、効果的かつ着実な事業の推進を図ります。  
また、地域共生社会の実現に向けて、名古屋市における包括的な相談支援体制を構築するための専門職を支援する後方支援業務を名古屋市から受託し、実施します。
- 各区社協で受託している「高齢者はつらつ長寿推進事業」では、介護予防への理解を促し、高齢者の自主活動又は地域活動等への参加促進を図るため、プロポーザル申請書に記載した基本目標及び取り組みの計画的な実践と分析を行い、成果及び実績の蓄積ができるよう支援します。

- ボランティア活動の振興については、多様な主体の地域福祉に関する理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を広く呼びかけるとともに、引き続き若者の担い手づくりを目的とした「なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル」を開催します。  
また、地域共生社会の実現に向けて、地域での協力者を増やしていくため、福祉学習サポーター養成研修等を実施し、福祉教育・福祉学習の推進に取り組みます。
- 市民活動への参加支援を目的とした取り組みについては、「なごやか地域福祉 2020」ワーキングチームにて協議しながら、多様な主体が地域福祉活動に参加できる実践に取り組み、評価を行います。  
なごやか地域福祉 2020 に記載されている在宅避難を支援する仕組みづくりについては、行政や関係団体と連携し、名古屋市で発災した際の課題の共有と取り組みについて協議を進めていきます。
- 地域の助け合い・支えあい活動に携わる人材養成及び取り組みの支援については、未活動者から既活動者まで参加ができるような講座を開催し、新たな人材や活動を掘り起こすとともに、活動に対する助成、個別面談、情報交換会などを行い、市民の草の根福祉活動を推進します。
- 令和 6 年の能登半島地震被害をはじめ、毎年のように発生している大規模災害を教訓に、円滑に災害ボランティアセンターを運営できるように準備を進めるとともに、平時から関係団体との顔の見える関係のさらなる充実を図ります。
- 市内の社会福祉法人等が連携し、地域住民の抱える既存の制度やサービスでは解決できない福祉課題の解決を目指す「なごや・よりどころサポート事業」では、養護施設等を出て大学等に進学する若者への生活費を支援する「若者よりそいサポート」はじめ各事業を継続するほか、福祉施設が住民の困りごとを受けとめる「地域のよりどころ相談窓口」試行事業の検証を行い、本格実施に向けた検討を行います。
- 「いきいき支援センター」では、市内 17 カ所のセンターを継続して運営し、総合相談支援や認知症地域支援体制づくり、医療・介護連携の推進、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント事業等を各区社協、区役所等関係機関と連携・協働して実施します。  
また、認知症施策のさらなる推進のため、各センター職員の体制強化を図るとともに、相談実績の集計、分析を効率的に行い、地域の実情にあわせた取り組みを検討、実施することで、引き続き「地域包括ケアの推進」に努めます。
- 「名古屋市認知症相談支援センター」では、認知症の人と家族が安心して暮らせるまち なごや を目指し、いきいき支援センターに配置される認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの活動支援を行うとともに、いきいき支援センター等と協働し、認知症カフェの開設・運営支援、キャラバン・メイトの養成やチームオレンジの活動支援、認知症疾患医療センター等と協働し、若年性認知症の人やその家族への支援を行います。  
ピアサポート事業として、認知症の人や家族同士が集い、互いに支え合う交流会を定期開催し、不安を軽減するとともに地域の一員として社会活動への参加促進を図ります。  
市民からの相談を受ける認知症コールセンターや認知症の人が起こした事故に関する損害賠償等を保障する「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」の事務局を運営し、広報誌や SNS 等を活用した啓発活動も行います。

- 生活困窮者自立支援事業については、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅と金山の2か所を継続運営し、地域共生社会の実現を見据え、多様な地域生活課題に対する包括的な相談支援や居住支援の強化を図り、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進します。  
また、自ら支援を求めることができない生活困窮者を発見するための関係機関、地域住民等とのネットワークを構築するとともに、アウトリーチによる支援を積極的に展開し、今年度中に予定されている次期プロポーザルについても継続受託を目指し、着実に準備を進めます。
- 住まいの確保が困難な高齢者や障がい者等への支援については、多様な事業展開を図る本会及び区社協の総合力を活かし、「住宅確保要配慮者居住支援法人」としての支援業務に取り組みます。  
また、「居住支援コーディネート事業」については、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターと連携し、住宅確保要配慮者に対する入居等の支援や入居トラブルを抱えた大家等に対する支援を通じて、関係者による居住支援活動のネットワークづくりを進めます。
- 令和7年4月から5年間を計画期間とする次期地域福祉に関する計画「なごやか地域福祉2029」（第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社協地域福祉推進計画）については、昨年度に引き続き、市とともに団体関係者や市民活動関係者等から広く意見を聴取するなどして計画の策定を行います。
- 在宅福祉事業については、「第6次在宅福祉事業プラン」（令和6～11年度）に基づき、さまざまな取り組みを行うことで、経営の安定を図り、事業を継続していきます。  
特に、訪問介護の担い手である、なごやかスタッフの確保に引き続き努めるほか、限られた職員体制で効果的・効率的に業務がおこなえるように、ICTの活用等による業務効率化を図ります。  
また、介護人材不足の影響など社会情勢を踏まえた上で、組織体制の見直しの検討も行っていきます。
- 「社会福祉研修センター」では、「名古屋市高齢・障害福祉職員研修」及び、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会とのコンソーシアムによる「名古屋市介護職員等キャリアアップ研修」の令和6年度からの継続受託を目指し準備を進めます。  
また、「認知症介護実践者等養成事業」や「介護職員初任者研修」等の独自研修も継続実施し、福祉・介護人材の資質向上並びに人材育成・確保等を図ります。
- 「障害者・高齢者権利擁護センター」では、令和6年3月に4つ目の拠点となる西部事務所を開設し、現状の課題の一つとなっている待機期間の短縮と相談支援体制の強化を図ります。
- 「高齢者虐待相談センター」及び「障害者虐待相談センター」では、虐待に関する専門相談機関として、相談助言を行うとともに、市内の相談受理機関などの職員を対象とした研修を実施するほか、普及、啓発を通じて虐待防止法の理解促進を図ります。

- 「障害者差別相談センター」では、障害当事者やそのご家族、民間事業者等から寄せられる差別に関する相談について、関係機関と連携した調整を行い、障害者差別に関する相談事案の解決を図るとともに、相談従事者の人材育成や市民・事業者等を対象とした普及、啓発を行い、障害のある人もない人も共に生きる地域社会づくりに取り組みます。  
また、令和 6 年 4 月に障害者差別解消法の改正法が施行されるに伴い、事業者に対する啓発活動の充実を図ります。
- 「成年後見あんしんセンター」では、成年後見制度利用促進法における中核機関として成年後見制度に関する相談や普及啓発、市長申立て事務の一部受託、地域連携ネットワーク（支援チーム）の構築、権利擁護支援協議会の運営のほか、令和 6 年度は第 10 期の市民後見人候補者養成研修を実施するとともに、市民後見人の活動の監督・支援等に取り組みます。  
また、成年後見制度利用促進や権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりのために策定される第 2 期名古屋市成年後見制度利用促進計画の策定に協力していきます。
- 単身等で自身の死後に不安を抱える高齢者と葬儀・納骨、死後の債務の支払い、残存家財処分等を行う契約を締結することで、安心した生活を送ることができるよう支援する「なごやかエンディングサポート事業」を実施するとともに、令和 4 年 10 月から受託した「名古屋市あんしんエンディングサポート事業」もあわせて対象者を拡げ、関連する取組等と連携し総合的な事業展開を図ります。
- 「名古屋市障害者雇用支援センター」では、障害者の「働きたい」という思いと「地域での自立した生活」実現のために、障害者就労支援センター事業による総合相談支援事業を始め、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労定着支援事業を実施します。  
また、一人でも多くの障害者が一般就労を続けられるよう、本人及び就職先企業だけでなく、他の支援機関等も含めた地域ネットワークづくりを進めます。
- 福祉基金事業では、事業の重点化と持続可能な基金運営に取り組むため、「令和 2～6 年度の福祉基金事業運営にかかる基本方針」に従い、「地域共生社会」の実現に向け、より一層の地域福祉活動の活性化等を図ります。  
さらに、こうした取り組みを財源面から支えていくため、イベント寄付・遺贈など、時代に即した新たな寄付の仕組みを模索し、本市におけるより一層の寄付文化の醸成を図ります。

## ②【指定管理施設・公募事業への対応】

- 「鯉城学園」は、令和 5～9 年度までの指定管理者として提案事項に基づき、学園の円滑な運営に取り組みます。「暮らし」をはじめ、新設された専攻の充実を図り、学園の魅力の向上に努めます。高齢者が充実した学園生活を送ることができるようまた、地域活動への関心を高め社会活動への視野を広げることができるよう事業に取り組みます。

- 「とだがわこどもランド」では、指定管理期間 2 年度目を迎え、引き続き運営体制の強化を図っていきます。緑豊かな緑地エリアを活かした自然あそびの実施や中高生世代の居場所づくり事業として、とだがわミーティング・創造の空間を設置し中高生の主体性を育んでいきます。さらに子育て支援活動を展開するなど、多様な年齢層・対象に応じた企画事業の充実に取り組みます。
- 「総合社会福社会館」については、令和 5～9 年度までの指定管理者として、引き続き設備機器等の計画的な更新や補修を行うとともに、快適な利用環境を維持するなど、「笑顔・親切・安全」をモットーとした施設運営に努め、利用者満足度の向上を図ります。
- 区社協が指定管理者となっている「福社会館・児童館」については、各館の側面的な支援を行うとともに、館同士の連絡調整が円滑に進むようハブとしての機能を発揮します。  
また、今年度予定されている指定管理の申請に向けて、本会と区社協が連携し、継続受託を目指します。

### ③【本会経営基盤の強化、他団体とのパートナーシップ・連携】

- 本会が社会福祉法人として高い公益性と公共性を発揮し、地域で期待される役割を十分に果たすことができるよう内部管理体制の充実を図るとともに、会計監査人による監査を受けることにより経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保に向けた取り組みを適切に行います。
- 令和元年度に策定した「第 3 次経営戦略計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）の最終年として、引き続き部長・主幹連絡会（経営戦略計画評価チーム）を中心に、計画の進捗管理や評価を行うとともに、テーマ別のプロジェクトチームを設置して、計画推進上の課題に対応していきます。  
また、次期計画である「第 4 次経営戦略計画」の策定に向けては、現計画の最終評価も踏まえた上で、本会の直面する課題の解決に向けて実行力のある計画の策定に取り組みます。
- 地域共生社会の実現において多様な主体の関わりが求められるなか、企業との連携・協働促進事業の運営方針に基づき、企業等からの相談に応じるとともに、情報提供や企画提案を行い、企業の社会貢献活動を支援します。  
また、行政や経済団体等が主催する事業にも積極的に参加して、企業連携の開口を広げます。
- 令和 2 年度に策定した「第 2 次広報戦略計画」については、現計画期間の最終年度となるため、「本会の存在意義やその価値を、職員一人ひとりが誇りをもって市民や関係団体等に伝えることができる組織となる」とした計画の目指す姿の実現に向けて、各戦略に位置付けられた年次計画等に沿った実施項目の企画運営及び進行管理・評価を実施するとともに、今後の方針について検討します。
- 「働き方改革」への対応については、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、勤怠管理のシステムの活用をすすめ、時間外勤務の圧縮に取り組むなど、より一層適切な労務管理に努めながら職員一人ひとりの意識啓発を促し、国の動向等を注視しながら今後予定される各種労働関係法令改正への対応を進めます。  
また、引き続き「風通しのよい職場」、「働きがいのある職場」をめざし、職員一人ひとりが健康でいきいきと働くことができる名古屋市社協版 働き方改革の実現に向けて取り組みます。

- 人材の確保・育成に関しては、「キャリアマネジメント方針」等に基づいて職員の着実な確保と計画的な育成を行うとともに、新たな事業や社会ニーズに対応できる職員育成や多様性の確保に向けた取り組みを進めます。また組織全体での定年延長への対応や職場環境の向上を図り、様々な手段を講じて組織の基盤となる人材の質と量の確保に努めます。

また、引き続き恒常的な経費の節減を徹底し、会員及び賛助会員の拡大や寄付・遺贈のPR 拡充等、財政基盤の強化に取り組めます。

## 1 区社会福祉協議会の活動支援

区社協が平成 30 年度に策定した「第 4 次区地域福祉活動計画」に基づき地域に密着した活動を展開し、地域福祉の推進に寄与できるよう、各区の社会福祉協議会へ職員を派遣するとともに、情報の提供や活動費の助成、連絡調整などを行い、円滑な事業実施を支援します。

また、住民の地域福祉活動の推進とともに、9 区で設置運営される通所介護事業の実施等、在宅サービスの充実並びに保健・福祉の連携に努め、人材確保や育成及び関係機関との調整を図り、より効果的な事業展開ができるよう援助します。

## 2 社会福祉の調査、啓発

社会福祉に関する情報を収集し、調査研究を進めるとともに、広報紙の発行、ホームページの開設、など市民が社会福祉への関心を高めるための幅広い啓発活動を行っています。

- (1) 福祉図書室・情報閲覧コーナーの運営
- (2) 広報紙「ふれあい名古屋」の発行（発行部数 12,000 部、年 4 回）※広告の掲載あり
- (3) ホームページ運営（<https://www.nagoya-shakyo.jp/>）  
…ホームページ年間アクセス数 178,521 件
- (4) 名古屋市社会福祉協議会フェイスブックの運営  
…ファン（「いいね！」）数 58 件（令和 5 年度末累計数）
- (5) 「事業紹介パンフレット」の発行
- (6) その他

## 3 社会福祉の連絡調整と助成

全国社会福祉協議会、愛知県社会福祉協議会、市内各区社会福祉協議会をはじめ、他の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、その他社会福祉関係団体等と連絡調整のもと社会福祉の増進に努めます。

## 4 地域福祉活動の推進

### (1) 地域支えあい事業【委託事業[平成 26 年 4 月から実施]】

平成 19 年から実施してきた「シルバーパワーを活用した地域力再生事業」を平成 26 年 4 月から事業拡大し、団塊の世代をはじめとした幅広い層の活動主体・団体等の参加を得て、住民一人ひとりの個別の生活の困りごとの解決に向けた、住民主体の見守りや支えあいの活動を推進しています。

#### ◆新規実施開始学区数及び事業実施学区総数◆

| 年度 | ～25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元  | 2 | 3 | 4 | 5 | 実施学区<br>総数 |
|----|-----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|------------|
| 千種 |     |    |    | 1  |    | 2  | 1  |   | 1 | 1 |   | 6          |
| 東  | 3   | 1  |    | 1  | 1  |    |    |   |   |   |   | 6          |
| 北  |     |    |    | 3  |    | 2  | 1  |   | 1 | 2 | 1 | 10         |
| 西  | 3   | 1  |    | 1  | 1  |    | 1  |   |   |   |   | 7          |
| 中村 | 3   | 1  |    |    |    |    | 1  |   |   |   |   | 5          |
| 中  |     |    |    | 2  | 2  |    | 1  |   |   |   |   | 5          |
| 昭和 | 3   | 1  | 1  | 1  |    | 1  |    |   |   | 1 |   | 8          |
| 瑞穂 | 3   | 1  |    | 1  |    |    | 1  |   |   |   |   | 6          |
| 熱田 |     | 3  | 1  |    | 1  |    |    |   | 1 | 1 |   | 7          |
| 中川 |     | 3  | 1  |    | 1  | 1  | 1  |   |   |   | 1 | 8          |
| 港  | 3   | 1  |    |    | 1  | 1  | 2  | 1 |   |   |   | 9          |
| 南  | 3   | 1  | 1  |    | 1  |    |    |   | 1 |   |   | 7          |
| 守山 |     | 3  | 1  |    |    |    | 1  |   |   |   |   | 5          |
| 緑  |     | 3  |    | 1  |    | 1  |    |   |   |   | 1 | 6          |
| 名東 |     |    |    | 3  |    | 1  | 1  |   | 1 |   |   | 6          |
| 天白 | 3   | 1  | 1  |    | 1  |    |    |   | 1 |   |   | 7          |
| 計  | 24  | 20 | 6  | 14 | 9  | 9  | 11 | 1 | 6 | 5 | 3 | 108        |

### ①地域支えあい活動連絡会議

実施学区内に地域の福祉課題解決の協議の場として設置され、主に地域福祉推進協議会関係者やボランティア等で構成されています。

#### ◆実施状況◆

| 年度 | 開催回数 | 構成員数  |
|----|------|-------|
| 5  | 446  | 1,669 |
| 4  | 426  | 1,582 |
| 3  | 374  | 1,477 |
| 2  | 284  | 1,378 |
| 元  | 334  | 1,302 |

### ②ご近所ボランティア等養成講座・研修

地域におけるボランティアの養成講座や地域福祉推進協議会とボランティアをはじめとする関係者の相互理解を目的とした研修を開催し、新たな担い手の拡大を図りました。

#### ◆実施状況◆

| 年度 | 開催回数 |
|----|------|
| 5  | 319  |
| 4  | 300  |
| 3  | 227  |
| 2  | 195  |
| 元  | 277  |

### ③ボランティアポイント制度

実施区内でボランティア活動を希望する者に対して、ボランティアカードを配布し、参加したボランティア活動に応じてポイントを付与、金額換算され地域の多様な団体や個人に対して還元を行う制度です。ポイントの対象となる活動は地域支えあい活動連絡会議にて協議、認定されます。

#### ◆実施状況◆

| 年度 | 認定事業数 | カード配布実人数 | ポイント付与数 (※) | 活動延人数   | 還元ポイント数 (※) | 還元金額 (※)  |
|----|-------|----------|-------------|---------|-------------|-----------|
| 5  | 1,038 | 12,536   | 416,896     | 151,259 | 403,717     | 4,037,170 |
| 4  | 972   | 11,938   | 387,456     | 151,008 | 368,532     | 3,685,320 |
| 3  | 922   | 11,192   | 372,382     | 106,708 | 354,592     | 3,545,920 |
| 2  | 872   | 10,790   | 335,352     | 66,633  | 317,112     | 3,171,120 |
| 元  | 850   | 10,635   | 421,120     | 120,263 | 409,119     | 4,091,190 |

※ポイント付与数及び還元ポイント数・金額は、高齢者対象の認定事業に限定して掲載

### ④生活支援活動（平成20年10月から実施）

学区ごとに地域での困りごと（個人の生活課題・福祉課題）を解決するため、地域住民による生活支援の活動を推進しています。

#### ◆実施状況◆

| 年度 | 生活支援事業認定数 |
|----|-----------|
| 5  | 122       |
| 4  | 116       |
| 3  | 117       |
| 2  | 120       |
| 元  | 116       |

◆地域支えあい活動の状況◆

| 年度 | 相談受付件数 | 内、生活支援<br>(困り事) に関する<br>相談件数 | ボランティアによる<br>解決件数 |
|----|--------|------------------------------|-------------------|
| 5  | 4,923  | 4,664                        | 4,489             |
| 4  | 7,201  | 6,943                        | 6,848             |
| 3  | 4,565  | 4,332                        | 4,182             |
| 2  | 3,799  | 3,526                        | 3,355             |
| 元  | 4,362  | 3,995                        | 3,850             |

(2) 地域支えあい事業強化試行事業の実施【福祉基金事業【平成26年4月から実施】】

「地域支えあい事業」の実施学区における障がい児者及び子育て世帯等を支援する活動について、ボランティアポイント制度を活用し、地域福祉活動の活性化を推進する。

◆実施状況◆

| 年度 | 付与ポイント数 | 還元ポイント数 | 還元金額      |
|----|---------|---------|-----------|
| 5  | 135,739 | 135,693 | 1,356,930 |
| 4  | 131,492 | 130,752 | 1,307,520 |
| 3  | 97,379  | 96,349  | 963,490   |
| 2  | 71,725  | 71,624  | 716,240   |
| 元  | 81,529  | 81,529  | 815,290   |

※認定事業数、カード配布実人数、カード配布延枚数は、(1) 地域支えあい事業と同じ

(3) 地域福祉推進協議会事業の推進【福祉基金事業【昭和57年4月から実施】】

誰もが安心して暮らせるまちを目指して、市内全267学区※に地域福祉推進協議会が設置され、学区区政協力委員、民生委員・児童委員を始めとする地域住民が主体となって、地域の特徴に応じた様々な地域福祉活動を行っています。これらの活動を支援、助成を行い、地域福祉推進協議会活動の推進と活性化を図っています。

※平成14年以降合併した小学校においては、旧小学校区ごとに地域福祉推進協議会が組織されています。

また、地域福祉に関する基調講演と市内の実践事例報告から地域福祉活動について学び合うことを目的に「つながり・支えあおう 地域福祉のすゝめ」を開催しています。

◆設置数（令和6年6月1日現在）◆

| 区名  | 設立学区数 | 区名  | 設立学区数 |
|-----|-------|-----|-------|
| 千種区 | 15    | 熱田区 | 7     |
| 東区  | 9     | 中川区 | 24    |
| 北区  | 19    | 港区  | 20    |
| 西区  | 19    | 南区  | 18    |
| 中村区 | 18    | 守山区 | 21    |
| 中区  | 11    | 緑区  | 28    |
| 昭和区 | 11    | 名東区 | 19    |
| 瑞穂区 | 11    | 天白区 | 17    |
| 合 計 |       |     | 267   |

◆地域福祉推進協議会の主な活動内容◆

ふれあい給食活動、ふれあいネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロン活動、福祉実態調査、住民福祉座談会、広報紙の発行、住民福祉研修会、ボランティア講座・研修、高齢者健康・保健教室、子育て支援、お便り訪問、防災教室、交通安全・防犯教室等学区の実状に応じた事業を実施

◆助成金額◆

新規 1学区あたり27万円

継続 1学区あたり18万円（平成28年度より助成金額変更）

（助成総額 48,150,000円／令和5年度実績）

◆つながり応援事業◆

地域の福祉課題やニーズを明らかにしたうえで、その課題解決に向けた見守りや助けあいの活動として、ふれあいネットワーク活動及びふれあい・いきいきサロンの2事業を応援するため、1学区あたり4万円を助成。令和5年度は93学区に助成。  
(助成総額 3,720,000円/令和5年度実績)

(4) ふれあいネットワーク活動の推進 [平成11年4月から実施]

地域で見守りが必要な方に対して、近隣住民が日常的に見守りや助け合いを行い、必要に応じて福祉サービスへと結びつける「住民による支えあい活動」の推進を図っています。

◆実施状況◆

| 年度 | 実施推進協数 | 対象世帯数  | 協力者数  |
|----|--------|--------|-------|
| 5  | 93     | 16,118 | 8,053 |
| 4  | 103    | 17,626 | 7,859 |
| 3  | 101    | 15,279 | 8,324 |
| 2  | 106    | 16,835 | 8,741 |
| 元  | 104    | 16,780 | 8,725 |

※ 令和5年度は申請時の状況

(5) ふれあい給食サービス事業の推進【市補助金 [昭和51年～56年] /福祉基金 [昭和57年から】

高齢者等の孤独感の緩和・安否の確認や連帯感を高めるために、ひとり暮らし高齢者等とボランティアが食事を介してふれあいを深める事業です。令和5年度末現在市内全267学区の87.6%にあたる234学区で実施されており、これらの活動の支援・助成を行っています。

◆実施状況◆

| 年度 | 実施か所数 | 実施方法 |           |    |
|----|-------|------|-----------|----|
|    |       | 会食   | 会食と配食(併用) | 配食 |
| 5  | 234   | 125  | 76        | 33 |
| 4  | 232   | 116  | 80        | 36 |
| 3  | 229   | 115  | 79        | 35 |
| 2  | 239   | 137  | 102       | —  |
| 元  | 239   | 143  | 96        | —  |

※令和5年度は申請時の状況

※助成内容 運営費助成(参加予定人数と実施方式[配食・会食]による助成基準)と感染予防対策費助成(助成総額16,610,500円/令和5年度実績) 備品費助成(新規開設学区からの申請により参加希望者数と調理方法[全部手作り・一部手作り・全部業者]による助成基準)(助成総額134,345円/令和5年度実績)

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、会食に代わる交流へ実施方法を変更した場合も助成対象とした

◆平均的な実施状況(令和5年度申請時)◆

| 項目     | 会食          | 配食    |
|--------|-------------|-------|
| 実施回数/年 | 9回          | 14回   |
| 1食単価   | 867円        | 582円  |
| 参加者負担金 | 311円        | 213円  |
| 調理方法   | 業者委託等       | 業者委託等 |
| 会場     | コミュニティセンター等 |       |

※会食には会食に代わる交流を含む

(6) 高齢者サロンの整備等生活支援推進事業【委託事業[平成27年4月から実施】

高齢者等が集えるサロン(集いの場)の整備(サロン開設費・運営費の助成)やサロン活動を実践するキーパーソンの育成、生活支援のネットワークづくりを推進することにより、生活支援の基盤と充実を図るための事業です。

また、サロン活動支援及び新たな人材発掘を目的とした取り組みとして、「ふれあい・いきいきサロン推進セミナー」を開催しています。

※平成28年度以降「つながり・支えあおう地域福祉のすゝめ」の第2分科会として開催

※令和5年度は「つながり・支えあおう地域福祉のすゝめ」パネルディスカッションにサロン活動者が登壇し実践発表を行った。

◆開設助成件数◆

| 年度 | 助成件数 | 〈内訳〉   |       |
|----|------|--------|-------|
|    |      | 高齢者サロン | 共生サロン |
| 5  | 45   | 42     | 3     |
| 4  | 48   | 44     | 4     |
| 3  | 27   | 22     | 5     |
| 2  | 18   | 14     | 4     |
| 元  | 50   | 42     | 8     |

※月2回以上開催し高齢者が5人以上参加しているサロン立ち上げ時に、5万円を限度に助成

※「共生サロン」とは、参加者の対象を問わない誰でも参加できるサロン

(助成総額 2,079,546円／令和5年度実績)

◆運営助成件数◆

| 年度 |     | 小規模型  |       | 中規模型  |       | 大規模型  |       |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |     | 月2回以上 | 月4回以上 | 月2回以上 | 月4回以上 | 月2回以上 | 月4回以上 |
| 5  | 上半期 | 200   | 99    | 141   | 95    | 47    | 43    |
|    | 下半期 | 227   | 103   | 137   | 79    | 46    | 37    |
| 4  | 上半期 | 157   | 98    | 115   | 71    | 42    | 38    |
|    | 下半期 | 180   | 87    | 124   | 74    | 52    | 39    |
| 3  | 上半期 | 123   | 66    | 86    | 61    | 36    | 28    |
|    | 下半期 | 139   | 81    | 102   | 68    | 42    | 32    |
| 2  | 上半期 | 124   | 72    | 72    | 51    | 26    | 25    |
|    | 下半期 | 131   | 70    | 76    | 55    | 35    | 24    |
| 元  | 上半期 | 169   | 79    | 95    | 47    | 55    | 26    |
|    | 下半期 | 169   | 81    | 108   | 52    | 58    | 34    |

※小規模型は、高齢者が5人以上参加しているサロンに対して、月2回以上開催していれば月2,000円、月4回以上開催していれば月4,000円の運営費を助成。また大規模型は、高齢者が25人以上参加しているサロンに対して、月2回以上開催していれば月10,000円、月4回以上開催していれば月20,000円の運営費を助成

※平成28年度から月4回以上の助成が開始

※平成30年度から中規模型として高齢者が15名以上参加しているサロンに対する助成を開始し、月2回以上開催していれば6,000円、月4回以上開催していれば月12,000円の運営費を助成

(助成総額 45,599,000円／令和5年度実績)

(7) ふれあい・いきいきサロン活動の推進【福祉基金事業【平成15年4月から実施】】

地域の孤立しがちな高齢者、障がい者、親子等が気軽に集まり、地域住民とともに楽しく過ごすことを通し、地域の関係づくりを進める「ふれあい・いきいきサロン」の実施団体に対し、サロン開設経費を助成するとともに、高齢者サロンの整備等生活支援推進事業に併せて、子育て・障がい者サロンの運営経費を助成するなど、市内サロン全般の活動支援を行っています。

◆開設助成件数◆

| 年度 | 助成件数 | 〈内訳〉   |        |         |       |
|----|------|--------|--------|---------|-------|
|    |      | 高齢者サロン | 子育てサロン | 障がい者サロン | 共生サロン |
| 5  | 39   | 13     | 7      | －       | 19    |
| 4  | 35   | 8      | 6      | 1       | 20    |
| 3  | 17   | 4      | 0      | 1       | 12    |
| 2  | 18   | 5      | 5      | －       | 8     |
| 元  | 29   | 11     | 13     | －       | 5     |

※サロン立ち上げ時に、5万円を限度に助成

※平成17年度から子育てサロンも助成対象とした

(助成総額 1,853,218円／令和5年度実績)

◆運営助成件数◆

| 年度 |     | 小規模型    |         |
|----|-----|---------|---------|
|    |     | 月 2 回以上 | 月 4 回以上 |
| 5  | 上半期 | 41      | 34      |
|    | 下半期 | 55      | 27      |
| 4  | 上半期 | 37      | 32      |
|    | 下半期 | 38      | 29      |
| 3  | 上半期 | 33      | 24      |
|    | 下半期 | 35      | 22      |
| 2  | 上半期 | 18      | 16      |
|    | 下半期 | 26      | 17      |
| 元  | 上半期 | 29      | 20      |
|    | 下半期 | 26      | 21      |

※参加者が 5 人以上参加しているサロン(高齢者サロンの整備等生活支援推進事業の運営助成に該当しないサロン)に対して、月 2 回以上開催していれば月 2,000 円、月 4 回以上開催していれば月 4,000 円の運営費を助成

※平成 28 年度から月 4 回以上の助成が開始

(助成総額 2,526,000 円／令和 5 年度実績)

◆設置・把握数(区社協把握分：毎年度 3 月時点)◆

| 年度 | 設置か所数 | 〈内訳〉   |        |         |       |
|----|-------|--------|--------|---------|-------|
|    |       | 高齢者サロン | 子育てサロン | 障がい者サロン | 共生サロン |
| 5  | 2,150 | 1,133  | 413    | 23      | 581   |
| 4  | 2,085 | 1,134  | 404    | 23      | 524   |
| 3  | 1,962 | 1,037  | 405    | 22      | 498   |
| 2  | 1,904 | 1,011  | 402    | 22      | 469   |
| 元  | 1,903 | 1,029  | 407    | 20      | 447   |

(8) 介護予防に資する通いの場の充実事業【委託事業[令和 4 年 4 月から実施]】

介護予防の取り組みに関する情報提供並びに、介護予防に資する通いの場の運営者や今後の担い手となる世代の育成及び、その活動場所の確保支援を行います。

◆実施状況◆

| 年度 |      | 体操研修会     | スマホ研修会    |
|----|------|-----------|-----------|
| 5  | 回数   | 90 分×2 回  | 120 分×6 回 |
|    | 受講者数 | 123 名     | 106 名     |
| 4  | 回数   | 150 分×2 回 | 120 分×4 回 |
|    | 受講者数 | 21 名      | 83 名      |

(9) 子ども食堂推進事業【市補助金[平成 29 年 4 月から実施]】

子どもの孤食を防止し、子どもが安心して食事できる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する環境を推進することを目的とした事業です。子ども食堂の実施団体に対し、開設経費を助成するとともに、連絡会やシンポジウム等を開催し、市内の子ども食堂の活動支援を行っています。

◆開設助成件数及び設置・把握数◆

| 年度 | 助成件数 | 設置・把握数 |
|----|------|--------|
| 5  | 19   | 123    |
| 4  | 17   | 109    |
| 3  | 12   | 74     |
| 2  | 2    | 64     |
| 元  | 13   | 60     |

※月 1 回以上開催し子どもが 5 人以上参加している子ども食堂立ち上げ時に、5 万円を限度に助成

(助成総額 900,205 円／令和 5 年度実績)

#### (10) 子ども食堂等コーディネート事業【委託事業[令和5年4月から実施]】

子ども食堂等の立ち上げや運営を支援するとともに、子ども食堂等で支援が必要な子どもを見つけた際に行政や地域住民、NPO等様々な支援機関と連携を取りながら当該子どもを支援につなぐことができるよう後方支援する事業です。子ども食堂開設講座や実践者向け研修会を開催しています。

#### (11) 地域の支え手応援事業の実施【福祉基金事業[令和2年から実施]】

令和元年度で特定寄付財源(福祉基金)が終了したため、平成17年10月から実施していた「地域福祉リーディングモデル事業」を評価し、令和2年度より新たな枠組みの事業を開始しています。

##### 【地域の支え手応援事業について】

地域活動の支え手を支援する事業として、「住民の地域活動参加支援(マンパワーサポート)事業」「地域の困りごと解決応援助成(ファンドサポート)事業」「活動継続応援(アクションサポート)事業」の3事業を連動させながら実施し、人材養成から事業の経済的支援、安定した実施までの支援をしました。

##### ①住民の地域活動参加支援(マンパワーサポート)事業

「今地域で起きていることを」自分ごと「として考える講座」

地域福祉について学ぶとともに、地域課題に取り組む実践者から活動の内容や経験談を伺い、自分の暮らすこのまちで自分に何ができるかを考え、実践の活動へとつなげるため実施します。

##### ②地域の困りごと解決応援助成(ファンドサポート)事業

地域の困りごと解決活動に対して、3年間で上限30万円の継続的な助成を行います。

##### ③活動継続応援(アクションサポート)事業

地域の困りごと解決応援事業助成団体が安定した事業運営ができるよう、また住民の地域活動参加支援事業受講者についても地域の困りごと解決活動の取り組みができるような支援を行います。

##### ①住民の地域活動参加支援(マンパワーサポート)事業

##### ◆実施状況◆

| 年度 |      | 講座      |
|----|------|---------|
| 5  | 回数   | 150分×4回 |
|    | 受講者数 | 49名     |

##### ②地域の困りごと解決応援助成(ファンドサポート)事業

##### ◆令和5年度助成決定事業(令和5～7年度の3年間で上限30万円助成)◆

応募数14団体、助成決定数6団体

|   | 団 体 名                      | 事業名                  |
|---|----------------------------|----------------------|
| 1 | 白鳥学区地域福祉推進協議会              | 白鳥学区外出支援事業           |
| 2 | カサンドラさんのおしゃべり会             | カサンドラさんのおしゃべり会事業     |
| 3 | 認知症カフェ運営ボランティア交流会          | 認知症カフェ運営ボランティア交流会事業  |
| 4 | さくさく名古屋                    | チャレンジド支援事業           |
| 5 | 認定特定非営利活動法人 LiveQualityHUB | 地域の力による子どもの見守り体制連携事業 |
| 6 | まい街フェスティバル実行委員会            | まい街フェスティバル事業         |

### ③活動継続応援（アクションサポート）事業

○NPO 法人による無料個別相談

◆延べ件数◆

| 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
|-----|------|------|------|------|
| 1   | 0    | 0    | 1    | 1    |

※平成 28 年度～令和元年度は、地域福祉リーディングモデル事業の実績

○助成団体等の交流・情報交換・学習の場提供

| 内 容                                                                                                         | 対象者                                                                        | 参加者                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 近況報告会・交流会<br>(1) 地域の支え手応援事業・地域福祉リーディングモデル事業助成団体・地域の子ども応援事業助成団体による自己紹介（団体・事業紹介）<br>(2) 話題提供「メンバー同士の連携強化について」 | ①地域福祉リーディングモデル事業活動資金応援事業助成団体<br>②地域の支え手応援事業活動資金応援事業助成団体<br>③地域の子ども応援事業助成団体 | ①②17 団体 23 名<br>③19 団体 25 名     |
| 勉強会「他団体との連携方法」                                                                                              | ①地域の支え手応援事業活動資金応援事業助成団体<br>②地域の子ども応援事業助成団体<br>③講座受講生                       | ①8 団体 9 名<br>②2 団体 3 名<br>③参加なし |

### (12) 地域の子ども応援事業の実施【福祉基金事業【平成 23 年から実施】】

次代を担う子どもたちが地域において他者との交流などを通じて主体性や社会性などを身につけることができる事業及び子育て支援の担い手を養成する事業に対して助成を行います。

#### ①子どもの主体的な活動応援事業（1 年で上限 20 万円）

子どもが直接人や社会などに関わる「体験活動」を子どもたち自身で企画・運営するなど、子どもが主体的に参加できる環境をつくることで、子どもの主体性、創造性及び社会性を育むことが期待できる事業に助成を行います。

※平成 30 年度よりこどものまち事業から名称が変更

#### ②中学生・高校生の居場所づくり事業

（1 年で上限 20 万円、継続の場合は通算で 2 年目 20、3 年目 15、4 年目 15、5 年目以降 10 万円）

中学生・高校生に、学校や家庭のほかに、地域での居場所を提供することにより、様々な人との出会いや交流の機会、社会参加や多様な体験などを通じて、仲間づくり及び豊かな人間性・社会性を身につけることが期待できる事業に助成を行います。

#### ③地域で子ども・子育てを支える人づくり事業（1 年で上限 10 万円）

地域で子どもや子育てを支える環境づくりを目的として、子ども・子育て支援に必要な知識や技術を学ぶための講座等を開催し、新たな支え手の養成や多様な主体の参加、現活動者の資質向上が期待できる事業に助成を行います。

※令和 3 年度より子育て支援の新たな担い手養成事業から名称が変更

◆令和 5 年度助成決定団体◆

#### ①「子どもの主体的な活動応援事業」助成（1 年で上限 20 万円）

応募数 13 団体、助成決定数 5 団体

|   | 団 体 名            | 事 業 名                           |
|---|------------------|---------------------------------|
| 1 | なかがわのまちづくり人を育てる会 | なかがわドリームタウン 2023                |
| 2 | （一社）つながり探究所      | わやくちゃサミット 2023 子ども計画            |
| 3 | 稲生学区すみれっ子        | 稲生学区すみれっ子                       |
| 4 | こども食堂ラフテル実行委員会   | こども食堂ラフテルにおけるこどもボランティア事業        |
| 5 | 子ども・未来応援団 BOND   | ソーネ de つながる「子ども達によるイベント企画・運営事業」 |

- ②「中学生・高校生の居場所づくり事業」助成（1年で上限20万円 なお、継続の場合は通算で2年目20万、3年目15万、4年目15万、5年目以降10万円）

<新規>応募数6団体、助成決定数3団体

|   | 団 体 名       | 事 業 名                                                           |
|---|-------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | NPO かけはし    | 中高生の地域における居場所づくり及び活動の場づくり事業～かけはしこども食堂2階わくわく体験コーナーを使っ<br>ての取り組み～ |
| 2 | 梅が丘三世代を繋ぐ会  | つながるって楽しい!『中高生がヒカルまち・梅が丘』                                       |
| 3 | 社会福祉法人名北福祉会 | 安心できる居場所づくり事業                                                   |

<継続>応募数3団体、助成決定数3団体

|   | 団 体 名            | 事 業 名                            |
|---|------------------|----------------------------------|
| 1 | 大高かみなりオヤジの会（7年次） | 大高かみなりオヤジの会主催「大高バスケットボール倶楽<br>部」 |
| 2 | キラキラ輝く会（6年次）     | 地域で支える寺子屋「たちばな」                  |
| 3 | （特）ポトスの部屋（11年次）  | 中学生・高校生の居場所づくり「ポトスの部屋」           |

- ③「地域で子ども・子育てを育てる人づくり事業」助成（1年で上限10万円）

応募数12団体、助成決定数6団体

|   | 団 体 名              | 事 業 名                               |
|---|--------------------|-------------------------------------|
| 1 | すまいるクローバーの会        | 不登校や発達障害の子どもの支援者と親の学習会              |
| 2 | （特）LivEquality HUB | 相談支援スキル向上のための研修事業                   |
| 3 | （特）えこども            | 土と水、自然を生かした発達障害児支援の理論と実践            |
| 4 | 子育て・子育て支援NPOたんぽぽ   | あそびを伝えるスキルを高める～子育て支援者のために～          |
| 5 | ネクトン               | 【みんなが支援者】市民の誰もが支援者になる地域共育プ<br>ロジェクト |
| 6 | 元気もりもり食堂（神明社）      | 子ども食堂を通して社会勉強しようプロジェクト              |

◆令和6年度助成決定団体◆

- ①「子どもの主体的な活動応援事業」助成（1年で上限20万円）

応募数5団体、助成決定数3団体

|   | 団 体 名            | 事 業 名                                     |
|---|------------------|-------------------------------------------|
| 1 | なかがわのまちづくり人を育てる会 | なかがわドリームタウン2024                           |
| 2 | （特）子ども&まちネット     | 下校後の子どもの居場所づくりと子どもたちによる駄菓子<br>屋さん「キッズこまち」 |
| 3 | 稲生学区すみれっ子        | 稲生学区すみれっ子                                 |

- ②「中学生・高校生の居場所づくり事業」助成（1年で上限20万円　なお、継続の場合は通算で2年目20万円、3年目15万円、4年目15万円、5年目以降10万円）

<新規>応募数6団体、助成決定数4団体

|   | 団 体 名               | 事 業 名                |
|---|---------------------|----------------------|
| 1 | (特) 健康推進プラネット       | 発達障害を抱える子どもたちのナイトケア  |
| 2 | そよかぜフリースクール         | 中学生や高校生の居場所づくり       |
| 3 | (特) 東海つばめ学習会        | 学習支援事業               |
| 4 | (一社) 福祉情報技術サポートセンター | 「なりたい」自分になるための居場所づくり |

<継続>応募数6団体、助成決定数5団体

|   | 団 体 名            | 事 業 名                                                       |
|---|------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | NPO かけはし（2年次）    | 中高生の地域における居場所づくり及び活動の場づくり事業～かけはしこども食堂2階わくわく体験コーナーを使つての取り組み～ |
| 2 | 梅が丘三世代を繋ぐ会（2年次）  | つながるって楽しい！『中高生がヒカルまち・梅が丘』                                   |
| 3 | 東風の会（2年次）        | 安心できる居場所づくり事業                                               |
| 4 | キラキラ輝く会（7年次）     | 地域で支える寺子屋「たちばな」                                             |
| 5 | (特) ポトスの部屋（12年次） | 中学生・高校生の居場所づくり「ポトスの部屋」                                      |

- ③「地域で子ども・子育てを育てる人づくり事業」助成（1年で上限10万円）

応募数4団体、助成決定数3団体

|   | 団 体 名                  | 事 業 名                                        |
|---|------------------------|----------------------------------------------|
| 1 | 人地研                    | 「人を大切にする地域」に関わろうとする若者のためのワークショップ事業           |
| 2 | (一社) 医療的ケア P P s . lab | 地域の障がい児・医療的ケア児についてともに学び考える～医療・福祉・行政・保護者・子ども～ |
| 3 | (特) 葡萄の木               | 子育て支援という仕事～スキルアップ講座～                         |

### (13) はばたきサポート事業の実施【福祉基金事業【平成24年から実施】】

児童養護施設や自立援助ホーム、里親またはファミリーホームで暮らし、就職や進学を希望する高校3年生等を対象に、就職希望者及び進学希望者の普通自動車免許の取得または賃貸住宅入居にかかる経費の一部を助成しています。

#### ◆助成金額◆

普通自動車運転免許取得、賃貸住宅入居ともに10万円を上限

#### ◆助成件数◆

| 年度 | 普通自動車免許取得 | 賃貸住宅入居 |
|----|-----------|--------|
| 5  | 21        | 17     |
| 4  | 14        | 17     |
| 3  | 19        | 8      |
| 2  | 11        | 14     |
| 元  | 18        | 9      |

#### (14) 高齢者はつつ長寿推進事業の運営協力【委託事業【平成 18 年 10 月から実施※】】

高齢者を対象とし、地域の身近な場所において、地域福祉推進協議会やボランティアとの協働により、健康増進活動及びレクリエーションなどの介護予防活動の普及及び啓発を通じて介護予防への理解を促し、高齢者の自主活動又は地域活動等への参加促進を図ります。  
(各区社会福祉協議会が実施主体となり、本会は運営に協力しています。)

##### ◆実施状況◆

| 年度 | 実施会場数 | 実施回数  | 登録者数  | 延参加者数   | 延ボランティア活動者数 |
|----|-------|-------|-------|---------|-------------|
| 5  | 144   | 6,789 | 3,098 | 117,018 | 14,995      |
| 4  | 144   | 6,786 | 3,131 | 102,046 | 14,456      |
| 3  | 144   | 2,100 | 3,070 | 31,467  | 5,008       |
| 2  | 144   | 2,498 | 3,064 | 36,732  | 5,188       |
| 元  | 144   | 6,072 | 3,444 | 122,250 | 14,223      |

※平成 12 年 4 月から平成 18 年 9 月までは「高齢者自立支援生きがい通所事業」(1 区 4 会場)

※平成 18 年 10 月から「高齢者はつつ長寿推進事業」として 1 区 8 会場(中川区、緑区は 16 会場)に拡充し実施

※登録者数は、毎年度末時点の実績

※従来は本会で実施していたが、平成 23 年 4 月から各区社会福祉協議会が実施主体となった

##### ◆1 会場あたりの平均実施状況◆

| 年度 | 実施回数(回) | 登録者数(人) | 参加者数(人) | ボランティア活動者数(人) |
|----|---------|---------|---------|---------------|
| 5  | 47.1    | 21.5    | 17.2    | 2.2           |
| 4  | 47.1    | 21.7    | 15.0    | 2.1           |
| 3  | 14.6    | 21.3    | 15.0    | 2.4           |
| 2  | 17.3    | 21.7    | 14.7    | 2.0           |
| 元  | 42.1    | 23.9    | 20.1    | 2.3           |

#### (15) コミュニティワーカーの育成と学区担当制の取り組み【平成 20 年 4 月から全区導入】

地域に出向き住民と関わる機会を増やし、地域福祉活動のきめ細かな支援を行うため、「コミュニティワーカー学区担当制」を導入し、学区に出向き、自らのコーディネート力を養い、地域福祉推進協議会活動を中心に地域福祉活動充実の支援にあたっています。

また、職員のコミュニティワーカーとしての力量を向上させるために、『名古屋版 社協職員実践読本』を活用しながら、コミュニティワーカー研修【基礎編】・【実践編】等を開催するとともに、コミュニティワーカー連絡会を実施しています。

#### (16) なごや・よりどころサポート事業【平成 27 年度から実施】

既存の制度やサービスでは解決できない地域の課題の解決を目指し、市内の社会福祉法人与連携して、以下の事業を実施しています。

##### ①「居場所・サロンづくり事業」

地域の誰もが気軽に集える居場所・サロンをつくります。本会では区社協と連携してサロンの立ち上げや運営の支援を実施します。

##### ②「地域のよりどころ相談窓口試行事業」

相談窓口を開設し、住民の身近な場所で困りごとを受け止め、必要な支援や相談支援機関につなげます。

##### ③「若者よりそいサポート事業」

＜就学支援＞児童養護施設等を出て大学等へ進学する若者へ、月 3 万円の生活資金を支給し生活相談等に応じるなど継続的な支援を行うとともに、ボランティア活動(社会経験)の場を提供します。

＜緊急時支援＞児童養護施設等を出て進学や就職をした若者が緊急的に困った時に生活相談等に応じ、必要に応じた経済的支援を行います(一人上限 10 万円)。

④「就労支援事業」

＜中間的就労支援＞参加施設で中間的就労をする方へ交通費相当額を支給します。

＜就労体験支援＞就労体験をする方へ交通費実費を支給します（仕事・暮らし自立サポートセンターと連携）。

＜一般就労支援事業＞生活困窮等により就職に必要な準備が整わない方に、経済的支援を行います（一人上限7万円。仕事・暮らし自立サポートセンターと連携）。

◆参加法人数／拠出金・寄付金実績◆

| 年度 | 参加法人数 | 拠出金・寄付金（円） |
|----|-------|------------|
| 5  | 70    | 6,420,000  |
| 4  | 70    | 7,670,000  |
| 3  | 71    | 9,911,000  |
| 2  | 72    | 11,827,250 |
| 元  | 71    | 9,435,670  |

◆居場所・サロン実施件数◆

| 年度 | 件数 |
|----|----|
| 5  | 37 |
| 4  | 24 |
| 3  | 34 |
| 2  | 52 |
| 元  | 53 |

◆各種助成金支給実績◆

| 年度 | 地域のよりどころ相談窓口試行事業 |      |         |
|----|------------------|------|---------|
|    | 実施事業所            | 相談件数 | 業務費用（円） |
| 5  | 27               | 39   | 309,000 |

| 年度 | 若者よりそいサポート事業 |           |       |           |
|----|--------------|-----------|-------|-----------|
|    | 就学支援         |           | 緊急時支援 |           |
|    | 人数           | 総額（円）     | 件数    | 総額（円）     |
| 5  | 22           | 6,840,000 | 4     | 383,230   |
| 4  | 15           | 4,440,000 | 7     | 660,372   |
| 3  | 20           | 6,249,000 | 2     | 556,954   |
| 2  | 20           | 6,510,000 | 16    | 1,390,438 |
| 元  | 20           | 6,990,000 | 2     | 200,000   |

| 年度 | 就労支援事業  |       |        |       |        |         |
|----|---------|-------|--------|-------|--------|---------|
|    | 中間的就労支援 |       | 就労体験支援 |       | 一般就労支援 |         |
|    | 件数      | 総額（円） | 件数     | 総額（円） | 件数     | 総額（円）   |
| 5  | 0       | 0     | 0      | 0     | 3      | 40,800  |
| 4  | 0       | 0     | 0      | 0     | 7      | 91,908  |
| 3  | 1       | 3,000 | 0      | 0     | 7      | 139,426 |
| 2  | 0       | 0     | 0      | 0     | 9      | 127,656 |
| 元  | 0       | 0     | 0      | 0     | 6      | 21,400  |

## (17) 重層的支援体制整備事業

令和3年4月1日施行の社会福祉法に規定された事業であり、名古屋市の「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業」を受託し、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしながら、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行っていきます。

### ◆市からの受託状況◆

| 年度 | 受託区                          |
|----|------------------------------|
| 5  | 千種区、東区、中区、昭和区、瑞穂区、緑区、名東区、天白区 |
| 4  | 熱田区、中川区、港区、守山区               |
| 3  | 北区、西区、中村区、南区                 |

### ◆各種実績◆

| 年度 | ケース数 | ケース対応実績 |       |        |       |        |       |
|----|------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|
|    |      | 本人      |       | 家族     |       | 関係機関等  |       |
|    |      | 電話・メール  | 訪問・面談 | 電話・メール | 訪問・面談 | 電話・メール | 訪問・面談 |
| 5  | 428  | 6,251   | 4,752 | 1,757  | 926   | 11,375 | 4,708 |
| 4  | 257  | 2,857   | 1,953 | 498    | 204   | 3,422  | 1,456 |
| 3  | 75   | 528     | 419   | -      | -     | -      | -     |

※令和3年度は準備業務期間のため、一部実績のみの計上となっています

## 5 ボランティア活動の振興

### (1) ボランティアセンターの運営

福祉ボランティア活動を中心に、情報紙やホームページ、Facebook などによる情報提供やボランティア活動をしたい人、必要としている人からの相談・コーディネートなどを全市レベルにおいて行うとともに、活動場所・機材の貸出、研修・交流の場づくり、ボランティア保険の受付など、ボランティア活動の支援を行っています。

### ◆登録ボランティア（区社協登録分含む）◆

| 年度 | 個人登録<br>〔人〕<br>(A) | グループ登録 |          | 合 計〔人〕<br>(A+B) | 前年度比較<br>増△減 |
|----|--------------------|--------|----------|-----------------|--------------|
|    |                    | グループ数  | 登録人数 (B) |                 |              |
| 5  | 1,589              | 2,181  | 76,995   | 78,584          | 5,689        |
| 4  | 1,479              | 2,196  | 71,416   | 72,895          | △1,557       |
| 3  | 1,397              | 2,173  | 73,055   | 74,452          | △7,590       |
| 2  | 1,462              | 2,236  | 80,580   | 82,042          | △3,064       |
| 元  | 1,827              | 2,410  | 83,279   | 85,106          | △4,050       |

### ※登録ボランティアの主な活動内容

個人：社会福祉施設での学習や芸能・技術指導、地域の高齢者へ交流活動、障がい児者の外出介助等

団体：社会福祉施設・病院での介助や行事等の手伝い、在宅のひとり暮らし高齢者・障がい児者の家事援助・身辺介助、手話、点訳、音訳、託児等

※平成29年度の登録者の減少事由は、長年情報が未更新の登録者を廃止したことによるもの

※平成30、令和元年度の登録者数の減少事由は、会員数の多い団体等が登録廃止にしたことによるもの

※令和2年度の登録者数の減少事由は、新型コロナウイルスの影響によりボランティア活動保険加入団体が減少したことによるもの

※令和3年度の登録者数の減少事由は、登録ボランティア活動状況調査を2年振りに実施したことと、新型コロナウイルスの影響によりボランティア活動保険加入団体・者数が減少したことによるもの

※令和5年度の登録者数の増加事由は、全国で活動されている団体が登録されたことによるもの

◆活動支援状況◆

| 年度 | ニーズ調整※1 |          |
|----|---------|----------|
|    | 件数      | 前年度比較増△減 |
| 5  | 173     | 18       |
| 4  | 155     | 69       |
| 3  | 86      | 26       |
| 2  | 60      | △51      |
| 元  | 111     | △5       |

※1 ニーズ調整内容：広域的ニーズと活動希望者の需給調整、ボランティア体験活動希望者の実習先（施設）調整、視覚障がい者のためのガイドボランティア需給調整

◆活動拠点の利用◆

| 年度 | グループ活動室 |     | 点訳室 |     | 録音編集室 |     | 多目的活動室 |       |
|----|---------|-----|-----|-----|-------|-----|--------|-------|
|    | 件数      | 人数  | 件数  | 人数  | 件数    | 人数  | 件数     | 人数    |
| 5  | 249     | 753 | 176 | 655 | 68    | 345 | 430    | 3,772 |
| 4  | 237     | 672 | 172 | 651 | 64    | 330 | 472    | 3,625 |
| 3  | 134     | 306 | 146 | 516 | 61    | 306 | 371    | 2,240 |
| 2  | 75      | 187 | 123 | 441 | 44    | 243 | 326    | 1,946 |
| 元  | 104     | 239 | 181 | 836 | 65    | 419 | 455    | 5,247 |

（2）区社会福祉協議会ボランティアセンターの支援

区社会福祉協議会ボランティアセンターの機能強化と横の連携を図るため、連絡調整、情報提供、研修の開催などの支援を行っています。

（3）ボランティア組織化の促進

ボランティアの協力のもと、障がい児等に適切なおもちゃを貸し出すことを通して、児童福祉の向上に資する「おもちゃ図書館」を運営するとともに、名古屋市おもちゃ図書館連絡会の事務局を担い、おもちゃ図書館活動の振興を図っています。

また、名古屋点訳ネットワーク（点訳ボランティアの連絡会）、ガイドネットワークなごや（視覚障がいの方へのガイドボランティアの連絡会）、名古屋市ボランティア連絡協議会（区ボランティア連絡協議会の連絡会）及び名古屋市傾聴ボランティアの会の事務局として各活動の振興を図っています。

◆ボランティア連絡組織◆

| 事 項              | 設立年月     | 加盟団体等数  |
|------------------|----------|---------|
| 名古屋市おもちゃ図書館連絡会   | 昭和63年11月 | 19団体    |
| 名古屋点訳ネットワーク（NBN） | 平成10年6月  | 48団体19名 |
| ガイドネットワークなごや     | 平成12年10月 | 5団体     |
| 名古屋市ボランティア連絡協議会  | 平成18年3月  | 12団体    |
| 名古屋市傾聴ボランティアの会   | 平成26年3月  | 12団体    |

（4）家庭体験事業（旧里親ボランティア事業）【昭和59年度から実施】

児童養護施設や乳児院等で生活する児童が、心身ともに健やかに成長する機会として、一般家庭における生活を体験する機会を設けています。本会は家庭体験ボランティアの募集・調整、施設との受入児童の調整等を行っています。

◆調整実績◆

| 年度 | 春期  |         | 夏期  |         | 冬期  |         | 合計（延べ） |         |
|----|-----|---------|-----|---------|-----|---------|--------|---------|
|    | 児童数 | ボランティア数 | 児童数 | ボランティア数 | 児童数 | ボランティア数 | 児童数    | ボランティア数 |
| 5  | 38  | 33      | 35  | 32      | 48  | 43      | 121    | 108     |
| 4  | 17  | 17      | 17  | 17      | 22  | 19      | 56     | 53      |
| 3  | 11  | 11      | 16  | 37      | 18  | 18      | 45     | 44      |
| 2  | 中止  |         | 38  | 37      | 39  | 37      | 77     | 74      |
| 元  | 38  | 38      | 45  | 43      | 51  | 48      | 134    | 129     |

## (5) 福祉教育・福祉学習の推進

子どもたちをはじめとした市民の福祉意識を高めていくことで、地域の様々な課題に市民が関心を持ち、自らが主体的に地域福祉活動を実践していけるように、学校や地域との連携、協働した魅力あるボランティア活動や福祉学習の実践に関する相談に応じるとともに、車いす、点字器、アイマスクといった資材貸出などの支援を行っています。

また、地域での福祉学習の必要性や共生意識醸成への理解促進等とともに、自身の体験・経験を参加者に伝え、参加者が地域の課題などに気づき、自ら解決に取り組むように働きかける福祉学習サポーターを平成 27 年度から養成しています。

### ◆福祉学習サポーター養成状況◆

| 年度 | 福祉学習サポーター養成人数 |
|----|---------------|
| 5  | 13            |
| 4  | 11            |
| 3  | 8             |
| 2  | 12            |
| 元  | 34            |

多様な地域住民に対する福祉意識、共生意識を高めるため、市・区社協職員（専門職員含む）等が地域に出向き、市民向け福祉学習の支援を行う「なごや出張福祉学習」を平成 27 年度から実施しています。

### ◆なごや出張福祉学習実施状況◆

| 年度 | 計画説明 | 社協概要 | ボランティア関係 | 地域福祉関係 | 認知症・介護関係 | その他 | 実施件数 |
|----|------|------|----------|--------|----------|-----|------|
| 5  | 2    | 7    | 8        | 2      | 88       | 60  | 150  |
| 4  | 2    | 6    | 10       | 2      | 82       | 44  | 133  |
| 3  | 2    | 6    | 6        | 5      | 106      | 1   | 145  |
| 2  | 1    | 4    | 7        | 4      | 34       | 28  | 70   |
| 元  | 4    | 13   | 16       | 35     | 79       | 58  | 176  |

※平成 29 年度以降、地域向けの防災や福祉体験学習等の実績を「その他」欄に含めている

## (6) 災害時のボランティア活動支援

災害時におけるボランティア活動について、行政機関や 16 区に組織された災害ボランティア団体、NPO 法人等で構成する「なごや災害ボランティア連絡会」に参画し、平常時から連携、基盤整備・強化を図るとともに、災害に強いまちづくりに向けた啓発や他地域の災害に対して必要に応じた支援を行っています。

また、災害ボランティアセンター三者合同研修をなごや防災ボラネット、名古屋市、本会で主催、実施しています。複数区合同、市・区役所、市・区社会福祉協議会、災害ボランティアの連携・協働で実施することで、区社協間の相互支援だけではなく、行政、社協、災害ボランティアの連携・協働、相互支援の意識づけを推進しています。（平成 18 年度から実施）

### ◆災害ボランティアセンター三者合同研修実施状況（旧災害ボランティアセンター設置・運営訓練合同研修）◆

| 年度 | なごや防災ボラネット | 行政 | 社協 | その他 | 合計  |
|----|------------|----|----|-----|-----|
| 5  | 103        | 26 | 33 | 123 | 285 |
| 4  | 84         | 18 | 27 | 18  | 147 |
| 3  | 76         | 27 | 27 | 9   | 139 |
| 2  | 40         | 22 | 30 | 5   | 97  |
| 元  | 87         | 25 | 34 | 7   | 153 |

※令和 5 年度より、災害対策委員・民生委員児童委員に参加の呼びかけを行った

## (7) 災害ボランティアセンター運営支援のための職員派遣

大規模災害で被災した市町村から、全社協を通して東海北陸ブロックに依頼があったため、社協が行う災害ボランティアセンターの運営協力を行うため応援職員を派遣しました。

| 年度 | 災害名    | 派遣先社協      | 派遣日程                  | 派遣日数(日)   | 派遣人数(延人数) |
|----|--------|------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 5  | 能登半島地震 | 能登町社協(石川県) | 1/18～                 | 74(3月末時点) | 35(3月末時点) |
| 元  | 台風19号  | 栃木市社協(栃木県) | 10/29～12/3<br>(偶数クール) | 27        | 12        |

## (8) 被災者支援ボランティアセンターなごやの運営【委託事業 平成23年度～】

市内に居住する被災者の生活支援を行うボランティア活動の支援や、被災地におけるボランティア活動希望者への情報提供を目的に市が設置し、本会となごや防災ボラネットが協力して運営しています。

### ◆相談延べ件数◆

| 年度 | 被災者からの相談 | ボランティア活動希望<br>(個人・団体) | 物資提供希望 | その他 | 合 計 |
|----|----------|-----------------------|--------|-----|-----|
| 5  | 248      | 1                     | 0      | 98  | 347 |
| 4  | 285      | 11                    | 0      | 58  | 354 |
| 3  | 228      | 3                     | 1      | 46  | 278 |
| 2  | 188      | 4                     | 3      | 69  | 264 |
| 元  | 202      | 9                     | 4      | 56  | 271 |

### ◆被災者同士の交流とリフレッシュの場「お茶っこサロンなごや」◆ (開催実績)

| 年度 | 開催回数 | 参加世帯数 | 参加人数 |
|----|------|-------|------|
| 5  | 2    | 25    | 37   |
| 4  | 2    | 25    | 41   |
| 3  | 1    | 12    | 32   |
| 2  | 1    | 15    | 21   |
| 元  | 1    | 7     | 22   |

※令和2年度は、被災世帯やボランティア等によるメッセージ交流企画として開催

### ◆語り部ボランティア活動件数◆

(開催実績)

| 年度 | 開催回数 | 参加人数 |
|----|------|------|
| 5  | 29   | 679  |
| 4  | 26   | 658  |
| 3  | 3    | 75   |

## (9) なごやボランティア楽集会【平成27年度から実施】

ボランティア活動を実践のみにとどめることなく、学習(研究・協議)が必要であるという認識を深めるため、ボランティア活動者同士の学習・協議の場を開催委員会により企画・運営しています。

### ◆開催状況◆

| 年度 | 開催日                                            | 参加者数       |
|----|------------------------------------------------|------------|
| 5  | 令和5年6月18日(日)<br>令和5年7月1日(土)                    | 28名<br>18名 |
| 4  | 令和4年6月12日(日)<br>延長戦①8月6日(日)、延長戦②11月19日(土)      | 計20名       |
| 3  | 令和4年2月20日(日)、3月12日(土)<br>※いずれも緊急事態宣言中のため中止(延期) | 中止(延期)     |
| 2  | 令和2年8月1日(日)<br>令和3年3月14日(日)                    | 28名<br>30名 |
| 元  | 令和2年1月19日(日)、2月16日(日)<br>※3月15日はコロナのため延期       | 計50名       |

## (10) 市民活動への参加支援へ向けた取り組みの実施

市民活動に対する市民の意識調査を実施し、どのような条件が整えば参加できるのかをつまびらかにするとともに、調査結果をもとにターゲット層やボランティア登録者等の状況に合わせた情報提供や活動の提案、支援の方法を工夫し、情報発信の充実や参加率の向上につなげます（令和2～6年度の5か年計画）。

### ◆取組状況◆

- 令和2年度は地域ケア推進課及び名古屋市市民活動推進センターと取組み内容について協議を実施

## 6 仕事・暮らし自立サポートセンターの運営【委託事業 平成26年度から実施】

生活困窮者自立支援法に基づく「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター」を、他2法人とのコンソーシアムによって名古屋市から受託実施しています。平成26年7月からモデル事業として名駅センターを受託し、平成27年8月から市内3センターのうち名駅・金山センターを運営しています。

生活困窮者に対し、個別的で包括的かつ継続的な支援を実施することにより、就労による経済的自立のみならず、日常生活、社会生活における自立を図るとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進め、新たな社会資源の開発を行います。

### ①自立相談支援事業

相談者の抱えている課題を一人ひとりアセスメントした上で、個別の自立支援計画を策定し、各分野の支援事業・機関のサービス等を活用しながら自立を支援します。

### ②就労準備支援事業

生活リズムを整える生活訓練、集団活動を経験する社会訓練等、段階的なプログラムを通じて、一般就労に従事する準備を計画的に支援します。

### ③認定就労訓練事業の推進

直ちに一般就労に就くことが困難な生活困窮者が、企業や社会福祉法人等において支援付きの就労を行う認定就労訓練事業について、受入事業所の開拓、利用者の斡旋調整等の業務を行います。

### ④家計改善支援事業

相談者自身の家計を管理しようという意欲を引き出すとともに、多様な社会資源との連携によって自ら家計管理ができるよう支援します。

### ◆新規相談状況◆

| 年度 | 新規相談件数 | 左記のうち新規面談件数 |     |       |
|----|--------|-------------|-----|-------|
|    |        | 来所          | 訪問  | 合計    |
| 5  | 2,953  | 1,078       | 204 | 1,282 |
| 4  | 3,847  | 1,142       | 202 | 1,344 |
| 3  | 7,957  | 1,456       | 164 | 1,620 |
| 2  | 12,881 | 2,411       | 111 | 2,522 |
| 元  | 2,566  | 1,032       | 202 | 1,234 |

### ◆プラン策定状況◆

| 年度 | プラン作成件数 | 支援事業利用状況 |          |          |          |      |          |          |                |
|----|---------|----------|----------|----------|----------|------|----------|----------|----------------|
|    |         | 住居確保給付金  | 一時生活支援事業 | 就労準備支援事業 | 認定就労訓練事業 | 就労支援 | 家計改善支援事業 | 生活福祉資金貸付 | 生保受給者等就労自立促進事業 |
| 5  | 408     | 69       | 3        | 55       | 16       | 324  | 132      | 8        | 203            |
| 4  | 470     | 87       | 7        | 56       | 12       | 323  | 114      | 23       | 284            |
| 3  | 514     | 97       | 3        | 63       | 12       | 398  | 139      | 114      | 304            |
| 2  | 310     | 76       | 4        | 35       | 2        | 397  | 97       | 18       | 234            |
| 元  | 464     | 143      | 7        | 62       | 16       | 353  | 111      | 16       | 158            |

※「住居確保給付金」「生活福祉資金貸付」は実際の利用件数（支給件数・貸付件数）と異なる

※「一時生活支援事業」は、令和元年8月から開始

◆継続支援実施状況◆

| 年度 | 実数（人） |
|----|-------|
| 5  | 3,007 |
| 4  | 5,273 |
| 3  | 7,512 |
| 2  | 4,993 |
| 元  | 1,745 |

◆支援後の成果◆

| 年度 | 就労開始<br>（一般就労、中間的就労） | 収入の増加 |
|----|----------------------|-------|
| 5  | 297                  | 43    |
| 4  | 170                  | 39    |
| 3  | 222                  | 54    |
| 2  | 88                   | 23    |
| 元  | 177                  | 85    |

## 7 居住支援に関する業務

### （１）居住支援法人活動の実施

高齢者や障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者等の安心で自立した生活を送るには、生活の基盤となる「住まい」を切り離して考えることはできず、「住まいの確保」と「必要な医療や介護、生活支援サービスを受けられる環境整備」の両面からの支援が必要となります。

そのため、令和元年12月13日に愛知県から居住支援法人の指定を受け、住宅確保要配慮者等に対して、民間住宅等に関する情報や福祉制度・生活支援サービス等に関する情報を総合的に提供するとともに、入居中の生活相談や、福祉制度・生活支援サービス等の利用に関する相談対応を行っています。

◆新規相談状況◆

| 年度 | 賃貸住宅への入居に関する相談（件） | 入居後の生活や制度利用等に関する相談（件） |
|----|-------------------|-----------------------|
| 5  | 55                | 4                     |
| 4  | 54                | 2                     |
| 3  | 29                | 2                     |
| 2  | 17                | 5                     |

### （２）住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネート事業）の運営

【委託事業【令和2年12月から実施】】

名古屋市居住支援コーディネート事業を公益社団法人愛知共同住宅協会とのコンソーシアムによって名古屋市から受託実施しています。

居住支援コーディネーターと住宅相談員、不動産情報管理・孤立死保険事務担当を配置し、入居トラブル等を抱えたセーフティネット住宅の大家等への支援や住宅確保要配慮者への入居等の支援を通じて、関係者による居住支援活動のネットワークづくりを進めています。

◆新規相談状況◆

| 年度 | 市民<br>【民間賃貸住宅<br>入居相談】 | 関係機関 | 居住支援法人 | 登録住宅等<br>の大家等 |
|----|------------------------|------|--------|---------------|
| 5  | 123                    | 582  | 82     | 78            |
| 4  | 131                    | 502  | 54     | 30            |
| 3  | 87                     | 421  | 66     | 26            |
| 2  | 26                     | 164  | 28     | 12            |

## 8 いきいき支援センターの運営【委託事業 [平成 18 年 4 月から実施]】

地域包括ケア推進の中核的な機関として市内 29 ヲ所に設置されているいきいき支援センターのうち 17 ヲ所及び 13 ヲ所の分室を受託しています。(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区社協はじめ関係機関と協働して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、総合相談、権利擁護や認知症地域支援体制づくり、介護予防ケアマネジメント等の必要な援助を行っています。

また、本会は、他法人を含む市内 29 センターの共通課題の調整や研修等を実施するいきいき支援センター事務局を担当しています。

### (1) 総合相談支援、包括的継続的ケアマネジメント支援

地域の高齢者の身近な相談窓口として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、健康・福祉・介護などの相談に応じています。また、地域の介護支援専門員に対する支援や連携・協働の体制づくりを行う包括的・継続的ケアマネジメント支援を実施しています。

#### ◆実施状況◆

| 年度 | 総合相談支援・<br>権利擁護支援 (件) | 包括的・継続的<br>ケアマネジメント支援 (件) | 合 計 (件) |
|----|-----------------------|---------------------------|---------|
| 5  | 24,563                | 5,359                     | 29,922  |
| 4  | 25,118                | 5,850                     | 30,968  |
| 3  | 24,270                | 6,211                     | 30,481  |
| 2  | 22,204                | 7,099                     | 29,303  |
| 元  | 22,836                | 8,803                     | 31,639  |

### (2) 介護予防支援事業・第 1 号介護予防支援事業

要支援認定を受けた方や事業対象者が、心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき予防給付サービスや介護予防・生活支援サービス、一般介護予防事業などの介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行っています。

#### ◆介護予防支援事業◆

| 年度 | 利用者数 (人) | うち直営分 (人) | うち委託分<br>(人) | 委託率 (%) |
|----|----------|-----------|--------------|---------|
| 5  | 129,604  | 31,878    | 97,726       | 75.4    |
| 4  | 133,843  | 34,206    | 99,637       | 74.4    |
| 3  | 134,383  | 34,583    | 99,800       | 74.2    |
| 2  | 129,132  | 33,457    | 95,675       | 74.1    |
| 元  | 123,630  | 32,388    | 91,242       | 73.8    |

#### ◆第 1 号介護予防支援事業◆

(介護予防・生活支援サービスの利用者の状況)

| 年度 | 利用者数 (人) | うち直営分 (人) | うち委託分 (人) | 委託率 (%) |
|----|----------|-----------|-----------|---------|
| 5  | 73,981   | 24,886    | 49,095    | 66.4    |
| 4  | 79,229   | 27,077    | 52,152    | 65.8    |
| 3  | 81,000   | 27,973    | 53,027    | 65.5    |
| 2  | 82,245   | 27,669    | 54,576    | 66.4    |
| 元  | 85,303   | 28,614    | 56,689    | 66.5    |

※介護予防支援事業は、予防給付サービスを利用する要支援認定を受けた方が対象

※第 1 号介護予防支援事業は、介護予防・生活支援サービスを利用する要支援認定を受けた方及び事業対象者の方が対象

※直営分は、いきいき支援センター職員が直接担当し、ケアマネジメントを実施したもの

※委託分は、いきいき支援センターから居宅介護支援事業所へケアマネジメント実施を委託したもの

### (3) 認知症の人を介護する家族への支援事業の実施

認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるよう、家族教室や家族サロン（憩いの場）を開催・運営し、認知症に関する知識や介護方法の指導、仲間づくりなど支援を行っています。  
また、いきいき支援センター職員等がキャラバン・メイト（講師）として、地域住民、企業等に向けて認知症サポーター養成講座を実施しています。

#### ◆実施状況◆

| 年度 | 家族教室 |                  | 家族サロン |                  | 医師による<br>専門相談 | 認知症サポーター<br>養成講座 |                  |
|----|------|------------------|-------|------------------|---------------|------------------|------------------|
|    | 回数   | 延参加者数<br>(1回あたり) | 回数    | 延参加者数<br>(1回あたり) | 延参加者数         | 回数               | 延参加者数<br>(1回あたり) |
| 5  | 286  | 1,311<br>(4.6)   | 220   | 1,377<br>(6.3)   | 321           | 343              | 6,835<br>(19.9)  |
| 4  | 176  | 795<br>(4.5)     | 230   | 1,416<br>(6.2)   | 325           | 359              | 6,088<br>(17.0)  |
| 3  | 143  | 639<br>(4.5)     | 166   | 913<br>(5.5)     | 280           | 269              | 4,497<br>(16.7)  |
| 2  | —    | —<br>( — )       | 96    | 712<br>(7.4)     | 205           | 191              | 3,483<br>(18.2)  |
| 元  | 177  | 894<br>(5.1)     | 209   | 1,554<br>(7.4)   | 417           | 452              | 9,723<br>(21.5)  |

※令和2年度については、市所管課の指示により、「家族教室」の実績報告を中止

### (4) 高齢者の見守り支援事業

地域から孤立し、医療や介護が必要な状況にも関わらず必要な支援を受けていない高齢者に対して、心身の状況や環境に応じて必要な支援を行うとともに、地域における見守りネットワークの構築や関係機関との連絡調整を行っています。また、安否確認や孤立感解消のために定期的に電話をする、見守り電話事業（いきいきコール）も実施しています。

| 年度 | 通報件数 | 電話・面接<br>延べ件数 | 訪問<br>延べ件数 | 支援ネットワーク<br>構築件数 | いきいきコール |        |
|----|------|---------------|------------|------------------|---------|--------|
|    |      |               |            |                  | 延利用者数   | 実施回数   |
| 5  | 207  | 9,679         | 3,319      | 193              | 3,472   | 11,381 |
| 4  | 220  | 11,450        | 3,645      | 218              | 3,778   | 12,350 |
| 3  | 272  | 12,459        | 4,026      | 223              | 3,973   | 12,987 |
| 2  | 269  | 11,850        | 3,642      | 215              | 4,056   | 13,358 |
| 元  | 283  | 11,601        | 3,941      | 213              | 4,131   | 13,404 |

## 9 認知症相談支援センター運営事業【委託事業 [平成25年10月から実施]】

### (1) 認知症相談・連携体制強化に関すること

#### ◆実施状況◆

|            | 元年度    | 2年度     | 3年度    | 4年度     | 5年度     |
|------------|--------|---------|--------|---------|---------|
| 連絡調整、相談件数  | 9,982件 | 11,119件 | 9,151件 | 10,693件 | 10,148件 |
| 研修、会議等参加回数 | 351回   | 241回    | 243回   | 373回    | 357回    |

#### 主な取り組み

- ・ いきいき支援センターとの連携：個別ケースの相談支援、事業への協力、認知症NEWSの発行（2月）、キャラバン・メイト養成研修の開催（1回）など
- ・ 認知症地域支援推進員の活動支援：連絡会・研修会（5回：初期中との合同含む）、オンライン交流会（1回）、各区専門部会への参加（2回）など
- ・ 認知症初期集中支援チームの活動支援：連絡会・研修会（4回：推進員との合同含む）、チーム員会議等への参加（3回）
- ・ 認知症疾患医療センターとの連携：連携会議（6回）、認知症情報誌WITHの発行（2回：9月・2月）、認知症セミナーの開催（1回：1月）など

- ・ 関係機関との連携：いきいき支援センターとの会議・研修等の開催（129回）、嘱託医との定例会（12回）、医療機関との研修や会議等への参加（9回）、その他関係会議・研修等への参加（120回）など
- ・ 認知症カフェの推進：240 か所設置（開設助成件数 8 件、上半期運営助成 55 件、下半期運営助成 67 件）、研修会及び事務説明会の開催（1回：8月）
- ・ 普及啓発：認知症のしおりの発行（15,000部）、Facebook（随時）、X（Twitter）及びメルマガでの情報発信、YouTube を活用した本人発信支援（啓発動画等）、ホームページの運営など
- ・ 本人ミーティングの開催（12回）

## （２）若年性認知症相談支援に関すること

### ◆実施状況◆

|           | 元年度     | 2 年度  | 3 年度    | 4 年度    | 5 年度    |
|-----------|---------|-------|---------|---------|---------|
| 実 相 談 件 数 | 92 件    | 103 件 | 131 件   | 118 件   | 136 件   |
| 延 相 談 件 数 | 1,206 件 | 989 件 | 1,480 件 | 1,539 件 | 2,204 件 |

### 主な取り組み

- ・ 実相談件数 136 件のうち 112 件に訪問等の個別支援を実施（内訳：令和 5 年度新規 35 件、前年度からの継続 77 件）
- ・ 本人・家族交流会を 12 回開催、延参加者 508 人（内訳：本人 207 人、家族 194 人、パートナー 107 人）
- ・ その他の事業：啓発講演会の開催（2 月 18 日）、相談職員向け研修会の開催（9 月 14 日）
- ・ 愛知県の企業連携のモデル事業に参加した（ワーキング 5 回、他外出等）

## （３）認知症コールセンターの運営

### ◆実施状況◆

月・水・木・金曜日 10:00～16:00 火曜日 14:00～20:00 （開設日数 243 日）

|           | 元年度     | 2 年度  | 3 年度  | 4 年度  | 5 年度  |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 実 相 談 件 数 | 718 件   | 713 件 | 785 件 | 643 件 | 581 件 |
| 延 相 談 件 数 | 1,171 件 | 930 件 | 886 件 | 757 件 | 726 件 |

### 主な相談状況

- ・ 1 日あたりの平均相談件数は（3.0 件）（前年度は、3.1 件）
- ・ 火曜日（51 日）の 16 時～20 時の延相談件数は（73 件）
- ・ 相談者は多い順に①家族（71%）、②本人（17%）で、家族の内訳は、①娘（46%）、②妻（18%）、③息子（17%）、④嫁（9%）
- ・ 相談内容は多い順に①認知症の症状への対応方法（65%）、②相談者の心身の状況（28%）、③制度・資源の利用方法（27%）、④受診について（25%）
- ・ 相談時間は①10 分以上 20 分未満（37%）
- ・ コールセンターからいきいき支援センターや認知症疾患医療センター等へ連絡した件数（5 件）
- ・ もの忘れ相談医（約 840 か所）、認知症カフェ（約 240 か所）へのチラシ配布
- ・ 市ホームページ、地域情報誌「Risa」への掲載等の広報活動を実施した
- ・ 電話相談員向け研修の実施（6 回）
- ・ 市ホームページ、地域情報誌「Risa」への掲載等の広報活動を実施した
- ・ 電話相談員向け研修の実施（6 回）

## （４）なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業事務局の運営

### ◆実施状況◆

※令和 2 年 10 月事業開始

|         | 2 年度    | 3 年度    | 4 年度    | 5 年度    |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 加 入 者 数 | 1,118 件 | 1,647 件 | 2,139 件 | 2,629 件 |
| 問 合 せ 数 | 889 件   | 1,287 件 | 1,854 件 | 2,338 件 |

### 主な取り組み

- ・ もの忘れ検診後精密検査経由の加入受付対応の開始（R5.10 月～）
- ・ 西区社会福祉協議会広報誌「ふくし西」に記事掲載
- ・ 熱田区いきいき支援センター主催ケアマネ向け勉強会にて職員による事業説明
- ・ 中日新聞情報紙「Risa」12 月号事業紹介記事掲載
- ・ もの忘れ相談医（約 840 か所）へのチラシ・申込書配布

## 10 福祉基金（地域福祉推進・子育て支援基金）の運営【昭和56年10月から実施】

地域福祉活動の財源として、市民の寄付等を積み立て、その基金の果実（利息）と寄付金により「福祉意識の啓発」「ボランティア活動の振興」「地域福祉の推進」などを行い、市民参加の社会福祉の推進を図っています。

### ◆寄付額などの推移◆

| 年度 | 寄 付 金 額 ( A )<br>〔前年度比〕 | 寄 付 件 数<br>〔前年度比〕 | 基金利息額等<br>( B ) | 事業執行額<br>( C ) = ( B + D ) | 基金取崩額<br>( D ) | 償却原価法<br>による配分<br>( E ) | 基金積立残高<br>(前年度積立残高+A-D+E) |
|----|-------------------------|-------------------|-----------------|----------------------------|----------------|-------------------------|---------------------------|
| 5  | 9,595,902 [111%]        | 149 [93%]         | 25,052,306      | 91,287,661                 | 66,235,355     | 191,110                 | 3,376,197,202             |
| 4  | 8,665,869 [64%]         | 160 [94%]         | 24,579,515      | 88,348,123                 | 63,768,608     | 212,032                 | 3,432,645,545             |
| 3  | 13,546,905 [123%]       | 170 [106%]        | 27,826,525      | 78,916,787                 | 51,090,262     | 221,654                 | 3,487,536,252             |
| 2  | 11,025,715 [73%]        | 161 [87%]         | 21,566,695      | 75,133,336                 | 52,527,862     | 221,654                 | 3,524,857,955             |
| 元  | 15,018,222 [97%]        | 185 [106%]        | 25,581,709      | 80,741,864                 | 55,160,155     | 222,130                 | 3,566,138,448             |

※1 基金利息額等にはふれあい給食サービス事業補助、基金事業参加費を含む

※2 平成26年度から新会計基準への移行に伴い債券の償却原価法を導入し、その配分を積立残高に含める

※3 平成20年1月から寄付金の受入が市から本会へ変更。また、基金の名称に「地域福祉推進・子育て支援基金」のサブタイトルを付す

### ◆PR 実施状況◆

| 年度 | 内 容                                                                                                                                                                                                                  |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 職員ワンコイン運動の実施(市・区社協等、健康福祉局、子ども青少年局)<br>市民生委員児童委員大会や本会主催講座等での募金活動<br>寄付・遺贈に関するパンフレットを市内金融機関へ送付<br>本会広報誌による広報及び地域情報誌への広告掲載<br>オンライン寄付システムの導入                                                                            |
| 4  | 職員ワンコイン運動の実施(市・区社協等、健康福祉局、子ども青少年局)<br>市民生委員児童委員大会や本会主催講座等での募金活動、栄での街頭募金の実施<br>紙製ポケットティッシュ等啓発資材の作成<br>パンフレットを改訂し、関係各所にPR<br>寄付・遺贈に関するパンフレットを市内金融機関へ送付<br>本会広報誌による広報及び地域情報誌への広告掲載<br>福祉基金啓発事業終活講座の開催                   |
| 3  | 本会広報誌による広報及び地域情報誌への広告掲載<br>PR用コミック動画及び事業紹介パンフレットを作成し、ホームページに公開<br>寄付・遺贈に関するパンフレットを新たに作成関係各所にPR<br>PRチラシ等を市民生委員・児童委員大会資料に同封<br>福祉基金40周年記念セミナーの開催                                                                      |
| 2  | 税額控除対象法人となったことのPRを含め本会広報誌による広報及び地域情報誌への広告掲載<br>福祉基金PR用オリジナル音声アナウンスを作成し、本会ホームページに公開<br>PRチラシ等を市民生委員・児童委員大会資料に同封<br>紙製包装ポケットティッシュ等啓発資材の作成<br>介護保険事業者・シルバー人材センター等へのチラシ配付<br>遺贈用パンフレット等を改訂し司法書士会等へPR                     |
| 元  | 職員ワンコイン運動の実施(市・区社協等、健康福祉局、子ども青少年局)<br>市民生委員大会や本会主催講座等での募金活動の実施<br>紙製包装ポケットティッシュ等啓発資材の作成<br>介護保険事業者・シルバー人材センター等へのチラシ配付<br>遺贈用パンフレット等市内金融機関へ送付<br>映画広告会社とのタイアップポスターの作成<br>「福祉基金フォトコンクール」の実施<br>本会広報誌による広報及び地域情報誌への広告掲載 |

## 11 介護保険事業等の取り組み【介護保険事業【平成12年4月から実施】】

本会では平成12年4月の介護保険制度施行前から、名古屋市委託事業の「なごやかヘルプ事業」（平成2年8月～平成12年3月）として、地域の高齢者等のホームヘルプ事業に取り組んできました。介護保険事業を通じて地域住民の個別課題を把握し、社協らしいサービスを提供することを目的とし、各区社会福祉協議会の事業所に区介護保険事業所を設置しています。

平成23年度には、介護保険事業体制の強化を図るため、在宅福祉事業本部制を導入し、在宅福祉担当理事を設置しました。また、「地域共生社会」の実現に向けた本会の責務を果たすこと、介護保険の報酬改定等に対応した「第6次在宅福祉事業プラン」（計画期間：令和6年度～令和11年度）の計画事項を着実に実施します。

### （1）居宅介護支援事業の実施

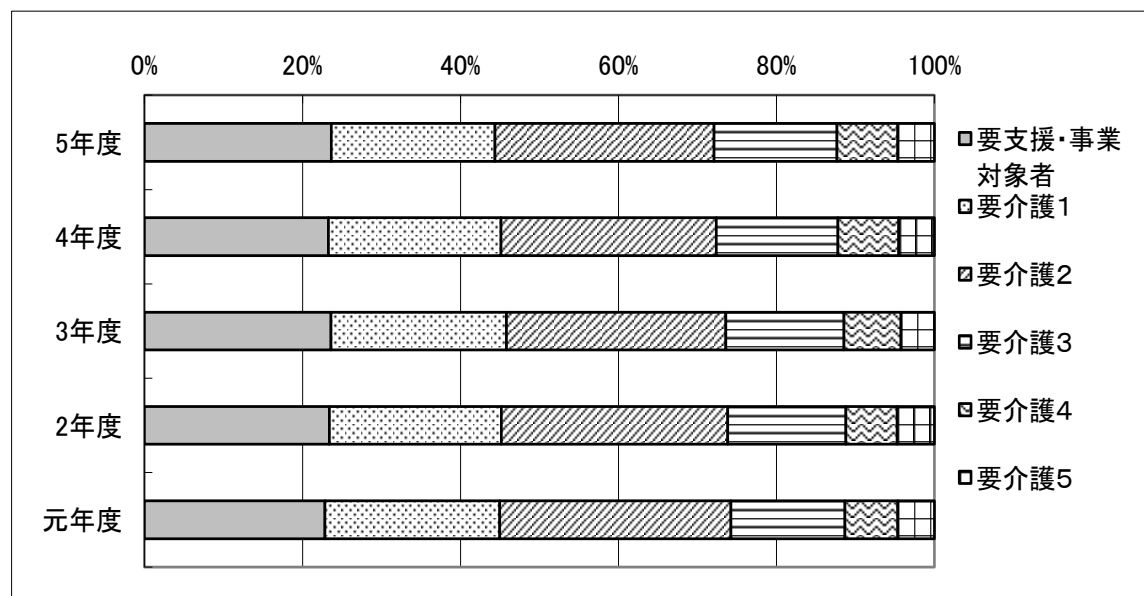
介護支援専門員（ケアマネジャー）が以下の事業を実施します。

- ①介護保険における居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画の作成及び定期的な見直し
- ②介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）における介護予防ケアマネジメント
- ③居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画、介護予防ケアマネジメントに基づくサービス提供実施のための事業者等との連絡調整及び給付管理業務
- ④要介護認定調査の実施
- ⑤介護認定を希望する被保険者に対しての要介護認定申請代行
- ⑥より質の高い事業所として平成22年7月から12区において「特定事業所加算Ⅱ」を取得し、平成23年5月から全区で取得  
平成27年4月から全区において新設の「特定事業所加算Ⅱ」を取得

#### ◆利用者区分別延利用者数◆

（単位：人）

| 年度  | 要支援・事業対象者 | 要介護1   | 要介護2   | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  | 利用者合計  |
|-----|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 5年度 | 10,709    | 9,385  | 12,570 | 7,037 | 3,495 | 2,094 | 45,290 |
| 4年度 | 10,582    | 9,944  | 12,393 | 7,001 | 3,515 | 2,043 | 45,478 |
| 3年度 | 10,557    | 9,952  | 12,422 | 6,701 | 3,230 | 1,887 | 44,749 |
| 2年度 | 10,646    | 9,898  | 13,026 | 6,808 | 2,955 | 2,142 | 45,475 |
| 元年度 | 10,966    | 10,649 | 14,057 | 6,941 | 3,211 | 2,220 | 48,044 |



## (2) なごやかヘルプ事業の実施

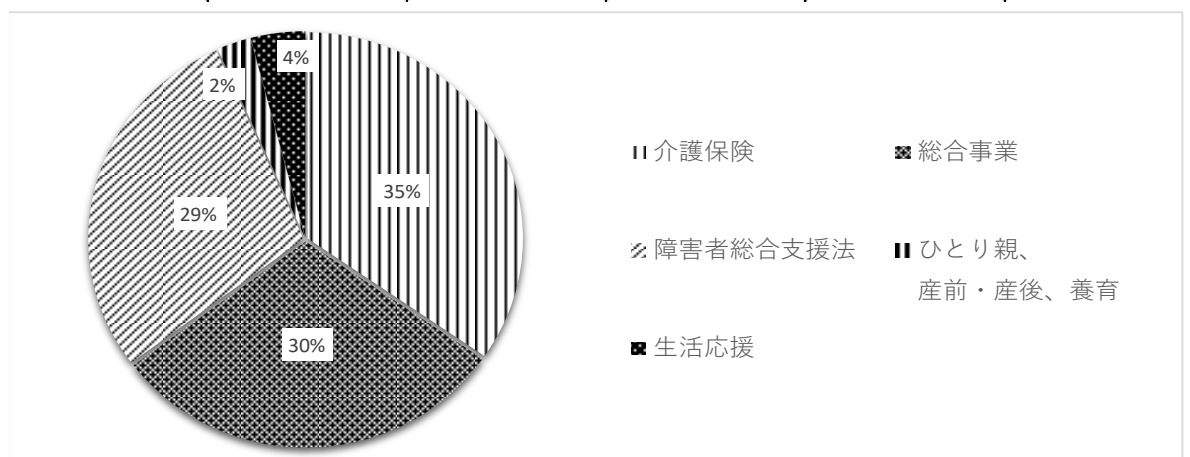
要援護高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で自立した在宅生活が送れるよう、訪問介護員（ホームケアスタッフ・なごやかスタッフ）などを派遣し以下の事業を実施します。

- ①訪問介護事業の実施（介護保険制度）
- ②介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）における第1号訪問事業（予防専門型訪問サービス・生活支援型訪問サービス）
- ③指定居宅介護事業（障害者総合支援法）
- ④ひとり親家庭等生活支援事業（市委託事業・平成2年8月から）
- ⑤産前・産後ヘルプ事業（市委託事業・平成14年4月から）
- ⑥養育支援ヘルパー事業の実施（市委託事業・平成21年3月から）
- ⑦犯罪被害者等日常生活支援事業（市委託事業・平成30年7月から）
- ⑧生活応援サービスの実施（独自事業：平成17年度から）

### ◆利用者区分別延利用者数◆

（単位：人）

|                   | 元年度    | 2年度    | 3年度    | 4年度    | 5年度    |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 介護保険              | 17,733 | 16,464 | 15,943 | 15,770 | 15,221 |
| 総合事業              | 17,840 | 16,323 | 14,790 | 13,148 | 13,215 |
| 障害者総合支援法          | 13,756 | 12,806 | 12,713 | 12,233 | 12,563 |
| ひとり親、<br>産前・産後、養育 | 1,280  | 1,072  | 1,209  | 1,052  | 1,125  |
| 生活応援              | 2,329  | 2,273  | 2,157  | 1,905  | 1,795  |
| 計                 | 52,938 | 48,938 | 46,812 | 44,108 | 43,919 |



### ◆利用回数・利用時間数◆

| 年度 | 利用回数(回) | 1人あたり月平均<br>利用回数(回) | 利用時間数(時間) | 1人あたり月平均<br>利用時間数(時間) |
|----|---------|---------------------|-----------|-----------------------|
| 5  | 338,911 | 7.7                 | 339,601   | 7.7                   |
| 4  | 347,626 | 7.9                 | 351,805   | 8.0                   |
| 3  | 376,684 | 8.0                 | 386,804   | 8.3                   |
| 2  | 394,600 | 8.1                 | 409,999   | 8.4                   |
| 元  | 433,215 | 8.2                 | 456,784   | 8.6                   |

◆なごやかスタッフ 男女・年代別雇用状況（R6.4.1現在）◆

| 区 分         | なごやかスタッフ（人） |     | 計<br>（人） | 年代別<br>構成比（％） |
|-------------|-------------|-----|----------|---------------|
|             | A型※         | B型※ |          |               |
| 30歳未満       | 0           | 3   | 3        | 0%            |
| 30～40歳未満    | 0           | 9   | 9        | 1%            |
| 40～50歳未満    | 6           | 36  | 42       | 5%            |
| 50～60歳未満    | 15          | 128 | 143      | 15%           |
| 60～70歳未満    | 27          | 332 | 359      | 39%           |
| 70歳以上       | 18          | 354 | 372      | 40%           |
| 合計          | 66          | 862 | 928      | 100%          |
| 雇用形態別構成比（％） | 7%          | 93% | 100%     |               |

※A型：週20時間以上勤務 B型：週20時間未満勤務

（３）通所介護事業の支援

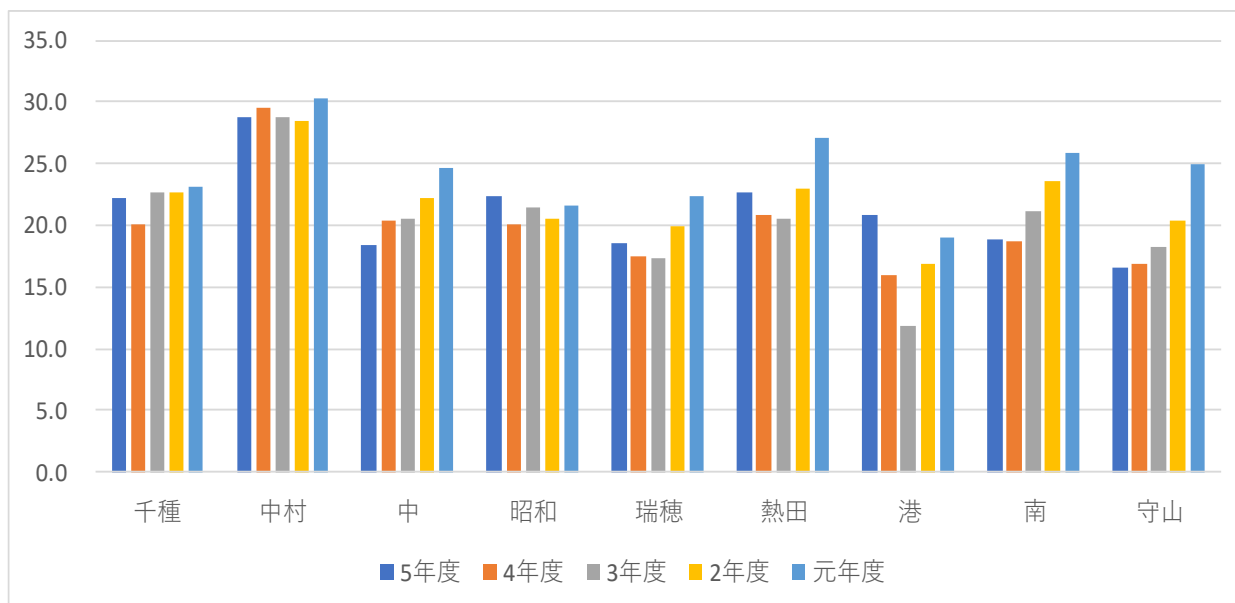
9区の区社協で実施している通所介護事業について、サービスの質の向上と健全な経営基盤を確立するため支援します。

◆事業所一日平均利用者数実績◆

（単位：人）

| 区   | 千種   | 中村   | 中    | 昭和   | 瑞穂   | 熱田   | 港    | 南    | 守山   |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 5年度 | 22.2 | 28.8 | 18.4 | 22.3 | 18.5 | 22.7 | 20.8 | 18.8 | 16.5 |
| 4年度 | 20.1 | 29.5 | 20.4 | 20.0 | 17.5 | 20.8 | 15.9 | 18.7 | 16.9 |
| 3年度 | 22.7 | 28.7 | 20.6 | 21.5 | 17.4 | 20.5 | 11.9 | 21.1 | 18.3 |
| 2年度 | 22.6 | 28.5 | 22.2 | 20.5 | 19.9 | 22.9 | 16.9 | 23.6 | 20.4 |
| 元年度 | 23.1 | 30.3 | 24.7 | 21.6 | 22.3 | 27.1 | 19.0 | 25.9 | 25.0 |

※18年度から一部区を除き土曜日営業、全区で祝日営業



## 12 障害者・認知症高齢者権利擁護事業の実施【補助事業【平成11年4月から実施】】

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な方が、地域で安心した生活が送れるように次の事業を実施しています。

- (1) 相談事業（生活相談、法律相談）
- (2) 金銭管理サービス
- (3) 財産保全サービス
- (4) 福祉サービスの利用援助

### ◆相談延べ件数◆

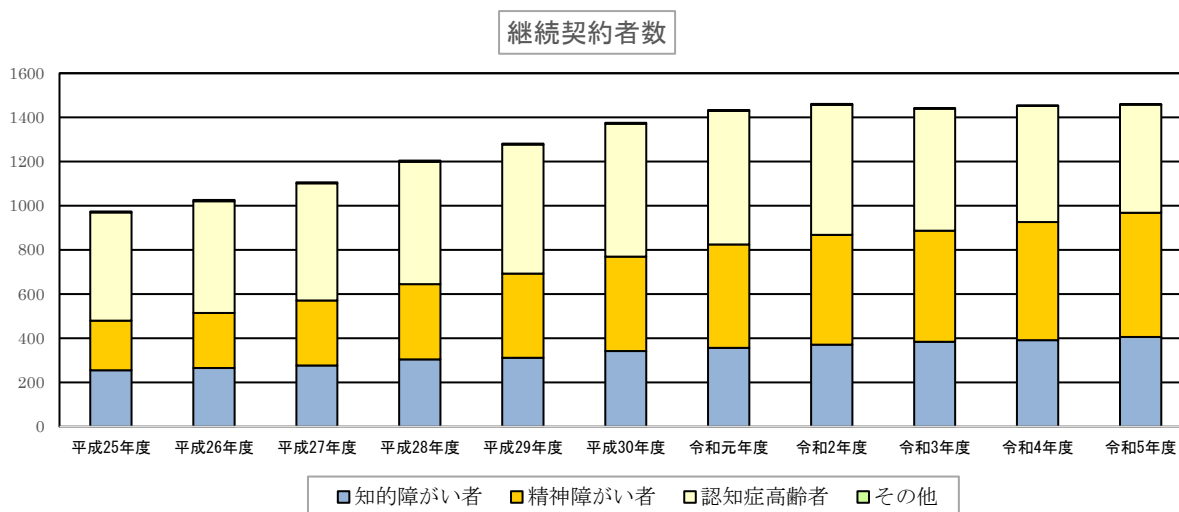
| 年度 | 知的障がい者 | 精神障がい者 | 認知症高齢者 | その他    |      | 合 計<br>(法律相談件数) |
|----|--------|--------|--------|--------|------|-----------------|
|    |        |        |        | 身体障がい者 | 高齢者等 |                 |
| 5  | 4,756  | 11,448 | 8,898  | 19     | 51   | 25,172(7)       |
| 4  | 5,020  | 11,536 | 9,228  | 10     | 59   | 25,853(18)      |
| 3  | 5,358  | 11,416 | 9,881  | 12     | 91   | 26,758(23)      |
| 2  | 6,224  | 13,713 | 11,465 | 9      | 87   | 31,498(20)      |
| 元  | 5,084  | 9,612  | 10,383 | 29     | 83   | 25,191(35)      |

### ◆継続契約者数◆

(単位：人)

|   | 知的障がい者 | 精神障がい者 | 認知症高齢者 | その他 | 合 計   |
|---|--------|--------|--------|-----|-------|
| 5 | 406    | 562    | 490    | 2   | 1,460 |
| 4 | 392    | 534    | 526    | 2   | 1,454 |
| 3 | 384    | 504    | 552    | 2   | 1,442 |
| 2 | 371    | 497    | 589    | 4   | 1,461 |
| 元 | 357    | 468    | 604    | 4   | 1,433 |

※年度末数値



## 13 高齢者虐待相談センター事業の実施【委託事業【平成17年7月から実施】】

高齢者に対する虐待防止及び早期対応を図るため、高齢者本人やその家族等からの相談を受けるとともに、高齢者の虐待に関する知識の普及・啓発等を行い、高齢者及びその家族の福祉向上を図るために次の事業を実施します。

- (1) 高齢者虐待に関する相談
  - ・電話相談
  - ・面接相談
  - ・法律相談〔弁護士による予約相談〕
  - ・介護者・養護者のこころの相談〔心理相談員による予約相談〕
- (2) 高齢者虐待に関する連携・調整等
  - ①区役所・支所、いきいき支援センターとの連携
  - ②高齢者虐待防止ネットワーク支援会議（区役所・支所開催）への出席及びスーパーバイザーの調整

- (3) 保健福祉従事者向け研修
- (4) 高齢者虐待防止に関する啓発活動

◆相談状況◆

| 年度 | 相談件数<br>(延べ数) | 電話相談      |           | 面接相談      |           | 法律相談<br>③ | こころの<br>相談<br>④ | 虐待相談<br>延べ数<br>①+②+<br>③+④ |
|----|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|----------------------------|
|    |               | 虐待相談<br>① | その他<br>相談 | 虐待相談<br>② | その他<br>相談 |           |                 |                            |
| 5  | 404           | 314       | 62        | 22        | 0         | 5         | 1               | 342                        |
| 4  | 352           | 235       | 73        | 31        | 5         | 8         | 0               | 274                        |
| 3  | 332           | 262       | 41        | 22        | 0         | 5         | 2               | 291                        |
| 2  | 383           | 273       | 79        | 22        | 2         | 6         | 1               | 302                        |
| 元  | 417           | 314       | 57        | 33        | 3         | 8         | 2               | 357                        |

#### 14 障害者虐待相談センター事業の実施【委託事業【平成24年10月から実施】】

障がい者に対する虐待防止及び早期対応を図るため、障がい者本人やその家族等からの相談を受けるとともに、障がい者の虐待に関する知識の普及・啓発等を行い、障がい者及びその家族の福祉向上を図るために次の事業を実施します。

- (1) 障がい者虐待に関する相談
  - ・電話相談
  - ・面接相談
  - ・法律相談〔弁護士による予約相談〕
  - ・介護者・養護者のこころの相談〔心理相談員による予約相談〕
- (2) 障がい者虐待に関する連携・調整等
  - ①区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センターとの連携
  - ②障害者虐待防止ネットワーク支援会議（区役所・支所・保健センター開催）への出席及びスーパーバイザーの調整
- (3) 保健福祉従事者向け研修
- (4) 障がい者虐待防止に関する啓発活動

◆相談状況◆

| 年度 | 相談件数<br>(延べ数) | 電話相談      |           | 面接相談      |           | 法律相談<br>③ | こころの<br>相談<br>④ | 虐待相談<br>延べ数<br>①+②+<br>③+④ |
|----|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|----------------------------|
|    |               | 虐待相談<br>① | その他<br>相談 | 虐待相談<br>② | その他<br>相談 |           |                 |                            |
| 5  | 421           | 279       | 123       | 14        | 4         | 1         | 0               | 294                        |
| 4  | 383           | 239       | 115       | 23        | 5         | 1         | 0               | 263                        |
| 3  | 357           | 271       | 73        | 8         | 3         | 1         | 1               | 281                        |
| 2  | 305           | 231       | 45        | 18        | 10        | 1         | 0               | 250                        |
| 元  | 272           | 111       | 151       | 2         | 7         | 1         | 0               | 114                        |

#### 15 障害者差別相談センター事業の実施【委託事業【平成28年8月から実施】】

障がい者本人やその家族、また事業者等からの相談を受け、差別の解消に向けた建設的な対話による調整を図ります。また、障がい者の差別解消の推進を目的とした広報啓発等を行い、差別のない地域づくりに取り組みます。

- (1) 障がい者の差別に関する相談、調査及び調整等
- (2) 連絡調整会議の運営
- (3) 障がい者の差別に関する相談に従事する人材の育成
- (4) 障がい者の差別解消の推進を目的とする広報啓発事業
- (5) 障がい者の差別解消に関する調査及び情報収集
- (6) 障がい者差別に関する実績の集計
- (7) 名古屋市障害者差別解消支援会議及び名古屋市障害者差別解消調整委員会の運営協力

## ◆相談受付実件数◆

(単位：件)

| 年度 | 電話  | 来所 | メール | その他（訪問等） | 合計  |
|----|-----|----|-----|----------|-----|
| 5  | 173 | 14 | 52  | 15       | 254 |
| 4  | 176 | 20 | 33  | 8        | 237 |
| 3  | 166 | 11 | 30  | 15       | 222 |
| 2  | 141 | 21 | 29  | 6        | 197 |
| 元  | 196 | 24 | 35  | 9        | 264 |

うち、差別に関する相談の実件数

| 年度 | 福祉 | 医療 | 教育 | 商品・サービス | 住まい | 建物・施設 | 交通 | スポーツ・文化 | 雇用 | 合計 |
|----|----|----|----|---------|-----|-------|----|---------|----|----|
| 5  | 4  | 3  | 2  | 10      | 3   | 3     | 6  | 0       | 3  | 34 |
| 4  | 3  | 1  | 3  | 6       | 0   | 0     | 1  | 4       | 3  | 21 |
| 3  | 2  | 1  | 1  | 14      | 0   | 2     | 3  | 0       | 1  | 24 |
| 2  | 1  | 3  | 6  | 7       | 2   | 0     | 1  | 4       | 5  | 29 |
| 元  | 3  | 4  | 3  | 16      | 0   | 0     | 9  | 0       | 10 | 45 |

## ◆相談対応延べ件数◆

(単位：件)

| 年度 | 電話  | メール | 面談  | その他 | 合計    |
|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 5  | 704 | 318 | 85  | 69  | 1,176 |
| 4  | 501 | 84  | 180 | 45  | 810   |
| 3  | 432 | 264 | 63  | 55  | 814   |
| 2  | 420 | 261 | 68  | 56  | 805   |
| 元  | 700 | 457 | 128 | 120 | 1,405 |

うち、差別に関する相談への対応延べ件数

| 年度 | 電話  | メール | 面談  | その他 | 合計  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 5  | 340 | 165 | 40  | 44  | 589 |
| 4  | 194 | 36  | 111 | 35  | 376 |
| 3  | 153 | 166 | 22  | 36  | 377 |
| 2  | 124 | 166 | 23  | 36  | 349 |
| 元  | 322 | 341 | 34  | 100 | 797 |

**16 成年後見あんしんセンター事業の実施【委託事業【平成22年10月から実施】】**

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方々の権利を守り、財産等の管理を行う成年後見制度の利用促進と地域の権利擁護支援ネットワークの構築を図るため、成年後見制度に関する相談や申立ての支援のほか、市民後見人の養成と受任後の支援等を実施しています。

- (1) 成年後見制度に関する専門相談・申立て支援
- (2) 成年後見制度に関する広報・啓発
- (3) 市民後見人候補者養成研修事業
- (4) 市民後見人候補者バンクの設置・運営
- (5) 市民後見人の受任調整
- (6) 市民後見人の後見活動への支援及び監督
- (7) 市長申立事務（戸籍調査及び申立ての決定に係る事務を除く）
- (8) 成年後見制度に関わる機関・団体との連携
- (9) 法人後見支援事業
- (10) 親族後見人等の活動支援・相談対応
- (11) 後見人等候補者の受任調整
- (12) 協議会の運営

## ◆相談延べ件数◆

(単位:件)

| 年度 | ① 電 話 | ② 来所 | ③ 訪問 | ④ その他 | 合計延数<br>①+②+③+④ |
|----|-------|------|------|-------|-----------------|
| 5  | 1,494 | 296  | 9    | 18    | 1,817           |
| 4  | 1,685 | 302  | 10   | 128   | 2,125           |
| 3  | 1,849 | 231  | 37   | 166   | 2,283           |
| 2  | 1,543 | 188  | 23   | 90    | 1,844           |
| 元  | 1,357 | 249  | 14   | 88    | 1,708           |

## ◆相談者の状況◆

(単位:件)

| 年度 | 本人  | 配偶者・<br>親・子 | その他<br>親族 | いきいき<br>支援セン<br>ター | 区役所<br>・保健セ<br>ンター | 福祉機関<br>福祉施設<br>医療機関 | ケアマネ<br>ジャー | その他 | 合計    |
|----|-----|-------------|-----------|--------------------|--------------------|----------------------|-------------|-----|-------|
| 5  | 210 | 463         | 312       | 139                | 215                | 173                  | 59          | 246 | 1,817 |
| 4  | 164 | 592         | 279       | 171                | 236                | 191                  | 79          | 413 | 2,125 |
| 3  | 178 | 532         | 299       | 232                | 233                | 183                  | 158         | 468 | 2,283 |
| 2  | 145 | 413         | 250       | 173                | 297                | 146                  | 104         | 316 | 1,844 |
| 元  | 171 | 388         | 228       | 147                | 210                | 158                  | 102         | 304 | 1,708 |

## ◆市民後見人候補者バンク登録者数◆

※令和6年3月31日現在 (単位:人)

| 千種 | 東 | 北  | 西 | 中村 | 中 | 昭和 | 瑞穂 | 熱田 | 中川 | 港 | 南 | 守山 | 緑 | 名東 | 天白 | 市外 | 合計  |
|----|---|----|---|----|---|----|----|----|----|---|---|----|---|----|----|----|-----|
| 14 | 9 | 10 | 8 | 9  | 3 | 5  | 11 | 7  | 13 | 4 | 8 | 9  | 5 | 8  | 14 | 0  | 137 |

## ◆市民後見人新規受任者数◆

※令和6年3月31日現在

| 年度 | 類型:受任者数              | 区分    | 被後見人の居所                                 |
|----|----------------------|-------|-----------------------------------------|
| 5  | 後見:2<br>保佐:3<br>補助:1 | 認知症   | 4 介護老人保健施設、グループホーム、自宅                   |
|    |                      | 知的障がい | 2 障害者支援施設                               |
|    |                      | 精神障がい | 0                                       |
| 4  | 後見:5<br>保佐:1         | 認知症   | 5 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設<br>有料老人ホーム、自宅      |
|    |                      | 知的障がい | 1 グループホーム                               |
|    |                      | 精神障がい | 0                                       |
| 3  | 後見:3<br>保佐:1         | 認知症   | 4 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設<br>有料老人ホーム         |
|    |                      | 知的障がい | 0                                       |
|    |                      | 精神障がい | 0                                       |
| 2  | 後見:5                 | 認知症   | 5 特別養護老人ホーム、ショートステイ<br>自宅、認知症高齢者グループホーム |
|    |                      | 知的障がい | 0                                       |
|    |                      | 精神障がい | 0                                       |
| 元  | 後見:3                 | 認知症   | 3 認知症高齢者グループホーム、病院                      |
|    |                      | 知的障がい | 0                                       |
|    |                      | 精神障がい | 0                                       |

## ◆市長申立事務 ※区役所・保健センターからの依頼分◆ (単位:件)

| 年度 | 高齢者 | 知的障がい | 精神障がい | 合計  |
|----|-----|-------|-------|-----|
| 5  | 101 | 7     | 11    | 119 |
| 4  | 79  | 7     | 5     | 91  |
| 3  | 80  | 13    | 11    | 104 |
| 2  | 74  | 10    | 8     | 92  |
| 元  | 81  | 8     | 13    | 102 |

## 17 法人後見センター事業の実施【独自事業[平成 25 年 7 月から実施]】

### (1) 法人後見事業の実施【独自事業 [平成 25 年 7 月から実施]】

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方々が安心して生活を送れるように支援するという視点から、「法人後見センター なごやかぼーと」を開設し、本会が法人として成年後見人等となる「法人後見」を実施しています。さらに、法人後見とあわせ、成年後見あんしんセンター事業等との連携を図り、権利擁護の総合的な推進を図ります。

①法人後見事業

②相談事業

◆相談・対応延件数（電話・来所等）◆

※令和 5 年 3 月 31 日現在

| 年度 | 認知症高齢者 | 知的障がい者 | 精神障がい者 | その他 | 合計    |
|----|--------|--------|--------|-----|-------|
| 5  | 1,181  | 910    | 329    | 6   | 2,426 |
| 4  | 1,125  | 982    | 431    | 1   | 2,539 |
| 3  | 1,193  | 729    | 378    | 5   | 2,305 |
| 2  | 1,201  | 756    | 271    | 0   | 2,228 |
| 元  | 1,283  | 536    | 448    | 2   | 2,269 |

◆相談者の状況◆

| 年度 | 本人  | その他<br>親族 | いきいき<br>支援センター | 区役所<br>保健セ<br>ンター | 福祉機関<br>福祉施設<br>医療機関 | 権利擁護<br>虐待<br>あんしん | 支援員 | 金融<br>機関 | 専門職 | その他 | 合計    |
|----|-----|-----------|----------------|-------------------|----------------------|--------------------|-----|----------|-----|-----|-------|
| 5  | 306 | 65        | 35             | 68                | 1,044                | 35                 | 475 | 40       | 48  | 309 | 2,426 |
| 4  | 240 | 83        | 47             | 98                | 1,185                | 13                 | 600 | 51       | 42  | 180 | 2,539 |
| 3  | 276 | 80        | 17             | 144               | 847                  | 19                 | 567 | 84       | 42  | 229 | 2,305 |
| 2  | 264 | 93        | 22             | 176               | 705                  | 27                 | 623 | 67       | 67  | 184 | 2,228 |
| 元  | 257 | 62        | 6              | 122               | 821                  | 32                 | 752 | 30       | 48  | 139 | 2,269 |

◆法人後見人受任数◆

| 年度 | 類型：受任者数 | 区分    | 被後見人等の居所             |
|----|---------|-------|----------------------|
| 5  | 後見：3    | 認知症   | 3 自宅、グループホーム、病院      |
| 4  | 後見：1    | 認知症   | 1 自宅、自宅              |
|    | 保佐：2    | 認知症   | 2 自宅                 |
| 3  | 後見：4    | 認知症   | 4 特別養護老人ホーム、自宅、病院、自宅 |
|    | 保佐：2    | 認知症   | 1 自宅                 |
|    |         | 知的障がい | 1 自宅                 |
| 2  | 後見：4    | 認知症   | 3 病院                 |
|    |         | 知的障がい | 1 自宅                 |
|    | 保佐：2    | 認知症   | 1 特別養護老人ホーム          |
|    |         | 知的障がい | 1 自宅                 |
| 元  | 後見：4    | 認知症   | 2 グループホーム            |
|    |         | 知的障がい | 1 有料老人ホーム            |
|    |         | 精神障がい | 1 病院                 |
|    | 保佐：2    | 知的障がい | 1 自宅                 |
|    |         | 精神障がい | 1 グループホーム            |
|    | 保佐：2    | 精神障がい | 2 病院、有料老人ホーム         |

◆職員の訪問状況◆

| 年度 | 本人  | その他<br>親族 | いきいき<br>支援センター | 行政<br>機関 | 福祉機関<br>福祉施設<br>医療機関 | 法務局 | 金融<br>機関 | 家庭<br>裁判所 | その他 | 合計  |
|----|-----|-----------|----------------|----------|----------------------|-----|----------|-----------|-----|-----|
| 5  | 183 | 3         | 0              | 31       | 33                   | 1   | 202      | 3         | 60  | 516 |
| 4  | 161 | 1         | 2              | 42       | 21                   | 8   | 272      | 2         | 52  | 561 |
| 3  | 122 | 1         | 0              | 64       | 47                   | 7   | 271      | 2         | 53  | 567 |
| 2  | 124 | 1         | 0              | 49       | 50                   | 5   | 213      | 7         | 55  | 504 |
| 元  | 154 | 0         | 1              | 32       | 28                   | 4   | 245      | 2         | 55  | 521 |

## (2) なごやかエンディングサポート事業の実施【独自事業【令和3年2月から実施】】

死後に不安を抱える身寄りのない高齢者等が、安心して生活を送ることができるよう死後事務及び見守り・安否確認を行います。

### ◆契約者数◆

| 年度 | 新規  | 終了 |
|----|-----|----|
| 5  | 61  | 1  |
| 4  | 41  | 3  |
| 3  | 22  | 0  |
| 合計 | 124 | 4  |

### ◆相談者数◆

| 年度 | 実人数 | 延べ人数  |
|----|-----|-------|
| 5  | 858 | 2,134 |
| 4  | 755 | 1,673 |
| 3  | 234 | 746   |

### ◆サービスの提供延べ件数◆

| 年度 | 預託金によるサービス | 見守り・安否確認サービス | 入退院時支援サービス | その他(相談対応等) | 合計    |
|----|------------|--------------|------------|------------|-------|
| 5  | 65         | 1,096        | 65         | 404        | 1,630 |
| 4  | 150        | 404          | 36         | 318        | 908   |
| 3  | 35         | 101          | 0          | 57         | 193   |

### ◆市民参加型見守り・安否確認◆

事業のなかで行う見守り活動の一部を、契約者も含めた市民ボランティアにより実施しています。

| 年度 | ボランティア活動者(なごやかエンディング契約者再掲) | 延べ活動件数 |
|----|----------------------------|--------|
| 5  | 5 (2)                      | 74     |
| 4  | 3 (2)                      | 26     |

### ◆生活困窮者等家財リユース◆

亡くなった契約者の遺志に基づき、市区社協が関わっている生活困窮者等の支援に家財を活用します。

| 年度 | 提供者数(なごやかエンディング契約者再掲) | 提供先 | 活用家財等 |
|----|-----------------------|-----|-------|
| 5  | 0                     | 0   | 0     |
| 4  | 2 (2)                 | 12  | 66    |

## (3) 名古屋市あんしんエンディングサポート事業の実施【委託事業【令和4年10月から実施】】

死後に不安を抱える身寄りのない高齢者等が、安心して生活を送ることができるよう死後事務及び見守り・安否確認を行います。

### ◆契約者数◆

| 年度 | 新規 | 終了 |
|----|----|----|
| 5  | 10 | 0  |
| 4  | 4  | 0  |
| 合計 | 14 | 0  |

## ◆相談者数◆

| 年度 | 実人数 | 延べ人数 |
|----|-----|------|
| 5  | 561 | 920  |
| 4  | 323 | 468  |

## ◆サービスの提供延べ件数◆

| 年度 | 預託金によるサービス | 見守り・安否確認サービス | 入退院時支援サービス | その他(相談対応等) | 合計  |
|----|------------|--------------|------------|------------|-----|
| 5  | 0          | 78           | 0          | 44         | 122 |
| 4  | 0          | 2            | 0          | 3          | 5   |

## 18 障害者雇用支援センター事業の実施 [平成 24 年 4 月から実施]

## (1) 障害者就労支援センター事業の実施【補助事業 [平成 24 年 4 月から実施]】

就職を希望されている障がい者、あるいは在職中の障がい者が抱える就労及びそれに伴う日常生活上の課題に応じて、関係機関との連携の下、相談・支援を一体的に行います。

## ①障がい者と家族、関係教育・福祉機関への相談・支援

(ア) 就職に向けての心構え・職業準備性や障がいの理解、家族の協力についての助言

(イ) 金銭管理や体調管理等生活面に関する助言、福祉・医療機関との連絡調整

(ウ) 就労希望に即した就労系事業者情報の提供

(エ) 労働意欲の向上に繋げる職場見学・職場実習

(オ) 職場適応・定着支援に向けた相談・支援

## ②企業への支援

障がい者の雇用に関する相談・情報提供、就職後の定期的な職場訪問、在職者の問題への即時対応等

## ③その他

就労系事業者等に対する就労支援に関する助言

## ◆支援対象障がい者 登録状況 (年度中実人員) ◆

(単位：人)

| 年度 | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | その他 | 合計    |
|----|-------|-------|-------|-----|-------|
| 5  | 72    | 673   | 431   | 42  | 1,218 |
| 4  | 76    | 679   | 425   | 34  | 1,214 |
| 3  | 73    | 691   | 396   | 32  | 1,192 |
| 2  | 61    | 644   | 337   | 29  | 1,071 |
| 元  | 56    | 602   | 292   | 18  | 968   |

## ◆相談区分別相談・支援延べ件数◆

(単位：件)

| 年度 | 就職に向けた相談・支援 | 職場定着に向けた相談・支援 | 日常生活・社会生活に関する相談・支援 | 就業と生活の両方にわたる相談・支援 | 合計    |
|----|-------------|---------------|--------------------|-------------------|-------|
| 5  | 3,592       | 2,050         | 279                | 303               | 6,224 |
| 4  | 3,456       | 2,473         | 208                | 492               | 6,629 |
| 3  | 3,946       | 2,172         | 326                | 916               | 7,360 |
| 2  | 3,772       | 1,823         | 612                | 1,210             | 7,417 |
| 元  | 2,957       | 1,680         | 265                | 840               | 5,742 |

## ◆障がい種別相談・支援延べ件数◆

(単位：件)

| 年度 | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | その他 |       |    |       |     | 合計    |
|----|-------|-------|-------|-----|-------|----|-------|-----|-------|
|    |       |       |       |     | 発達障がい | 難病 | 高次脳機能 | その他 |       |
| 5  | 213   | 2,756 | 2,939 | 316 | 296   | 0  | 1     | 19  | 6,224 |
| 4  | 328   | 3,174 | 2,933 | 194 | 153   | 0  | 0     | 41  | 6,629 |
| 3  | 305   | 3,358 | 3,410 | 287 | 126   | 2  | 0     | 159 | 7,360 |
| 2  | 539   | 3,465 | 3,187 | 226 | 54    | 21 | 0     | 151 | 7,417 |
| 元  | 388   | 2,930 | 2,374 | 50  | 4     | 3  | 0     | 43  | 5,742 |

◆支援対象障がい者 一般企業就職状況（年度中実人員）◆ (単位：人)

| 年度 | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | その他 | 合計 |
|----|-------|-------|-------|-----|----|
| 5  | 6     | 37    | 23    | 1   | 67 |
| 4  | 2     | 43    | 21    | 0   | 66 |
| 3  | 1     | 38    | 22    | 2   | 63 |
| 2  | 5     | 33    | 17    | 1   | 56 |
| 元  | 3     | 34    | 18    | 0   | 55 |

◆企業等に対する相談・支援延べ件数◆ (単位：件)

| 年度 | 雇い入れに<br>関して | 職場適応・職場<br>定着に関して | 雇用する障害者の<br>生活面に関して | 雇用支援制度に<br>関して | その他 | 合計    |
|----|--------------|-------------------|---------------------|----------------|-----|-------|
| 5  | 127          | 1,103             | 3                   | 3              | 30  | 1,266 |
| 4  | 103          | 1,453             | 9                   | 5              | 8   | 1,587 |
| 3  | 90           | 1,336             | 31                  | 6              | 5   | 1,468 |
| 2  | 113          | 1,311             | 28                  | 4              | 3   | 1,459 |
| 元  | 86           | 848               | 23                  | 9              | 2   | 968   |

(2) 指定就労移行支援事業の実施【障害者総合支援法事業【平成24年4月から実施】】

企業等への就労を希望する障がい者に対し、模擬職場訓練や就労準備講座、企業見学・実習を行い、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

①職業準備訓練・就労準備講座

事業所での実際の作業現場を再現した中で、色々な作業への取り組みを通じて就職する上で必要な能力、職場での基本的なルール、適切な作業態度、社会人マナーなどを習得

②職場見学・職場実習

実際の職場を見学し、実習することによる労働意欲の向上

③就労後の職場適応・定着支援

安定した職業生活が送れるよう、定期的な職場訪問による助言・指導等

◆利用者数（年度中延べ人員）及び障がい区分◆ (単位：人)

| 年度 | 知的障害 |    |    |     | 精神障害者<br>保健福祉手帳 |     | 身体障害者<br>手帳 | その他 | 計  |
|----|------|----|----|-----|-----------------|-----|-------------|-----|----|
|    | 愛護手帳 |    |    | その他 |                 |     |             |     |    |
|    | 2度   | 3度 | 4度 |     | 発達障害            | その他 |             |     |    |
| 5  | 0    | 5  | 3  | 0   | 5               | 10  | 2           | 0   | 25 |
| 4  | 0    | 8  | 3  | 1   | 6               | 11  | 2           | 2   | 33 |
| 3  | 1    | 8  | 7  | 0   | 8               | 7   | 0           | 0   | 31 |
| 2  | 1    | 10 | 12 | 1   | 8               | 7   | 2           | 0   | 41 |
| 元  | 0    | 16 | 13 | 1   | 5               | 5   | 1           | 0   | 41 |

◆利用者の退所後の進路◆ (単位：人)

| 年度 | 一般就労 | 福祉的就労 | 医療機関 | 職業訓練 | 在宅 | その他 | 計  |
|----|------|-------|------|------|----|-----|----|
| 5  | 8    | 1     | 0    | 0    | 2  | 0   | 11 |
| 4  | 10   | 2     | 1    | 0    | 0  | 0   | 13 |
| 3  | 12   | 2     | 0    | 0    | 3  | 2   | 19 |
| 2  | 10   | 3     | 0    | 0    | 1  | 4   | 18 |
| 元  | 19   | 1     | 1    | 0    | 0  | 1   | 22 |

(3) 指定就労定着支援事業の実施【障害者総合支援法事業【平成30年10月から実施】】

就労移行支援事業等を利用して企業等に就労した障がい者に対し、面談や職場訪問などを行い、就労後の職場定着のための支援を行います。

①就労後の職場適応・定着支援

安定した職業生活が送れるよう、定期的な面談や職場訪問による助言・指導等

## ◆利用者数（年度中実人員）及び障がい区分◆

（単位：人）

| 年度 | 知的障害 |    |    |     | 精神障害者<br>保健福祉手帳 |     | 身体障害者<br>手帳 | その他 | 計  |
|----|------|----|----|-----|-----------------|-----|-------------|-----|----|
|    | 愛護手帳 |    |    | その他 |                 |     |             |     |    |
|    | 2度   | 3度 | 4度 |     | 発達障害            | その他 |             |     |    |
| 5  | 1    | 11 | 12 | 2   | 7               | 5   | 2           | 0   | 40 |
| 4  | 1    | 19 | 14 | 2   | 7               | 9   | 1           | 0   | 53 |
| 3  | 1    | 18 | 15 | 1   | 6               | 9   | 1           | 0   | 51 |
| 2  | 0    | 17 | 25 | 0   | 10              | 8   | 0           | 0   | 60 |
| 元  | 0    | 14 | 19 | 0   | 10              | 12  | 0           | 0   | 55 |

## 19 指定管理施設の管理・経営

## (1) 総合社会福祉会館【指定管理 令和5年度～令和9年度 第5期】

指定管理者として、総合社会福祉会館の庁舎管理、7階の会議室等の貸出を行っているほか、社会福祉活動の振興と市民福祉の向上を目的とした社会福祉に関する情報の収集・提供、相談事業、ボランティア活動の振興などの各種事業（福祉のひろば、相談室、トレーニングルーム、福祉図書・情報閲覧コーナー、ボランティアセンター、福祉団体連絡事務室の運営）を行っています。

＊グループ活動室、点訳室、録音編集室、多目的活動室の利用人数は24ページ「活動拠点の利用」参照

## ◆7階会議室貸出件数◆

|        | 元年度   | 2年度※1 | 3年度※1 | 4年度   | 5年度   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 福祉目的※2 | 3,273 | 2,396 | 3,174 | 3,494 | 3,564 |
| 一般目的※2 | 158.5 | 120   | 135   | 164   | 191   |
| 利用率（％） | 74.8  | 67.7  | 71.4  | 78.8  | 80.7  |

## ◆その他利用人数◆

|           | 元年度   | 2年度※1 | 3年度※1 | 4年度   | 5年度   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 福祉団体連絡事務室 | 1,440 | 799   | 883   | 915   | 982   |
| 福祉図書コーナー  | 1,870 | 45    | 0     | 0     | 2,398 |
| トレーニングルーム | 9,831 | 4,675 | 5,029 | 7,324 | 8,545 |

※1 令和2年度・3年度及び令和4年度（9月まで）は、新型コロナウイルス感染症対策のため、利用定員を通常の半数に制限

また、福祉のひろば、福祉図書・情報閲覧コーナーの開放を中止

※2 半室利用の場合は、0.5換算とする

## (2) とだがわこどもランド【指定管理 令和5年度～令和9年度 第5期】

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設であるとだがわこどもランドを運営しています。施設の維持管理の他、自由に遊べる場の提供、各部屋の特性を活かした企画事業や子育て支援活動、クラブ活動、地域との連携・協働事業などを幅広く展開しています。また、児童館職員に対し研修を実施するなどの総合的な支援を行い、市内で最大の児童厚生施設として中核的な役割を担っています。

## ◆利用実績◆

| 年度 | 来園者     | 館内事業    | 有料乗物遊具  | クラブ活動 | 団体利用   |
|----|---------|---------|---------|-------|--------|
| 5  | 437,520 | 68,510  | 127,847 | 2,738 | 6,883  |
| 4  | 459,180 | 72,562  | 134,609 | 3,735 | 8,553  |
| 3  | 432,470 | 60,933  | 131,409 | 4,094 | 5,652  |
| 2  | 395,670 | 41,731  | 101,986 | 3,023 | 4,739  |
| 元  | 542,090 | 114,927 | 139,899 | 4,459 | 13,738 |

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年3月8日から同年5月31日まで休館

同年6月以降については、利用定員減などの予防対策を施し事業を実施

### (3) 鯨城学園【指定管理 令和5年度～令和9年度 <第5期>】

指定管理者として高齢者の生きがいをづくりと地域活動の核となる人材養成を行うため、2学年制の鯨城学園を運営しています。教養講座、地域活動学習講座、専門講座の授業のほか、文化祭などの各種行事及びクラブ活動や学生会活動など自主活動を支援するとともに、卒業生の同窓会組織「鯨城会」と連携を図りボランティア活動をはじめ様々な地域活動への参加を促進しています。また、学生以外の方でも参加できる公開講座や陶芸教室等を実施しています。

#### ◆入学者数・卒業者数◆

| 専 攻             |      | 暮らし | 国際 | 健康と福祉 | 音楽 | 園芸 | 陶芸 | 美術 | 歴史と文化 | 計   |
|-----------------|------|-----|----|-------|----|----|----|----|-------|-----|
| 5 年度<br>(38 期生) | 入学者数 | 37  | 86 | 78    | 90 | 31 | 34 | 36 | 92    | 484 |

| 専 攻                 |      | 環境 | 国際 | 健康 | 生活 | 福祉<br>(福祉) | 福祉<br>(音楽) | 園芸 | 陶芸 | 美術 | 地域 | 文化 | 計   |
|---------------------|------|----|----|----|----|------------|------------|----|----|----|----|----|-----|
| 4 年度<br>(37 期生)     | 入学者数 | 48 | 96 | 96 | 47 | 34         | 96         | 32 | 40 | 76 | 94 | 48 | 707 |
|                     | 卒業者数 | 40 | 68 | 68 | 36 | 27         | 78         | 28 | 24 | 51 | 69 | 37 | 526 |
| 平成 31 年度<br>(34 期生) | 入学者数 | 22 | 94 | 73 | 39 | 16         | 96         | 33 | 25 | 83 | 75 | 46 | 602 |
|                     | 卒業者数 | 13 | 52 | 31 | 16 | 3          | 39         | 15 | 10 | 38 | 52 | 21 | 290 |

| 専 攻              |      | 環境 | 国際 | 健康 | 生活 | 福祉         |               | 園芸 | 陶芸 | 美術 | 地域 | 文化 | 計   |
|------------------|------|----|----|----|----|------------|---------------|----|----|----|----|----|-----|
|                  |      |    |    |    |    | アタイプ<br>福祉 | 音楽ミニ<br>ケーション |    |    |    |    |    |     |
| 30 年度<br>(33 期生) | 入学者数 | 16 | 96 | 77 | 65 | 20         | 48            | 43 | 27 | 48 | 51 | 51 | 542 |
|                  | 卒業者数 | 10 | 57 | 51 | 50 | 16         | 30            | 32 | 23 | 39 | 43 | 37 | 388 |

※定員：令和4年度までは760名、令和5年度以降は568名（令和5年度は募集人数542名）

※令和元年度3月2日から令和3年度末まで新型コロナウイルス感染症の影響により休校となったため令和元年度入学生（34期生）は令和4年度に卒業した

※令和2年度出願者（35期生）と令和3年度出願者（36期生）は令和4年度入学者（37期生）に統合した

#### ◆鯨城会会員数◆

| 5年度   | 4年度   | 3年度   | 2年度   | 元年度   |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2,050 | 2,212 | 2,496 | 2,791 | 2,991 |

### (4) 児童館の運営支援【指定管理 令和2年度～令和6年度 <第5期>】

児童館では、自主的な自由遊びができる遊び場を提供し、また、各種行事や留守家庭児童クラブ事業等を実施しているほか、平成28年度からは生活保護受給世帯や生活困窮世帯、ひとり親家庭の中学生を対象とした「中学生の学習支援事業」を実施しています。

また、千種・守山両児童館では、障がいのある乳幼児とその親を対象に療育訓練や親の親睦を図る「児童館いこいの家」事業を名古屋市から別途受託し実施しています。

本会は、区社会福祉協議会または区社会福祉協議会とNPO法人とのコンソーシアムが指定管理者として管理運営する児童館の支援を行っているほか、市内全児童館を対象とした会議・研修の開催や実績等の取りまとめを行う「児童館統括事務」を受託しています。

#### ◆児童館利用実績※1◆

(単位：人)

| 年度  | 館内遊び    | 団体利用   | 館内・館外<br>行事 | クラブ<br>活動 | 留守家庭<br>児童クラブ | 学習支援  | 計       |
|-----|---------|--------|-------------|-----------|---------------|-------|---------|
| 5   | 275,397 | 7,204  | 79,513      | 37,091    | 32,691        | 4,899 | 436,795 |
| 4※2 | 221,009 | 6,448  | 74,753      | 35,621    | 32,691        | 5,676 | 376,198 |
| 3※2 | 188,644 | 5,675  | 57,949      | 32,295    | 36,935        | 6,471 | 327,969 |
| 2※2 | 131,928 | 5,847  | 41,883      | 25,428    | 37,008        | 7,041 | 249,135 |
| 元※2 | 313,524 | 12,132 | 106,880     | 61,889    | 41,115        | 6,832 | 542,372 |

※1 区社協又は区社協とNPO法人のコンソーシアムが指定管理者である15館の実績

※2 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年3月8日から令和2年5月31日まで事業の一部休止

令和2年6月1日～令和4年11月25日については、利用定員減などの予防対策を施し事業を実施  
 ◆「児童館いこいの家事業」利用状況◆ (単位：人)

| 年度 | 児童  | 保護者   | 合計    |
|----|-----|-------|-------|
| 5  | 772 | 894   | 1,666 |
| 4  | 722 | 912   | 1,634 |
| 3  | 585 | 648   | 1,233 |
| 2  | 758 | 805   | 1,563 |
| 元  | 938 | 1,116 | 2,054 |

#### (5) 福祉会館の運営支援【指定管理 令和2年度～令和6年度 <第5期>】

福祉会館では、市内在住の60歳以上の方を対象とした健康相談、生活相談などの相談事業や機能回復訓練、教養の向上及びレクリエーション等に関する各種事業を実施しているほか、平成28年度からは認知症予防に資する知識や活動の普及啓発等を行う「福祉会館認知症予防事業」を名古屋市から別途受託し実施しています。

本会は、区社会福祉協議会または区社会福祉協議会とNPO法人とのコンソーシアムが指定管理者として管理運営する福祉会館の支援を行っているほか、市内全福祉会館を対象とした会議の開催や実績等の取りまとめを行う「福祉会館統括事務」を受託しています。

◆福祉会館利用実績※1◆ (単位：人)

| 年度  | 利用人員    |         |         | 機能回復<br>訓練教室 | 認知症予防事業 |
|-----|---------|---------|---------|--------------|---------|
|     | 団体利用    | 個人利用    | 計       |              |         |
| 5   | 82,427  | 309,753 | 392,180 | 35,619       | 26,221  |
| 4   | 45,178  | 203,380 | 248,558 | 1,599        | 23,683  |
| 3※2 | 436     | 70,122  | 70,558  | 13,540       | 11,013  |
| 2※2 |         | 36,923  | 36,923  | 5,147        | 6,930   |
| 元※2 | 168,870 | 500,460 | 669,330 | 50,755       | 22,527  |

※1 区社協又は区社協とNPO法人のコンソーシアムが指定管理者である15館の実績

※2 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年3月2日から令和2年6月30日まで、令和2年8月11日から令和2年10月31日まで、令和3年1月15日から令和3年2月28日まで、令和3年4月20日から令和3年7月11日まで、令和3年8月8日から令和3年9月30日まで、令和4年1月21日から令和4年3月21日まで閉館、また開館時は、一部事業のみ実施

## 20 福祉サービス苦情相談事業の実施【独自事業 [平成13年6月から実施]

福祉サービス利用者からの苦情について、事業者による適切な苦情解決に資するため、公平・中立な立場で調査及び助言するための機関として苦情相談センターを設置し、福祉サービス苦情調整委員（第三者委員）を置き、社会福祉施設を始めとする福祉サービスの質の向上と利用者利益の保護を図ります。

- (1) 苦情申立・相談の受付
- (2) 福祉サービス苦情調整委員会の開催（月1回）
- (3) 施設・事業者支援事業（施設訪問相談事業、電話・FAX相談事業「サポートくん」）
- (4) 福祉サービス苦情相談事業研修会（年2回）
- (5) センター通信の発行（年3回）

◆申立受付件数（センター受付の申立のみ分）◆

| 年度 | 高齢者福祉 | 障害者福祉 | 児童福祉 | その他 | 合 計 |
|----|-------|-------|------|-----|-----|
| 5  | 6     | 9     | 12   | 1   | 28  |
| 4  | 12    | 13    | 12   | 1   | 38  |
| 3  | 6     | 11    | 16   | 2   | 35  |
| 2  | 4     | 13    | 11   | 2   | 30  |
| 元  | 6     | 6     | 7    | 1   | 20  |

◆相談受付件数（センター受付の相談のみ分）◆

| 年度 | 高齢者福祉 | 障害者福祉 | 児童福祉 | その他 | 合 計 |
|----|-------|-------|------|-----|-----|
| 5  | 32    | 77    | 27   | 7   | 143 |
| 4  | 36    | 79    | 30   | 10  | 155 |
| 3  | 37    | 68    | 29   | 10  | 144 |
| 2  | 24    | 55    | 22   | 10  | 111 |
| 元  | 31    | 45    | 30   | 8   | 114 |

◆契約事業数◆

| 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
|-----|------|------|------|------|
| 887 | 898  | 910  | 918  | 977  |

※令和5年度から事業数計上方法を一部変更

## 21 その他事業

### （１）社会福祉研修センターの運営〔平成5年8月から実施、平成25年度から組織改編〕

市民の福祉増進に資する人材を養成するため、自主事業である介護職員初任者研修を始め、市委託事業である高齢・障害福祉に従事する職員向けの研修などを行っています。

- ①介護職員初任者研修（年2回）
- ②認知症介護実践者等養成研修
  - ・認知症介護基礎研修（eラーニング、通年）
  - ・認知症介護実践研修（研修2種類、年3回）
  - ・地域密着型サービス事業職員研修【委託事業】（研修3種類、年5回）
- ③ホームヘルパー現任研修【委託事業】（年1回）
- ④高齢・障害福祉職員研修【委託事業】（研修53種類、年73回）
- ⑤介護職員等キャリアアップ研修【委託事業】（研修22種類、年38回）
  - ・名古屋市介護サービス事業者連絡研究会とコンソーシアムを構築し実施
- ⑥サービス管理責任者等フォローアップ研修【委託事業】（年1回）
  - ・愛知県社会福祉協議会福祉人材センターと共催で実施
- ⑦介護保険・障害福祉サービス事業所経営セミナー【委託事業】（年2回）

### （２）つながり・支えあおう 地域福祉のすゝめの開催【福祉基金事業】

地域福祉推進協議会ほか、ボランティア・NPO団体、企業等多様な主体が取り組む地域福祉活動の活性化と地域の福祉力向上を図ることを目的に、年1回、地域福祉のセミナーを開催しています。（名古屋市なごやか地域福祉セミナー・支えあい活動フォーラム・サロン推進セミナーと併催。）

### （３）区社協正副会長福祉セミナー等の開催

地域福祉に関する連絡調整及び研究協議を行う地域福祉部会委員会に併せて、先駆的な社協活動や地域福祉活動等の状況を学び、今後の区社協活動推進の参考としていただくため、区社協会長を対象としたセミナーを年1回開催しています。

### （４）社会福祉施設との連携

社会福祉施設部会委員会で意見を集約し、社会福祉施設との連携強化及び施設サービスの質の向上のための支援をしています。

- ①社会貢献推進委員会（年2回）
- ②なごや・よりどころサポート事業（再掲）
- ③福祉ネットワークセミナー（年1回）
- ④大都市社会福祉施設協議会への参加（隔年）
- ⑤福祉施設・事業所職員独自研修補助事業（年1回）
- ⑥経営者・施設長セミナー【補助事業】（年3回）

## (5) 生活福祉資金特例貸付制度における連携

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、従来の生活福祉資金貸付制度の対象世帯を低所得者世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活費でお悩みの世帯に向けた必要資金の貸付を行う特例制度について、愛知県社会福祉協議会より受託した区社会福祉協議会と連携し、令和2年3月25日より受付を始め、令和4年9月30日で終了となった。特例貸付申請受付終了後も償還事務や多くの世帯へフォローアップ支援を実施している。

### ◆生活福祉資金貸付実績※1◆

(令和6年3月末時点)

| 年度  | 緊急小口資金 |               | 総合支援資金 |               |
|-----|--------|---------------|--------|---------------|
|     | 貸付決定件数 | 貸付決定金額        | 貸付決定件数 | 貸付決定金額        |
| 5   | 116    | 11,097,000    | 2      | 780,000       |
| 4※1 | 2,276  | 436,671,000   | 2,101  | 1,214,855,000 |
| 3※1 | 8,795  | 1,683,574,000 | 18,140 | 9,415,519,000 |
| 2※1 | 26,339 | 4,716,682,000 | 12,274 | 5,317,812,000 |
| 元※1 | 423    | 65,693,000    | 0      | 0             |

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付分含む

## 22 名古屋市共同募金委員会との連携 [平成9年4月から事務局受託]

社会福祉法人愛知県共同募金会の支会として、市内にある各区共同募金委員会の連絡及び調整を行い、共同募金運動を推進することを目的とした名古屋市共同募金委員会の事務を受託し、運動の円滑な推進並びに運動発展に協力しています。

### ◆募金実績◆

| 年度 | 戸別         | 法人         | 学校        | 職域        | 街頭        | その他        | 一般募金計       | 地域歳末計      |
|----|------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|
| 5  | 88,979,865 | 21,869,284 | 7,442,156 | 2,394,958 | 1,050,303 | 11,659,818 | 133,396,384 | 7,798,549  |
| 4  | 91,489,916 | 22,385,328 | 8,109,364 | 2,464,623 | 838,328   | 11,179,836 | 136,467,395 | 8,674,100  |
| 3  | 93,613,379 | 23,113,144 | 8,794,229 | 2,582,837 | 483,635   | 14,981,266 | 143,568,490 | 13,243,054 |
| 2  | 95,067,536 | 22,575,092 | 8,349,881 | 3,014,127 | 855,400   | 10,169,780 | 140,031,816 | 8,519,681  |
| 元  | 98,177,485 | 25,910,138 | 8,029,878 | 2,513,091 | 1,545,722 | 12,864,980 | 149,041,294 | 8,132,478  |

## 23 シルバー人材センター事業への協力

高齢者が自主的・自発的に自分の能力に応じた仕事に就くことによって、社会活動に参加し、そこに生きがいを見出し活力ある高齢社会づくりの一端を担うことをめざす、公益社団法人名古屋市シルバー人材センターに職員を派遣し、事業の円滑な推進並びに事業発展に協力しています。

## 24 老人クラブ事業への協力

高齢者相互の仲間意識を深め、教養を身につけ、社会性を涵養し、これによって生きがいを高め、明るく豊かな生活を培い、さらに自己の持つ能力を活用して社会に貢献することを目指して結成されている名古屋市老人クラブ連合会事業の円滑な推進並びに事業の発展に協力しています。

## 会員制度

### 1 正会員

本会の目的に賛同し、社協の一員として地域福祉の推進のために協働・連携していただくため、社会福祉施設、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、市民活動団体等を対象に、会員制度を設けています。

#### ◆会員数（令和6年3月31日時点）◆

| 号   | 区分                     | 会員数   |
|-----|------------------------|-------|
| 第1号 | 区社会福祉協議会               | 16    |
| 第2号 | 社会福祉関係事業者              | 1,305 |
| 第3号 | 民生委員、児童委員又はその代表        | 4,226 |
| 第4号 | 社会福祉に関係ある団体            | 33    |
| 第5号 | 社会福祉に関する活動を行っている市民活動団体 | 18    |
| 第6号 | 社会福祉関係公務員              | 5     |
| 第7号 | 学識経験者                  | 10    |
| 合 計 |                        | 5,613 |

#### ◆会員の権利◆

- ①広報紙等を通じて社協・地域・行政関係の情報を得ること。
- ②部会等の会員諸活動に参加し、課題の共有や意見・提言などを行うこと。
- ③本会の実施する大会、研修会等の活動に参加するとともに、連携・協働事業を通じた活動支援を得ること。
- ④理事・評議員及び部会委員に選任される資格があること。

#### ◆会員の特典◆

- ①本会広報紙や会員ネットワークニュース（毎月10日発行）により社協の情報等を得ること。
- ②会員専用ページ（最新の社協情報や会員相互の情報共有）の利用。
- ③一般市民を対象とした会員が実施するイベントの、本会ホームページイベントカレンダーへの掲載。
- ④本会広報紙やホームページバナー広告掲載料の20%割引。
- ⑤総合社会福祉会館内で団体の機関紙や広報紙を配架による活動周知。
- ⑥本会が実施する福祉サービス苦情相談事業に契約。（ただし、第1種、第2種社会福祉事業等を実施する福祉施設又は事業所に限る）
- ⑦全社協の施設損害補償に加入できる。

### 2 賛助会員

本会の目的に賛同していただける方々に、賛助会員（市社協サポーター）としてご支援・ご協力をお願いしています。

会費額（年会費） 個人：1口 2,000円 法人・団体：1口 10,000円

#### ◆会員数（令和6年3月31日時点）◆

| 年度 | 個人 | 法人・団体 |
|----|----|-------|
| 5  | 20 | 8     |
| 4  | 25 | 8     |
| 3  | 24 | 8     |
| 2  | 19 | 8     |
| 元  | 18 | 9     |

## 主な分掌事務

### 事 務 局

- 1 福祉サービス苦情相談センターの運営

### 総 務 部

- 1 人事及び福利厚生に関すること
- 2 給与及び旅費等に関すること
- 3 物品の調達、管理及び処分
- 4 文書の収受発送及び公印の管守
- 5 民生委員・児童委員との連絡調整
- 6 東山霊安殿の経営
- 7 他部の主管に属しないこと

### 経理企画部

- 1 社協運営（理事会・評議員会）
- 2 予算の編成、経理及び決算
- 3 経営基盤の強化
- 4 区社会福祉協議会の運営支援
- 5 高年大学鯉城学園の管理・経営
- 6 総合社会福祉会館の管理・経営
- 7 児童館・福祉会館に関すること
- 8 とだがわこどもランドの管理・経営
- 9 重要事項の企画・調査及び総合調整
- 10 「第4次経営戦略計画」の策定
- 11 事務事業の評価
- 12 広報戦略に関すること
- 13 福祉基金の設置・運営
- 14 市共同募金委員会事務局の事務
- 15 共同募金配分金による事業の実施及び助成

### 地域福祉推進部

- 1 区社会福祉協議会及び小地域の福祉活動の援助
- 2 地域福祉部会委員会の運営
- 3 ボランティアセンター事業
- 4 福祉基金による事業の実施及び助成
- 5 総合社会福祉会館の各種事業（福祉相談・トレーニングルーム事業）
- 6 生活福祉資金貸付事業
- 7 「なごやか地域福祉2020」の推進
- 8 居住支援法人業務の実施
- 9 会員の入退会
- 10 社会福祉施設との連絡・調整
- 11 社会福祉施設部会委員会の運営
- 12 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターの運営
- 13 住まいサポートなごやの運営
- 14 重層的支援体制整備事業

#### 権利擁護推進部

- 1 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センターに関する事
- 2 名古屋市高齢者虐待相談センターに関する事
- 3 名古屋市障害者虐待相談センターに関する事
- 4 名古屋市障害者差別相談センターに関する事
- 5 名古屋市成年後見あんしんセンターに関する事
- 6 法人後見センターなごやかぼーとに関する事
- 7 名古屋市障害者雇用支援センターに関する事
- 8 その他障がい者・高齢者の権利擁護に関する事

#### 在宅福祉事業本部

##### 在宅福祉部

- 1 なごやかヘルプ事業
- 2 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業、その他関連する事業
- 3 介護保険に係る要介護認定調査の受託
- 4 社会福祉研修センター事業に関する事
- 5 各区介護保険事業所に関する事
- 6 区社会福祉協議会が実施する通所介護事業に関する事
- 7 その他、介護保険に関する事

##### 地域包括事業部

- 1 いきいき支援センター（地域包括支援センター）の経営
- 2 認知症相談支援センターの運営

## 財務状況

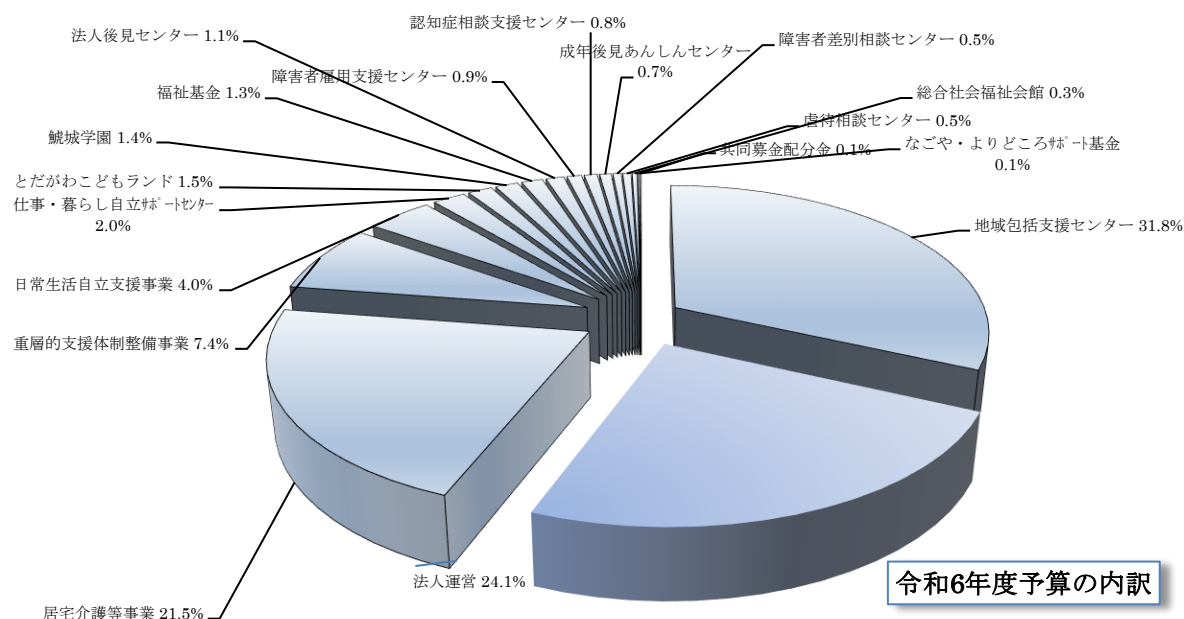
### 1 会計単位

本会の会計は、社会福祉事業区分に8つの拠点区分、公益事業区分に10つの拠点区分が設定されています。

※令和5年度より公益事業区分に重層的支援体制整備事業拠点区分が加わり10拠点区分になりました。

(単位：千円)

| 会 計 名    |         |                  | 令和6年度<br>当初予算額 | 令和5年度       |             |
|----------|---------|------------------|----------------|-------------|-------------|
|          |         |                  |                | 当初予算額       | 決算額（支出）     |
| 社会福祉事業区分 |         | 法人運営             | 2, 242, 882    | 2, 483, 815 | 2, 119, 198 |
|          |         | 共同募金配分金          | 8, 596         | 9, 396      | 8, 571      |
|          | 補 助     | 日常生活自立支援事業       | 374, 050       | 348, 334    | 319, 737    |
|          | 指 定     | とだがわこどもランド       | 141, 540       | 147, 414    | 143, 989    |
|          |         | 福祉基金             | 125, 364       | 122, 848    | 100, 884    |
|          |         | なごや・よりどころサポート基金  | 13, 194        | 11, 000     | 12, 446     |
|          | 障自・補助   | 障害者雇用支援センター      | 81, 566        | 91, 855     | 83, 476     |
|          | 介 報     | 居宅介護等事業          | 2, 008, 172    | 2, 005, 864 | 2, 182, 106 |
|          | 小 計 ①   |                  | 4, 996, 672    | 4, 877, 305 | 4, 970, 407 |
| 公益事業区分   | 委 託     | 地域包括支援センター       | 2, 966, 693    | 2, 854, 492 | 2, 800, 458 |
|          | 委 託     | 認知症相談支援センター      | 70, 260        | 68, 921     | 67, 494     |
|          | 委 託     | 重層的支援体制整備事業      | 688, 264       | -           | -           |
|          | 委 託     | 仕事・暮らし自立サポートセンター | 182, 851       | 181, 001    | 175, 430    |
|          | 委 託     | 成年後見あんしんセンター     | 64, 747        | 64, 747     | 64, 026     |
|          |         | 法人後見センター         | 101, 906       | 96, 096     | 78, 481     |
|          | 委 託     | 虐待相談センター         | 43, 869        | 44, 084     | 40, 282     |
|          | 委 託     | 障害者差別相談センター      | 44, 914        | 45, 801     | 46, 557     |
|          | 指 定     | 鯉城学園             | 132, 230       | 141, 339    | 140, 606    |
|          | 指 定     | 総合社会福祉会館         | 30, 799        | 29, 616     | 29, 041     |
|          | 小 計 ②   |                  | 4, 326, 533    | 3, 526, 097 | 3, 442, 375 |
|          | 合 計 ①+② |                  | 9, 323, 205    | 8, 746, 623 | 8, 412, 782 |



## 2 収入・支出内訳（各会計合計）

### （１）収入

本会の財源は、会費・寄付金・介護保険収入・雑収入などの自主財源、共同募金配分金、補助金・受託金などから構成されています。

（単位：千円）

| 科 目               | 令和6年度      |        | 令和5年度      |            |
|-------------------|------------|--------|------------|------------|
|                   | 当初予算額      | 構成比    | 当初予算額      | 決算額        |
| 会費収入              | 26,213     | 0.23   | 27,535     | 25,855     |
| 分担金収入             | 422        | 0.01   | 422        | 422        |
| 寄附金収入             | 32,200     | 0.28   | 32,200     | 47,008     |
| 経常経費補助金収入         | 1,270,738  | 11.23  | 1,257,774  | 1,194,059  |
| 受託金収入             | 4,077,154  | 36.04  | 3,542,604  | 3,214,849  |
| 事業収入              | 108,540    | 0.96   | 113,632    | 109,010    |
| 負担金収入             | 125,474    | 1.11   | 130,735    | 125,685    |
| 介護保険事業収入          | 2,646,548  | 23.39  | 2,716,872  | 2,668,308  |
| 児童福祉事業収入          | 26,072     | 0.23   | 23,621     | 26,219     |
| 就労支援事業収入          | 70         | 0.01   | 132        | 54         |
| 障害福祉サービス等事業収入     | 490,885    | 4.34   | 502,110    | 481,347    |
| 受取利息配当金収入         | 69,313     | 0.61   | 62,807     | 66,770     |
| その他の収入            | 4,622      | 0.04   | 4,975      | 23,614     |
| 固定資産売却収入          | 0          | 0      | 150,000    | 141,200    |
| 長期貸付金回収収入         | 0          | 0      | 1,800      | 6,704      |
| 基金積立資産取崩収入        | 76,227     | 0.67   | 314,049    | 66,235     |
| 積立資産取崩収入          | 96,802     | 0.85   | 40,000     | 85,578     |
| サービス区分間長期貸付金回収収入※ | 0          | 0      | 0          | 944        |
| 事業区分間繰入金収入※       | 186,245    | 1.66   | 168,238    | 78,833     |
| 拠点区分間繰入金収入※       | 42,219     | 0.37   | 43,742     | 61,444     |
| サービス区分間繰入金収入※     | 1,071,653  | 9.47   | 1,165,801  | 972,218    |
| その他の活動による収入       | 100        | 0.01   | 100        | 22         |
| 前期末支払資金残高         | 960,132    | 8.49   | 751,697    | 860,833    |
| 合 計               | 11,311,629 | 100.00 | 11,050,846 | 10,257,211 |

※・・・内部取引消去

## (2) 支出

大別すると、人件費、事業費、助成金、事務費等から構成されています。（単位：千円）

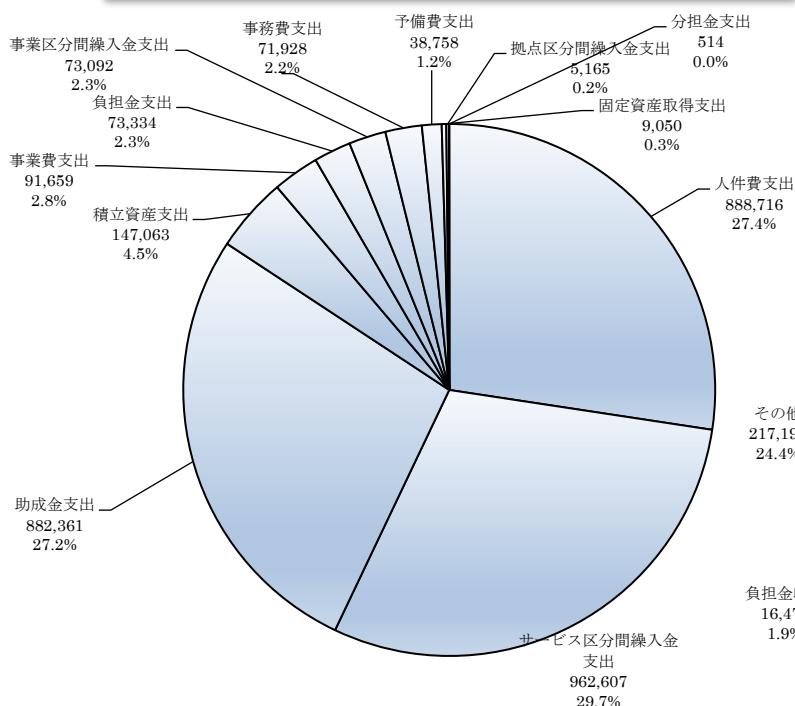
| 科 目               | 令和6年度      |        | 令和5年度      |           |
|-------------------|------------|--------|------------|-----------|
|                   | 予算額        | 構成比    | 予算額        | 決算額       |
| 人件費支出             | 5,972,613  | 54.90  | 5,490,216  | 5,509,094 |
| 事業費支出             | 1,155,735  | 10.62  | 1,139,935  | 1,116,375 |
| 事務費支出             | 591,278    | 5.43   | 522,343    | 486,934   |
| 就労支援事業支出          | 70         | 0.01   | 132        | 54        |
| 分担金支出             | 1,346      | 0.01   | 1,346      | 2,072     |
| 助成金支出             | 972,216    | 8.94   | 972,786    | 855,650   |
| 負担金支出             | 76,705     | 0.70   | 70,921     | 71,603    |
| 支払利息支出            | 2,747      | 0.02   | 3,439      | 3,194     |
| その他の支出            | 0          | 0      | 0          | 402       |
| 流動資産評価損等による資金減少額  | 0          | 0      | 0          | 145       |
| 固定資産取得支出          | 33,974     | 0.31   | 14,400     | 4,851     |
| ファイン・リース債務の返済支出   | 78,686     | 0.72   | 70,893     | 67,945    |
| その他の施設設備等による支出    | 0          | 0      | 0          | 0         |
| 長期貸付金支出           | 2,100      | 0.02   | 2,400      | 2,400     |
| 基金積立資産支出          | 30,000     | 0.28   | 30,000     | 14,129    |
| 積立資産支出            | 175,858    | 1.62   | 214,419    | 137,659   |
| サービス区分間長期借入金返済支出※ | 0          | 0      | 0          | 943       |
| 事業区分間繰入金支出※       | 186,245    | 1.71   | 168,238    | 78,833    |
| 拠点区分間繰入金支出※       | 42,219     | 0.39   | 43,742     | 61,443    |
| サービス区分間繰入金支出※     | 1,071,653  | 9.85   | 1,165,801  | 972,218   |
| その他の活動による支出       | 1,413      | 0.01   | 1,413      | 0         |
| 予備費               | 485,106    | 4.46   | 487,270    | 0         |
| 合 計               | 10,879,964 | 100.00 | 10,399,694 | 9,385,944 |

※・・・内部取引消去

## 3 主な事項の財源内訳（令和6年度予算）

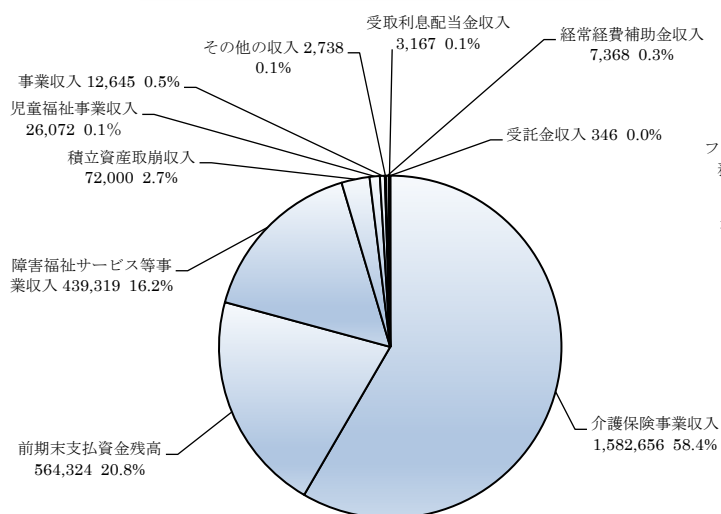
### (1) 法人運営拠点区分における支出内訳及び人件費

法人運営拠点区分の支出内訳及び人件費の内訳（単位：千円）

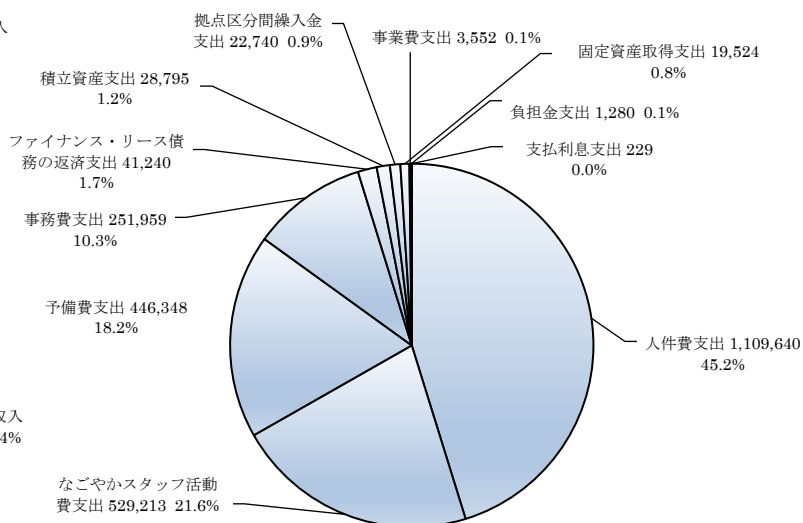


## (2) 居宅介護等拠点区分における収支内訳

居宅介護等事業 収入内訳 (単位：千円)



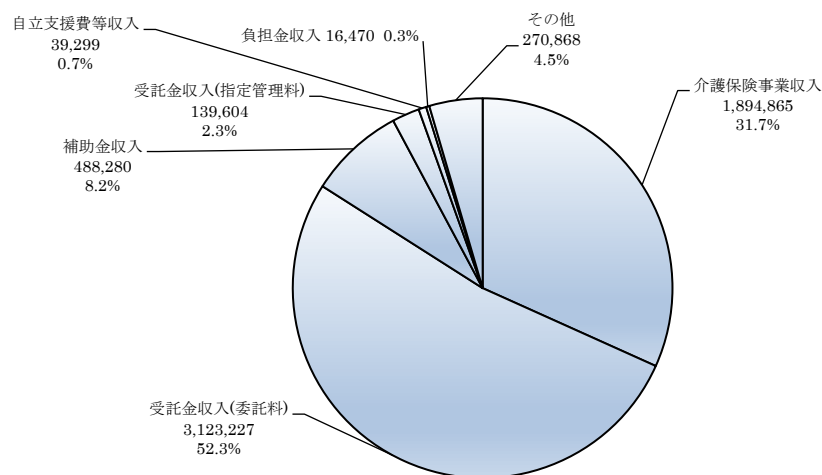
居宅介護等事業 支出内訳 (単位：千円)



(※) 介護保険事業所職員及び在宅福祉部職員分

## (3) 法人全体の財源別人件費の状況

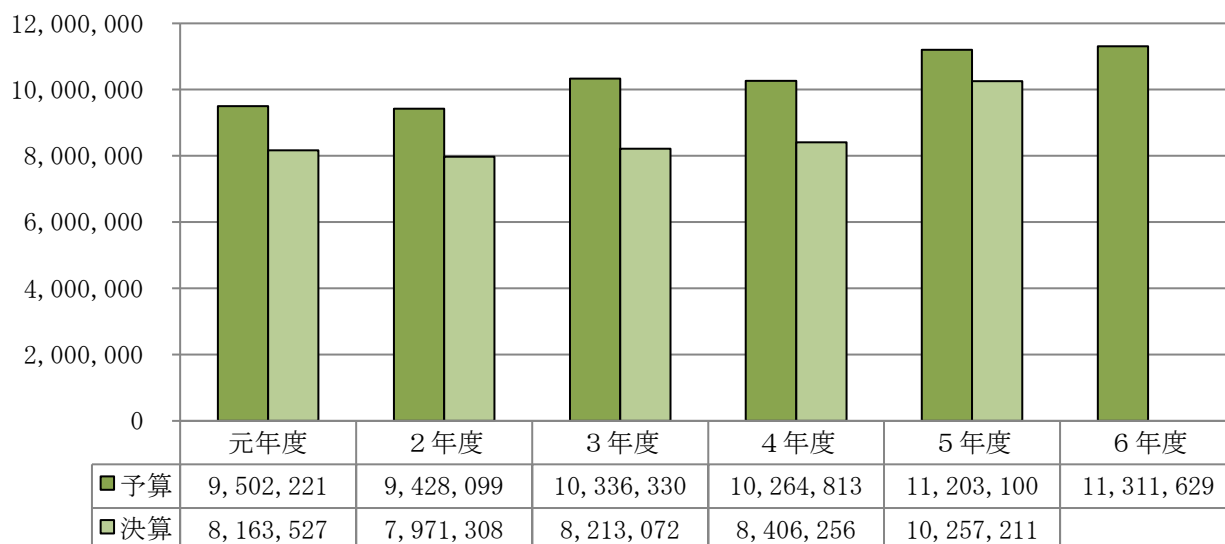
財源別人件費の状況 (単位：千円)



## 4 予算・決算額の推移

※予算は補正後の予算額、決算は支出額

本会の予算・決算総額の推移 (単位：千円)



## 事務局等各部別主要事業一覧

### 事務局

| 事業名          | 内 容                                                    | 対象者       | 財 源         |
|--------------|--------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 福祉サービス苦情相談事業 | 事業者が提供する福祉サービスにおける 苦情に対し、共同設置型の第三者委員として中立な立場で調査・助言を行う。 | 福祉サービス利用者 | 契約事業所からの負担金 |

### 総務部

| 事業名     | 内 容         | 対象者                                 | 財 源     |
|---------|-------------|-------------------------------------|---------|
| 施設の管理運営 | 東山霊安殿の管理・運営 | 行政から申請のあった方、<br>なごやかエンディングサポート事業利用者 | 共同募金配分金 |

### 経理企画部

| 事業名     | 内 容                                                                                      | 対象者                                            | 財 源                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 施設の管理運営 | ①高年大学鯉城学園の管理・経営<br>②とだがわこどもランドの管理・経営<br>③総合社会福祉会館の管理・経営<br>④児童館・福祉会館の運営協力<br>(区社協が指定管理者) | ①高齢者<br>②児童から一般<br>③一般<br>④児童館：児童等<br>福祉会館：高齢者 | ①指定管理料<br>事業収入<br>②指定管理料<br>③指定管理料<br>④— |

※上記のほか、市・区社協の事業財源等の確保など経営上の課題改善、市・区社協の財務等指導等を実施（福祉図書室事業は、新型コロナウイルス感染症対策等のため中止）

※基本財産：11 億 0,215 万円、運営基金：18 億 0,579 万円、福祉基金：33 億 7,620 万円（R6.3 月末現在）

### 地域福祉推進部（ボランティアセンター事業含む）

| 事業名                | 内 容                                                                                                                                                           | 対象者                    | 財 源         |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------|
| 地域福祉推進協議会活動の支援     | 小学校区を単位に、各種団体がふれあいネットワーク活動を始めた地域ぐるみの活動を推進（全学区に設置）。                                                                                                            | 地域団体等                  | 福祉基金        |
| ふれあい給食サービス事業       | 高齢者等の孤独感解消のため、推進協等が会食または配食を実施。                                                                                                                                | ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯・障がい者 | 福祉基金        |
| 地域支えあい事業           | 地域の元気な高齢者を中心とする多様な主体によって、地域のひとり暮らし高齢者等が日常生活で抱えるちょっとした困りごとを解決し、生活を支援するといった互助の取り組みを推進することにより、地域住民同士の支えあいの意識の高揚を図るとともに、高齢者等が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。 | 地域住民                   | 委託料<br>福祉基金 |
| 高齢者サロンの整備等生活支援推進事業 | 地域福祉活動の一環として行われる高齢者等が集えるサロン（集いの場）の整備及び、サロン活動を実践するキーパーソンの育成並びに、生活支援のネットワークづくりを推進することにより、生活支援の基盤整備と充実を図る。                                                       | 地域団体等                  | 委託料         |

| 事業名                              | 内 容                                                                                                                                                         | 対象者                                    | 財 源                    |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------|
| ふれあい・いきいき<br>サロン推進事業             | サロンの設置促進を図るため、実施主体の地域団体等に対し開設経費、運営経費の一部を助成。                                                                                                                 | 地域団体等                                  | 福祉基金                   |
| 子ども食堂推進事業                        | 子どもの孤食を防止し、子どもが安心して食事できる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する環境を推進することを目的とした事業で、子ども食堂の実施団体に対し、開設経費を助成するとともに、連絡会やシンポジウム等を開催し、市内の子ども食堂の活動支援を行う。                       | 地域団体等                                  | 補助金                    |
| 子ども食堂コーディネーター事業                  | 子ども食堂等の立ち上げや運営を支援するとともに、子ども食堂等で支援が必要な子どもを見つけた際、行政や地域住民・NPO等様々な支援機関と連携を取りながら当該子どもを支援につなぐことができるよう支援する。                                                        | 地域団体等                                  | 委託料                    |
| 重層的支援体制整備事業                      | 既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしながら、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築するため相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。                                                   | 地域住民等                                  | 委託料                    |
| 仕事・暮らし自立 サポートセンター<br>(名駅・金山) の運営 | 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター事業を受託し、生活困窮者に対する支援を通じて自立を図るとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進め、新たな社会資源の開発を行う。                                                                      | 生活困窮者                                  | 委託料                    |
| 住まいサポート<br>なごや                   | 居住支援コーディネーターと住宅相談員を配置し、入居トラブル等を抱えたセーフティネット住宅等の大家等への支援や住宅確保要配慮者への入居等の支援を通じて、関係者による居住支援活動のネットワークづくりを進める。                                                      | 高齢者・障がい者等の住宅確保要配慮者やセーフティネット住宅等の大家等     | 委託料                    |
| 高齢者はつらつ長寿<br>推進事業の支援             | 名古屋市から各区社協が委託を受け、健康増進活動・レクリエーション等の介護予防活動を実施する同事業の運営を支援。                                                                                                     | 65 歳以上の<br>高齢者                         | 委託料                    |
| 生活福祉資金貸付<br>事業                   | 資金の貸付と、貸し付けた世帯に対する指導等の援助を行う。<br>(県社協が実施主体／区社協が窓口)                                                                                                           | 低所得・高齢者・<br>障がい者世帯                     | —                      |
| ボランティア<br>センター事業の運営              | ①情報提供・情報収集・相談・需給調整・交流促進等総合的な支援<br>②活動拠点・機材の提供<br>③市域のボランティアの組織（おもちゃ図書館・点訳・視覚障がい者ガイド・ボランティア連絡協議会・傾聴）の支援<br>④市民向けのボランティア啓発イベント等                               | ボランティア団体、市民等                           | 福祉基金<br>補助金<br>共同募金配分金 |
| 地域の支え手応援<br>事業                   | 地域活動の支え手を支援する事業として、以下の3事業を連動させながら、人材養成から事業の経済的支援、安定した実施までの支援を行う。<br>①住民の地域活動参加支援<br>(マンパワーサポート)事業<br>②地域の困りごと解決応援助成<br>(ファンドサポート)事業<br>③活動継続応援(アクションサポート)事業 | ①市民<br>②ボランティア団体等<br>③ ①の講座受講者及び②の助成団体 | 福祉基金                   |

| 事業名             | 内 容                                                                                                         | 対象者                                                       | 財 源                                  |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 地域の子ども応援事業      | 主体性や社会性を身につける事業及び子育て支援の担い手を養成する事業に支援を行う。<br>①子どもの主体的な活動応援事業<br>②中学生・高校生の居場所づくり事業<br>③地域で子ども・子育てを支える人づくり事業   | 児童健全育成に実績を有する<br>非営利の団体                                   | 福祉基金                                 |
| 災害ボランティア活動の支援   | ①市や災害ボランティア団体と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営のための基盤整備<br>②市災害ボランティアコーディネーター養成講座への協力<br>③東日本大震災・令和6年能登半島地震の県外避難者への支援等 | 災害ボランティア、県外避難者                                            | 補助金<br>委託料                           |
| 福祉教育・福祉学習の推進    | 学校や地域での福祉教育・福祉学習を推進していくため、福祉学習サポーター養成研修や意識啓発等を行う。                                                           | ボランティア<br>団体、市民等                                          | 補助金                                  |
| はばたきサポート事業      | ①就職または進学希望者の運転免許取得費の一部補助<br>②就職または進学希望者の賃貸住居入居費の一部補助<br>(ともに10万円を上限とする)                                     | 児童養護施設や自立援助ホーム里親またはファミリーホームのご家庭で暮らしている方で、就職や進学を希望する高校3年生等 | 福祉基金                                 |
| なごや・よりどころサポート事業 | 市内の社会福祉法人等が協働し、地域住民の抱える困難な福祉課題の解決を目指す。<br>①居場所・サロンづくり事業<br>②地域のよりどころ相談窓口試行事業<br>③若者よりそいサポート事業<br>④就労支援事業    | 地域住民                                                      | なごや・よりどころ<br>サポート基金<br>(参加法人からの拠出金等) |

※上記のほか、地域福祉推進部においては、居住支援法人活動等を、ボランティアセンター事業として、家庭体験事業、各種団体の表彰推薦等を実施

## 権利擁護推進部

| 事業名                 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                   | 対象者                                                  | 財 源        |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------|
| 障害者・認知症高齢者権利擁護事業の運営 | 知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などで判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活が送れるよう市内4ヶ所(南部・北部・東部・西部)で次の事業を行う。<br>①相談事業<br>(職員や弁護士による生活相談や法律相談)<br>②金銭管理サービス<br>(預貯金の入出金や公共料金支払等の援助)<br>③財産保全サービス<br>(定期預金通帳や年金証書などの書類の預かり)<br>④福祉サービスの利用援助<br>(定期的に訪問をし、福祉サービスの利用を援助) | ①障がい者・認知症高齢者<br>②～④知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などで判断能力が不十分な方 | 補助金<br>利用料 |

| 事業名                            | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                         | 対象者                        | 財 源           |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------|
| 高齢者虐待相談<br>センター事業の運営           | 高齢者に対する虐待の防止及び早期発見を図るため、高齢者本人やその家族、保健福祉従事者等からの相談を受けるとともに、高齢者虐待に関する知識の普及・啓発等を行い、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。                                                                                                                                                          | 高齢者及び市民等                   | 委託料           |
| 障害者虐待相談<br>センター事業の運営           | 障がい者に対する虐待の防止及び早期発見を図るため、障がい者本人やその家族、保健福祉従事者等からの相談を受けるとともに、障がい者虐待に関する知識の普及・啓発等を行い、障がい者及びその家族の福祉の向上を図る。                                                                                                                                                      | 障がい者及び<br>市民等              | 委託料           |
| 障害者差別相談<br>センター事業の運営           | 障がい者本人やその家族、また事業者等からの相談を受け、建設的な対話によって差別の解消や合理的配慮が提供されるよう調整を図るとともに、障がい者の差別に関する知識の普及・啓発等を行い、差別のない地域づくりに取り組む。                                                                                                                                                  | 障がい者やその家族及び事業者、<br>市民等     | 委託料           |
| 成年後見あんしん<br>センター事業の運営          | 判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理や身上保護を行う成年後見制度の利用促進や地域における権利擁護支援のネットワークの構築を進める。また、身近な立場で支援する市民後見人を養成するとともに適切に活動できるよう支援することで、成年後見制度の一層の利用促進を図る。                                                                                                                        | 成年後見制度の利用を必要とする方<br>やその家族等 | 委託料           |
| 法人後見センター<br>事業(なごやかぽーと)の<br>運営 | ①法人後見事業<br>認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などが安心して地域で生活し続けられるように、本会が成年後見人等になることにより、成年被後見人等の財産管理、身上監護を行いその権利を擁護する。                                                                                                                                                      | 成年後見制度の利用を必要とする方<br>やその家族等 | 自主財源          |
|                                | ②なごやかエンディングサポート事業<br>死後に不安を抱える身寄りのない高齢者等が、安心して生活を送ることができるよう、死後事務及び見守り・安否確認等を行う。                                                                                                                                                                             | 死後に不安を抱える身寄りのない<br>高齢者等    |               |
|                                | ③名古屋市あんしんエンディングサポート事業<br>死後に不安を抱える身寄りのない高齢者等が、安心して生活を送ることができるよう、死後事務及び見守り・安否確認等を行う。                                                                                                                                                                         | 低所得者で死後に不安を抱える身寄りのない高齢者等   | 委託料           |
| 障害者雇用支援<br>センター事業の運営           | ①障害者就労支援センター事業<br>就職を希望する障がい者や在職中の障がい者が抱える就労及びそれに伴う日常生活上の課題に応じて、関係機関との連携の下、相談・支援を一体的に行う。<br>②指定就労移行支援事業<br>就労を希望する障がい者に対しセンター内作業や企業実習を行って適性に合った職場を探すとともに、就労後の職場定着のための支援を行う。<br>③指定就労定着支援事業<br>就労移行支援事業等を利用して企業等に就労した障がい者に対し、面談や職場訪問などを行い、就労後の職場定着のための支援を行う。 | 障がい者やその家族及び事業者等            | 補助金<br>自立支援給付 |

## 在宅福祉事業本部

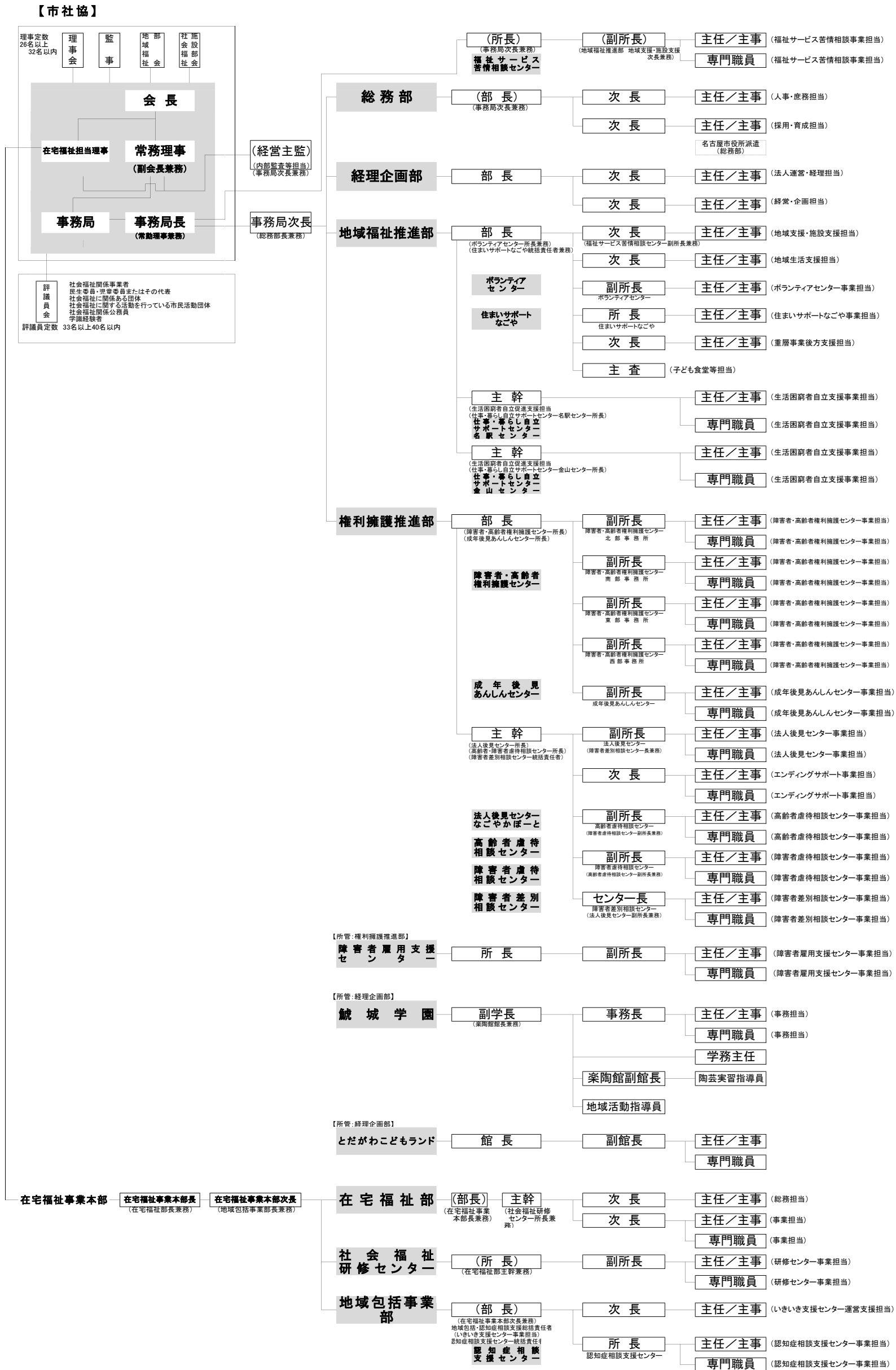
### 在宅福祉部

| 事業名           | 内 容                                                                                                                                                                          | 対象者                                                                                                                  | 財 源                              |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| なごやかヘルプ事業     | 介護保険の訪問介護事業及び障害者総合支援法の居宅介護事業等の対象世帯になごやかスタッフを派遣                                                                                                                               | 要介護・要支援認定者、障がい者等                                                                                                     | 報酬<br>利用料                        |
| 居宅介護支援事業      | 居宅介護支援事業を実施                                                                                                                                                                  | 要介護・要支援認定者等                                                                                                          | 委託料                              |
| 通所介護事業の支援     | 市内 9 区で実施（千種・中村・中・昭和・瑞穂・熱田・港・南・守山）                                                                                                                                           |                                                                                                                      |                                  |
| 社会福祉研修センターの運営 | ①介護職員初任者研修<br>（旧：ホームヘルパー2 級養成研修）<br>②認知症介護実践研修<br>（地域密着型サービス事業職員研修含む）<br>③ホームヘルパー現任研修<br>④高齢・障害福祉職員研修<br>⑤介護職員等キャリアアップ研修<br>⑥サービス管理責任者等フォローアップ研修<br>⑦介護保険・障害福祉サービス事業所 経営セミナー | ①市民等<br>②認知症介護に従事する専門職員<br>③ホームヘルパー等<br>④高齢・障害福祉に従事する職員<br>⑤介護サービス事業所従事者<br>⑥ サービス管理責任者等<br>⑦高齢・障害福祉事業所等を運営する事業者の代表者 | ①～③ 受講料<br>（②③ は一部委託料）<br>④～⑦委託料 |

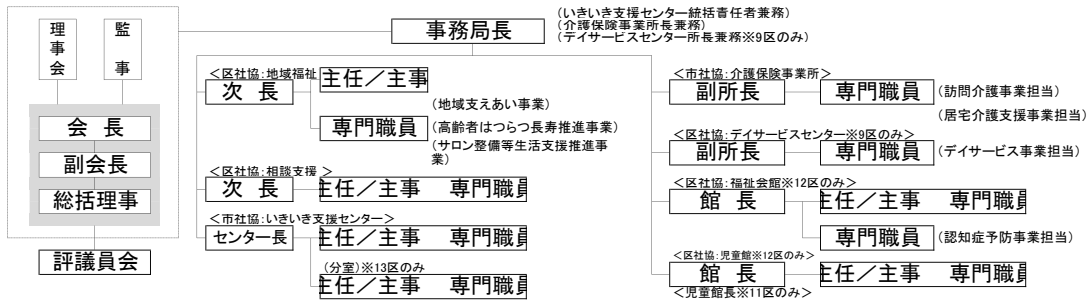
## 地域包括事業部

| 事業名              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 対象者                                      | 財 源         |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------|
| いきいき支援センターの運営    | 17 ヶ所（13 ヶ所の分室含む）の地域包括支援センター（いきいき支援センター）運営事業を受託し、次の事業を実施する。<br>①総合相談支援事業<br>②包括的・継続的ケアマネジメント事業<br>③介護予防支援事業<br>④認知症の人を介護する家族支援事業<br>⑤高齢者の見守り支援事業<br>⑥第1号介護予防支援事業<br>⑦認知症地域支援体制づくり推進事業<br>上記の他、市内に設置されるいきいき支援センターの事務局に関する事業等を実施する。                                                                             | 市内に居住するおおむね 65 歳以上の高齢者並びにその家族、介護サービス事業者等 | 委託料<br>介護報酬 |
| 認知症相談支援センター事業の運営 | 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう認知症地域支援推進員等を配置し、次の事業を実施する。<br>①市域におけるネットワーク体制の構築<br>②各いきいき支援センターに配置された認知症地域支援推進員に対する支援<br>③各いきいき支援センターに配置された認知症初期集中支援チーム員に対する支援<br>④ピアサポーター活動支援事業<br>⑤当事者ワーキンググループの開催<br>⑥なごや認知症カフェの開設・運営助成<br>⑦認知症に関する普及・啓発<br>⑧名古屋市認知症コールセンターの運営<br>⑨なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業受付事務局運営<br>⑩若年性認知症相談支援事業 | 市民、認知症の方（若年性認知症者を含む）やその家族、認知症に関わる専門職等    | 委託料         |

組織図(令和6年4月1日現在)



【区社協】※「いきいき支援センター」及び「介護保険事業所（デイサービス除く。）」は、市社協事業所



## 事業所一覧

### 名古屋市社会福祉協議会

| 名 称                      | 所 在 地                                        | 電話(FAX)                |
|--------------------------|----------------------------------------------|------------------------|
| 総務部                      |                                              | 911-3192(代)            |
| 経理企画部                    |                                              | (913-8553)             |
| 福祉サービス苦情相談センター           |                                              | 910-7976<br>(910-7977) |
| 地域福祉推進部                  |                                              | 911-3193               |
| ボランティアセンター               |                                              | 911-3180               |
| 権利擁護推進部                  |                                              | 919-7584<br>(919-7585) |
| 障害者・高齢者権利擁護センター<br>北部事務所 | 〒462-8558<br>北区清水四丁目17-1<br>名古屋市総合社会福祉会館内    |                        |
| 高齢者虐待相談センター              |                                              | 856-9001               |
| 障害者虐待相談センター              |                                              | 856-3003               |
| 障害者差別相談センター              |                                              | 856-8181               |
| 成年後見あんしんセンター             |                                              | 856-3939               |
| 法人後見センターなごやかぼーと          |                                              | 856-2580               |
| なごやかエンディングサポート事業         |                                              | 380-8294               |
| 名古屋市あんしんエンディングサポート事業     |                                              | 919-5013               |
| 障害者・高齢者権利擁護センター<br>南部事務所 | 〒456-0073<br>熱田区千代田町20-26<br>知的障害者センターサンハート内 | 678-3030<br>(678-3051) |
| 障害者・高齢者権利擁護センター<br>東部事務所 | 〒468-0015<br>天白区原一丁目301 原ターミナルビル3F           | 803-6100<br>(803-6600) |
| 障害者・高齢者権利擁護センター<br>西部事務所 | 〒453-0024<br>中村区名楽町4-7-18 4F                 | 433-6580<br>(433-6579) |
| 在宅福祉部                    | 〒466-0027<br>昭和区阿由知通3-19                     | 731-9758<br>(731-9728) |
| 社会福祉研修センター               | 昭和区役所7F                                      | 745-6660               |
| 地域包括事業部                  | 〒466-0027                                    | 734-7109<br>(734-7129) |
| いきいき支援センター担当             | 昭和区阿由知通3-19                                  |                        |
| 認知症相談支援センター              | 昭和区役所6F                                      | 734-7079<br>(734-7199) |
| とだがわこどもランド               | 〒455-0873<br>港区春田野一丁目3616                    | 304-1500<br>(304-1501) |
| 高年大学鯉城学園                 | 〒460-0008<br>中区栄一丁目23-13 伏見ライブラザ内            | 222-7521<br>(222-7523) |
| 障害者雇用支援センター              | 〒456-0073<br>熱田区千代田町20-26<br>知的障害者センターサンハート内 | 678-3333<br>(683-5250) |
| 仕事・暮らし自立サポートセンター名駅       | 〒450-0003<br>中村区名駅南一丁目5-17<br>ネットプラザ柳橋ビル3F   | 446-7333<br>(446-7555) |
| 仕事・暮らし自立サポートセンター金山       | 〒456-0018<br>熱田区新尾頭二丁目2-7                    | 684-8131<br>(684-8132) |
| 住まいサポートなごや               | 富春ビル4F                                       | 684-8597<br>(684-8132) |

### 区社会福祉協議会

| 名 称        | 所 在 地                                  | 電話(FAX)                |
|------------|----------------------------------------|------------------------|
| 千種区社会福祉協議会 | 〒464-0825 千種区西崎町2-4-1                  | 763-1531<br>(763-1547) |
| 東区社会福祉協議会  | 〒461-0001 東区泉二丁目28-5                   | 932-8204<br>(932-9311) |
| 北区社会福祉協議会  | 〒462-0844 北区清水四丁目17-1                  | 915-7435<br>(915-2640) |
| 西区社会福祉協議会  | 〒451-8508 西区花の木二丁目18-1                 | 532-9076<br>(532-9082) |
| 中村区社会福祉協議会 | 〒453-0024 中村区名楽町4-7-18                 | 486-2131<br>(483-3410) |
| 中区社会福祉協議会  | 〒460-0013 中区上前津二丁目12-23                | 331-9951<br>(331-9953) |
| 昭和区社会福祉協議会 | 〒466-0051 昭和区御器所三丁目18-1                | 884-5511<br>(883-2231) |
| 瑞穂区社会福祉協議会 | 〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18                   | 841-4063<br>(841-4080) |
| 熱田区社会福祉協議会 | 〒456-0031 熱田区神宮三丁目1-15<br>熱田区役所等複合施設6F | 671-2875<br>(671-4019) |
| 中川区社会福祉協議会 | 〒454-0875 中川区小-city1-1の20              | 352-8257<br>(352-3825) |
| 港区社会福祉協議会  | 〒455-0014 港区港楽二丁目6-32                  | 651-0305<br>(661-2940) |
| 南区社会福祉協議会  | 〒457-0058 南区前浜通3-10<br>南区役所庁舎内         | 823-2035<br>(823-2688) |
| 守山区社会福祉協議会 | 〒463-0048 守山区小幡南一丁目24-10<br>アクロス小幡2・3F | 758-2011<br>(758-2015) |
| 緑区社会福祉協議会  | 〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1                   | 891-7638<br>(891-7640) |
| 名東区社会福祉協議会 | 〒465-0025 名東区上社一丁目802<br>上社ターミナルビル2F   | 726-8664<br>(726-8776) |
| 天白区社会福祉協議会 | 〒468-0015 天白区原一丁目301<br>原ターミナルビル3F     | 809-5550<br>(809-5551) |

### 児童館

| 名 称    | 所 在 地                   | 電話(FAX)                |
|--------|-------------------------|------------------------|
| 千種児童館○ | 〒464-0072 千種区振甫町3-34    | 722-8222<br>(722-8222) |
| 高岳児童館○ | 〒461-0001 東区泉二丁目28-5    | 932-1718<br>(935-1025) |
| 上飯田児童館 | 〒462-0804 北区上飯田南町1-45の4 | 916-7030<br>(916-7033) |
| 西児児童館○ | 〒451-0062 西区花の木二丁目10-7  | 521-7382<br>(508-6689) |
| 中村児童館○ | 〒453-0809 中村区上米野町3-7    | 451-5162<br>(451-5163) |
| 前津児童館  | 〒460-0011 中区大須四丁目15-15  | 262-6299<br>(217-7398) |
| 白金児童館  | 〒466-0058 昭和区白金一丁目20-24 | 881-3020<br>(626-5922) |
| 瑞穂児童館○ | 〒467-0011 瑞穂区萩山町1-22    | 852-2229<br>(841-1348) |
| 熱田児童館○ | 〒456-0051 熱田区四番二丁目10-10 | 659-6307<br>(651-7251) |
| 中川児童館  | 〒454-0031 中川区八幡本通2-40   | 352-3564<br>(352-9406) |
| 港児児童館  | 〒455-0066 港区寛政町7-28     | 384-4473<br>(384-4473) |
| 南児児童館○ | 〒457-0833 南区東又兵衛町3-35の1 | 612-9795<br>(602-5132) |
| 守山児童館○ | 〒463-0011 守山区小幡一丁目3-15  | 796-1501<br>(796-1501) |
| 緑児児童館  | 〒458-0033 緑区相原郷二丁目701   | 623-9656<br>(623-9656) |
| 名東児童館  | 〒465-0094 名東区亀の井二丁目201  | 704-8314<br>(704-8314) |
| 天白児童館  | 〒468-0055 天白区池場五丁目1801  | 805-4129<br>(853-9133) |

※○印は区社協が指定管理者。上飯田・前津・白金・港・緑・名東・天白児童館は  
コンソーシアム(区社協とNPO法人の共同管理運営)。  
※中川児童館は他法人が指定管理者。

### 福祉会館

| 名 称      | 所 在 地                     | 電話(FAX)                |
|----------|---------------------------|------------------------|
| 都福祉会館○   | 〒464-0076 千種区豊年町15-9      | 711-1483<br>(711-9657) |
| 高岳福祉会館○  | 〒461-0001 東区泉二丁目28-5      | 931-8174<br>(935-1025) |
| 上飯田福祉会館  | 〒462-0804 北区上飯田南町1-45の4   | 914-0831<br>(912-1308) |
| 天神山福祉会館○ | 〒451-0062 西区花の木三丁目18-12   | 531-0023<br>(521-3369) |
| 名楽福祉会館○  | 〒453-0024 中村区名楽町4-7-18    | 481-8588<br>(461-5667) |
| 前津福祉会館○  | 〒460-0011 中区大須四丁目15-15    | 262-1869<br>(242-5761) |
| 昭和福祉会館○  | 〒466-0015 昭和区御器所通1丁目6番地の1 | 881-0600<br>(881-0601) |
| 瑞穂福祉会館○  | 〒467-0011 瑞穂区萩山町1-22      | 841-3113<br>(841-1348) |
| 熱田福祉会館○  | 〒456-0051 熱田区四番二丁目10-10   | 659-6306<br>(651-7251) |
| 中川福祉会館   | 〒454-0031 中川区八幡本通2-40     | 351-9121<br>(352-9406) |
| 港福祉会館○   | 〒455-0066 港区寛政町7-28       | 382-7009<br>(381-2285) |
| 笠寺福祉会館○  | 〒457-0025 南区白雲町57         | 811-1282<br>(822-1121) |
| 守山福祉会館○  | 〒463-0011 守山区小幡一丁目3-15    | 793-6330<br>(792-6094) |
| 緑福祉会館○   | 〒458-0033 緑区相原郷二丁目701     | 624-3131<br>(624-4485) |
| 名東福祉会館   | 〒465-0094 名東区亀の井二丁目201    | 703-9282<br>(704-8144) |
| 天白福祉会館   | 〒468-0055 天白区池場五丁目1801    | 802-2351<br>(806-3327) |

※○印は区社協が指定管理者。上飯田・名東・天白福祉会館はコンソーシアム  
(区社協とNPO法人の共同管理運営)。

※中川福祉会館は他法人が指定管理者。

※八事福祉会館は、令和4年6月に昭和福祉会館(昭和区御器所通)へ移転。

## いきいき支援センター（地域包括支援センター）

| 名 称             | 所 在 地                                 | 電話(FAX)            | 担当区域(小学校区)                                             |
|-----------------|---------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------|
| 千種区西部いきいき支援センター | 〒464-0825 千種区西崎町2-4の1                 | 763-1530(763-1547) | 内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付                                   |
| 東区いきいき支援センター    | 〒461-0001 東区泉二丁目28-5                  | 932-8236(932-9311) | 区内全域                                                   |
| 分室              | 〒461-0040 東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1F      | 711-6333(711-6313) |                                                        |
| 北区西部いきいき支援センター  | 〒462-0844 北区清水四丁目17-1                 | 915-7545(915-2641) | 味鋤、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋤、如意                          |
| 分室              | 〒462-0015 北区中味鋤三丁目414                 | 902-7232(902-7233) |                                                        |
| 西区南部いきいき支援センター  | 〒451-8508 西区花の木二丁目18-1                | 532-9079(532-9020) | 稲生、江西、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、那古野、幅下、枇杷島、南押切                |
| 分室              | 〒451-0044 西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2F      | 562-5775(562-5776) |                                                        |
| 中村区北部いきいき支援センター | 〒453-0024 中村区名楽町4-7の18                | 486-2133(486-2140) | 稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか(本陣、則武、亀島)                      |
| 分室              | 〒453-0057 中村区稲葉地本通1-3 魚住稲葉地ビル西号室      | 412-3030(412-3110) |                                                        |
| 中区いきいき支援センター    | 〒460-0013 中区上前津二丁目12-23               | 331-9674(331-9953) | 区内全域                                                   |
| 分室              | 〒460-0008 中区栄四丁目1-8 中区役所地下2F          | 262-2265(262-2275) |                                                        |
| 昭和区西部いきいき支援センター | 〒466-0051 昭和区御器所三丁目18-1               | 884-5513(883-2231) | 御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲                                     |
| 分室              | 〒466-0027 昭和区阿由知通4-7 グローバル御器所2C       | 852-3355(852-3344) |                                                        |
| 瑞穂区東部いきいき支援センター | 〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18                  | 858-4008(842-8122) | 汐路、豊岡、中根、弥富、陽明                                         |
| 分室              | 〒467-0066 瑞穂区洲山町2-21 啓徳名古屋南ビル1F       | 851-0400(851-0410) |                                                        |
| 瑞穂区西部いきいき支援センター | 〒467-0862 瑞穂区堀田通1-18 シティアーク1F         | 872-1705(872-1707) | 井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御崎                                     |
| 熱田区いきいき支援センター   | 〒456-0031 熱田区神宮三丁目1-15 熱田区役所等複合施設6F   | 671-3195(671-1155) | 区内全域                                                   |
| 分室              | 〒456-0062 熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1F    | 682-2522(682-2505) |                                                        |
| 中川区西部いきいき支援センター | 〒454-0875 中川区小幡町1-1の20                | 352-8258(353-5879) | 赤星、荒子、五反田、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、正色、万場、明正             |
| 分室              | 〒454-0985 中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1F       | 364-7273(364-7271) |                                                        |
| 港区東部いきいき支援センター  | 〒455-0014 港区港楽二丁目6-32                 | 651-0568(651-1167) | 稲永、大手、港楽、成章、東海、中川、野跡、西築地、東築地                           |
| 南区南部いきいき支援センター  | 〒457-0058 南区前浜通3-10 南区役所庁舎内           | 819-5050(819-1123) | 笠寺、笠東、柴田、大生、宝、千島、白水、宝南、星崎                              |
| 守山区東部いきいき支援センター | 〒463-0048 守山区小幡南一丁目24-10 アクロス小幡2・3F   | 758-2013(758-2015) | 天子田、大森、大森北、小幡、上志段味、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東    |
| 分室              | 〒463-0813 守山区吉根南1401                  | 736-0080(736-0081) |                                                        |
| 緑区北部いきいき支援センター  | 〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1                  | 899-2002(891-7640) | 旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山 |
| 分室              | 〒458-0815 緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1F        | 877-9001(877-8841) |                                                        |
| 名東区北部いきいき支援センター | 〒465-0025 名東区上社一丁目802 上社ターミナルビル2F     | 726-8777(726-8776) | 猪高、猪子石、香流、北一社、豊が丘、引山、藤が丘、平和が丘、蓬来、本郷                    |
| 分室              | 〒465-0033 名東区明が丘124の2 ami ami annex2階 | 771-7785(771-7702) |                                                        |
| 天白区東部いきいき支援センター | 〒468-0015 天白区原一丁目301 原ターミナルビル3F       | 809-5555(385-8451) | 相生、植田、植田東、植田北、植田南、しまだ、高坂、原、平針、平針北、平針南                  |
| 分室              | 〒468-0015 天白区原五丁目1303 三和シャトー1F        | 808-5400(808-5322) |                                                        |

※市社協が運営する事業所のみ掲載。その他センターは他法人が運営しています。

## 介護保険事業所

| 名 称        | 所 在 地                               | 電話(FAX)                                 |
|------------|-------------------------------------|-----------------------------------------|
| 千種区介護保険事業所 | 〒464-0825 千種区西崎町2-4の1               | 763-7842<br>(763-1535)                  |
| 東区介護保険事業所  | 〒461-0001 東区泉二丁目28-5                | 686-2525<br>(932-9311)                  |
| 北区介護保険事業所  | 〒462-0844 北区清水四丁目17-1               | 982-8600(訪問) 917-1294(居宅)<br>(915-2640) |
| 西区介護保険事業所  | 〒451-8508 西区花の木二丁目18-1              | 532-5388<br>(532-9082)                  |
| 中村区介護保険事業所 | 〒453-0024 中村区名楽町4-7の18              | 486-2134<br>(483-3410)                  |
| 中区介護保険事業所  | 〒460-0013 中区上前津二丁目12-23             | 331-9952<br>(331-9953)                  |
| 昭和区介護保険事業所 | 〒466-0051 昭和区御器所三丁目18-1             | 884-5512<br>(883-2231)                  |
| 瑞穂区介護保険事業所 | 〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18                | 841-4067<br>(841-4080)                  |
| 熱田区介護保険事業所 | 〒456-0031 熱田区神宮三丁目1-15 熱田区役所等複合施設6F | 671-3197<br>(671-4019)                  |
| 中川区介護保険事業所 | 〒454-0875 中川区小幡町1-1の20              | 352-8292<br>(352-3825)                  |
| 港区介護保険事業所  | 〒455-0014 港区港楽二丁目6-32               | 651-0704<br>(661-2940)                  |
| 南区介護保険事業所  | 〒457-0058 南区前浜通3-10 南区役所庁舎内         | 819-6200<br>(823-2688)                  |
| 守山区介護保険事業所 | 〒463-0048 守山区小幡南一丁目24-10 アクロス小幡2・3F | 758-2014<br>(758-2015)                  |
| 緑区介護保険事業所  | 〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1                | 891-7621(訪問) 680-7766(居宅)<br>(891-7640) |
| 名東区介護保険事業所 | 〒465-0025 名東区上社一丁目802 上社ターミナルビル2F   | 726-8669<br>(726-8776)                  |
| 天白区介護保険事業所 | 〒468-0015 天白区原一丁目301 原ターミナルビル3F     | 800-2255<br>(809-5551)                  |